

# 多摩市行政評価レポート

---

～令和7(2025)年度における行政評価の取組～

令和8(2026)年2月発行



## 「多摩市行政評価レポート」の発行にあたって

「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」を将来都市像とする第六次総合計画がスタートし、令和7(2025)年度で3年目を迎えました。この計画では、地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、や担い手不足、今後の人口減少等の課題を乗り越えるため、6つの「分野別の目指すまちの姿」とともに、3つの「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」（①環境との共生、②健幸まちづくりの推進、③活力・にぎわいの創出）を設定し、取組を推進しています。

総合計画では、行政評価の手法を用いて、社会の変化にも柔軟に対応しながら、限られた経営資源の中でより効率的・効果的な財源配分と事業選択につなげるものとしています。このレポートは、年度ごとの取組状況を市民の皆さんと共有し、これからのまちづくりを共に進めていくことを目的として発行しています。

令和7(2025)年度においては、昨年度の試行実施を踏まえ、引続き評価と予算の連動強化、評価事務の効率化、各種データを踏まえた未来志向の議論の場づくり等に取り組みました。また、市民の皆さんからの多様な意見を評価に活かすため、新たに無作為抽出による市民ワークショップを実施するとともに、子どもみらい会議における「市政への提案」を踏まえ、今後の方向性を検討しました。ご協力をいただいた皆さんに、この場を借りて感謝申し上げます。

令和8(2026)年度は、第六次総合計画の基本計画改定に着手する年となります。総合計画の着実な推進に向け、これまでの取組により得られた課題を、行政評価のしくみの改善へと活かすなどPDCAサイクルにより、今後のまちづくりを推進していきます。引き続き、ご協力の程よろしくお願いいたします。



# 目次

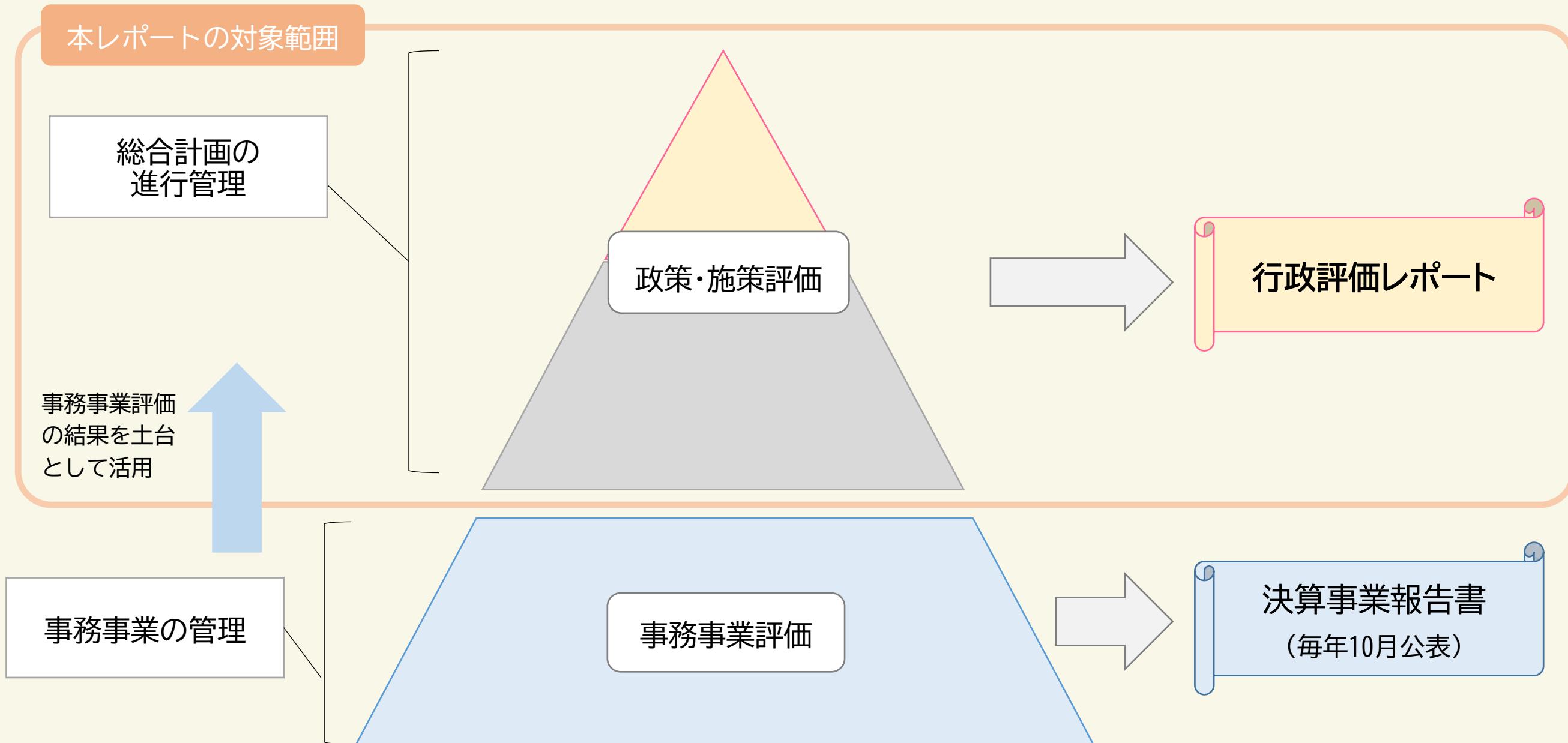
はじめに	1
1 行政評価とは ～総合計画の着実な進行管理に向けて～	2
2 総合計画の概要	3
3 総合計画の体系（政策・重点テーマ）	4
4 令和7(2025)年度における主な取組内容	6
5 年間スケジュール	7
I 施政方針（多摩市長）	8
II 各部の目標・取組方針	12
1 各部の目標・取組方針について	13
2 各部の目標と取組方針シート	14
III 市民による評価結果	44
1 市民ワークショップ	45
2 子どもみらい会議	54
IV 内部評価の結果	56
1 令和7(2025)年度における行政評価（概要）	57
2 重点テーマにおける基本目標の最重点化	58
3 政策別の評価結果	59
V 議会による評価結果（令和6年度決算審査事業評価）	78
VI 予算編成方針	85
<参考資料>	
多摩市の行財政運営に関する主な資料	89

# はじめに

- 1 行政評価とは ～総合計画の着実な進行管理に向けて～
- 2 総合計画の概要
- 3 総合計画の体系（政策・重点テーマ）
- 4 令和7（2025）年度における主な取組内容
- 5 年間スケジュール

# 1 行政評価とは ～総合計画の着実な進行管理に向けて～

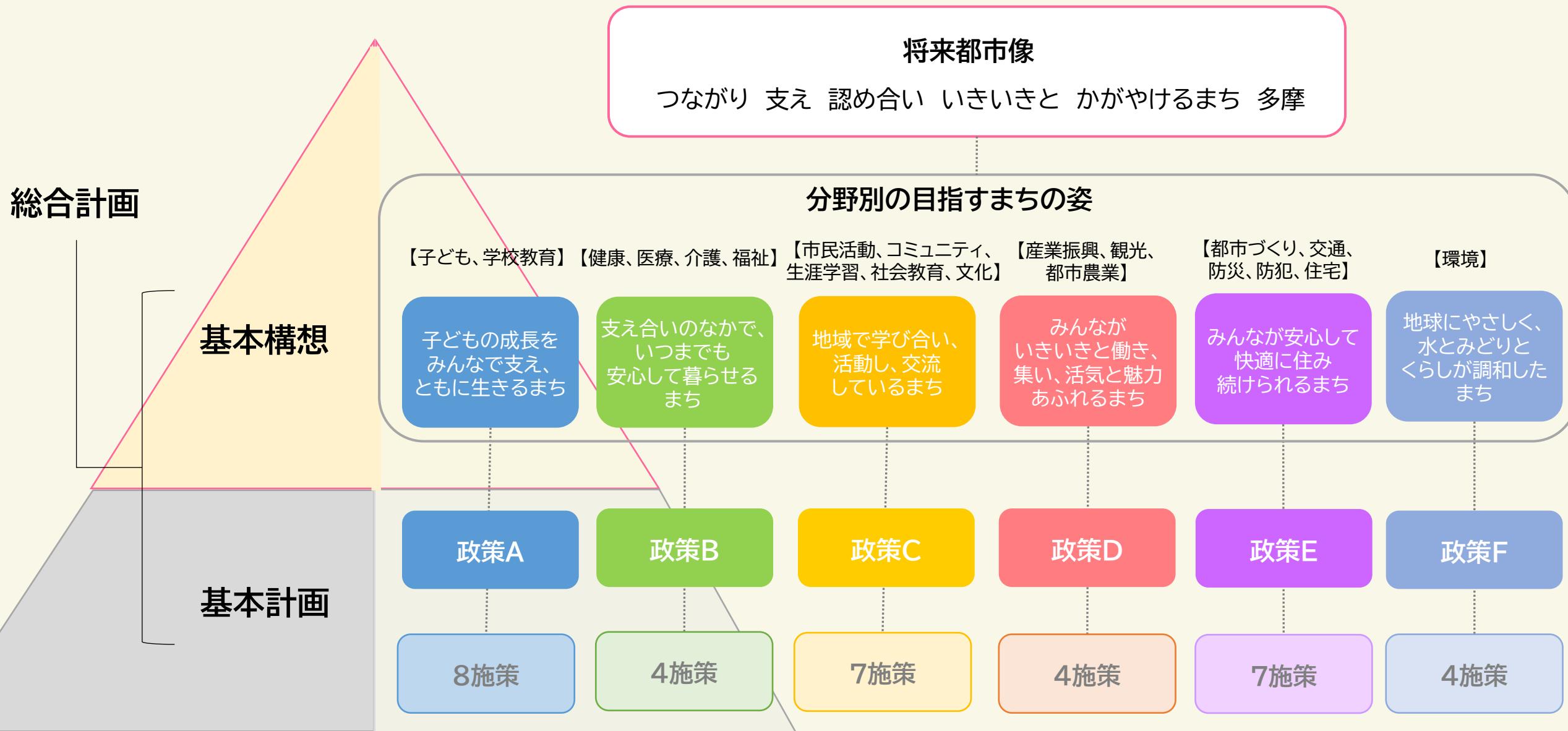
- 本市が進める「行政評価」とは、市の取組がどのような成果をもたらしたのかという視点で、各年度の取組状況を確認するとともに、あらためて「目指すまちの姿の実現」という観点から議論し、その結果を翌年度以降の改善につなげていくためのしくみです。
- 総合計画では、政策・施策レベルの評価と、具体的な手立てである事務事業レベルでの評価を行うことで、PDCAサイクルによる計画の進行管理と予算との連動に取り組んでいます。
- 本レポートでは、主に「政策・施策評価」の部分に焦点を当てて掲載しています。なお、「事務事業評価」については、事業カルテを作成し、市議会による決算審査に際しての附属資料「決算事業報告書」として提出・公表しています。



## 2 総合計画の概要

- 総合計画は、市民と行政の共通の目標として本市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、総合的・計画的にまちづくりを進める上で根幹となる計画です。本市の行政計画の中で、最上位に位置付けられる計画でもあります。
- 市の将来像を定める「基本構想」（将来都市像、分野別の目指すまちの姿など）と、具体的な取組（政策・施策など）を定める「基本計画」の2層で構成しています。

### 総合計画の構成（概要）



## 3-1 総合計画の体系（政策）

<b>政策A</b>	子どもの成長をみんなで支え、 ともに生きるまち の実現
施策1	子どもの健やかな成長への支援
施策2	子育て家庭への支援
施策3	子育て・子育てを育む地域づくり
施策4	子ども・若者に対する多角的な支援
施策5	児童・生徒の学びを支える環境づくり
施策6	確かな学力を育む教育の推進
施策7	豊かな心を育む教育の推進
施策8	健やかな体を育む教育の推進

<b>政策C</b>	地域で学び合い、活動し、 交流しているまち の実現
施策1	平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進
施策2	交流による多文化共生社会の醸成
施策3	多世代共生型のコミュニティづくりの推進
施策4	学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進
施策5	「社会教育」と「家庭教育支援」の充実
施策6	スポーツを通じてつながり、笑顔になれる まちづくり
施策7	文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

<b>政策E</b>	みんなが安心して快適に 住み続けられるまち の実現
施策1	次世代につなぐ都市づくりの推進
施策2	安全で快適な道路環境整備
施策3	安全・安心で快適な市民生活を支える下水道
施策4	減災・防災体制のさらなる強化
施策5	暮らしの安全を守るまちづくりの推進
施策6	良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境 の形成
施策7	交通ネットワークの形成

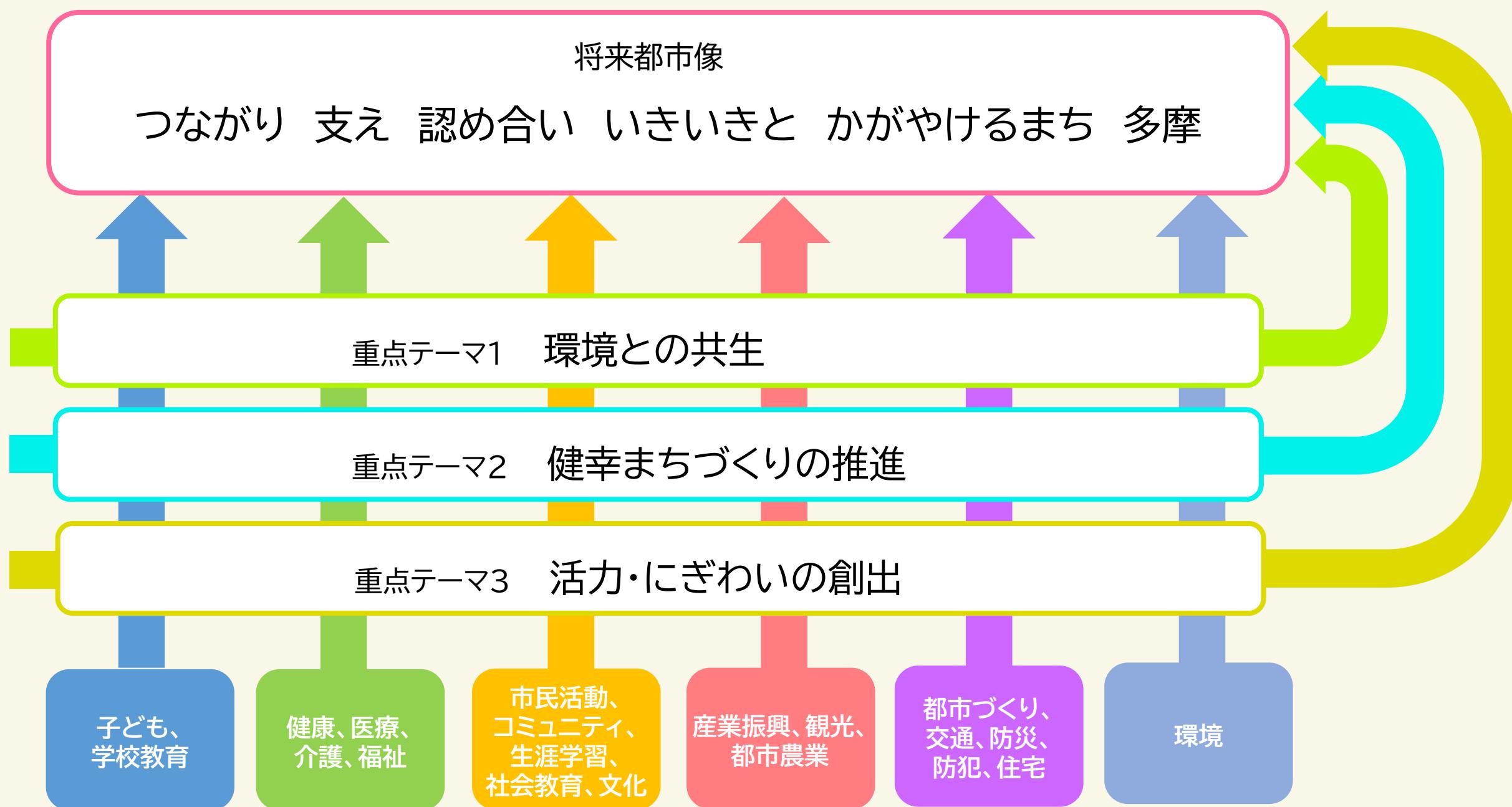
<b>政策B</b>	支え合いのなかで、いつまでも 安心して暮らせるまち の実現
施策1	予防から医療まで健康づくりと健康を支える ネットワーク
施策2	誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり
施策3	地域生活における高齢者支援
施策4	障がい者(児)が安心して暮らせるまちづくり

<b>政策D</b>	みんながいきいきと働き、集い、 活気と魅力あふれるまち の実現
施策1	活力ある地域経済を支える産業の振興
施策2	拠点地区活性化の推進
施策3	観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
施策4	農業者と市民が支える都市農業の推進

<b>政策F</b>	地球にやさしく、水とみどりと くらしが調和したまち の実現
施策1	スマートエネルギー社会の構築
施策2	自然環境・都市環境の保全と創出
施策3	資源循環社会の構築
施策4	環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

## 3-2 総合計画の体系（重点テーマ）

- 総合計画では、市を取り巻く様々な課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、3つの「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を設定しています。
- 縦に伸びる6つの矢印は「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取組、横に広がる3つの矢印は「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を表しています。縦と横の2つのアプローチにより取組を推進します。

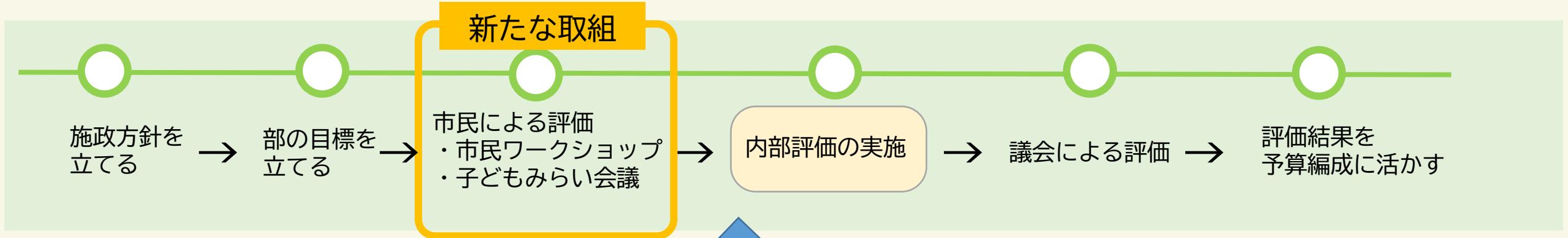


## 4 令和7(2025)年度における主な取組内容

昨年度の試行実施を踏まえ、引き続き、次の(1)～(3)の視点に基づく取組を実施しました。また、多様な意見を評価に活かすため、新たに無作為抽出による市民ワークショップ（昨年度のオンライン座談会から変更）を実施するとともに、子どもみらい会議における「市政への提案」を踏まえて行政評価（内部評価）を行いました。

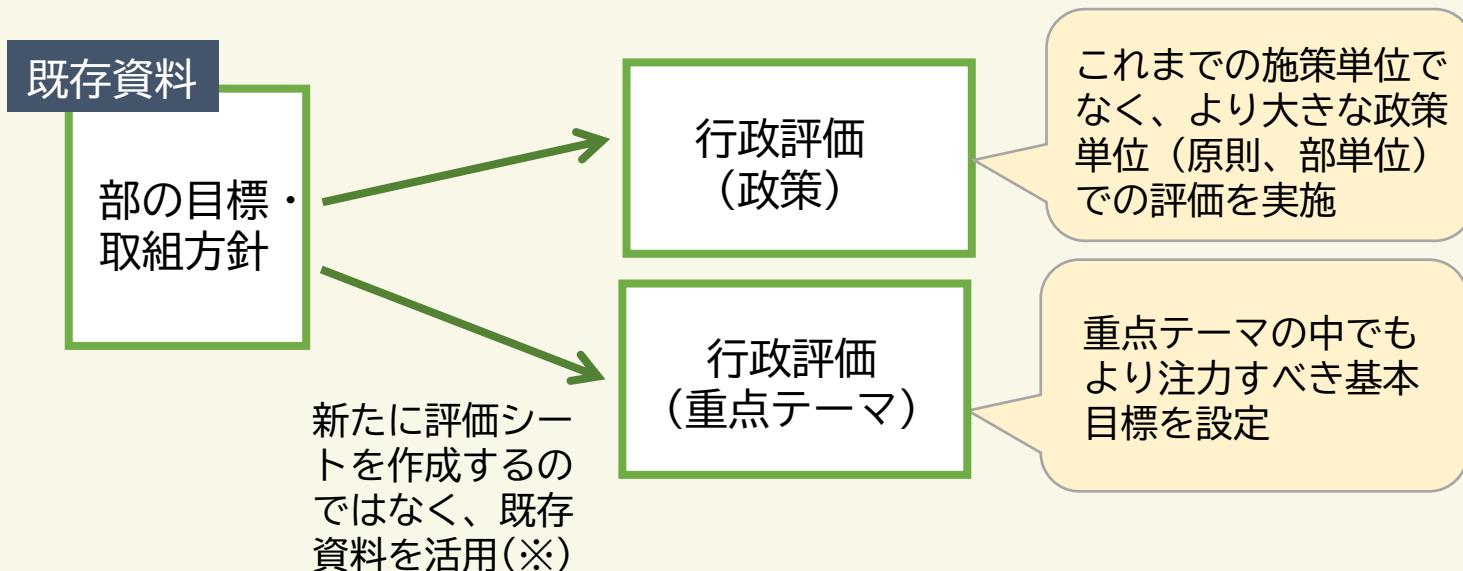
### (1) 評価と予算との連動強化 ※詳細は次ページ参照

評価と予算との連動強化に向け、年間の主要スケジュールを再整理・明確化しました。



### (2) 評価事務の効率化

行政評価（内部評価）に当たっては、既存資料の活用により、評価シート作成、評価事務の効率化を図りました。



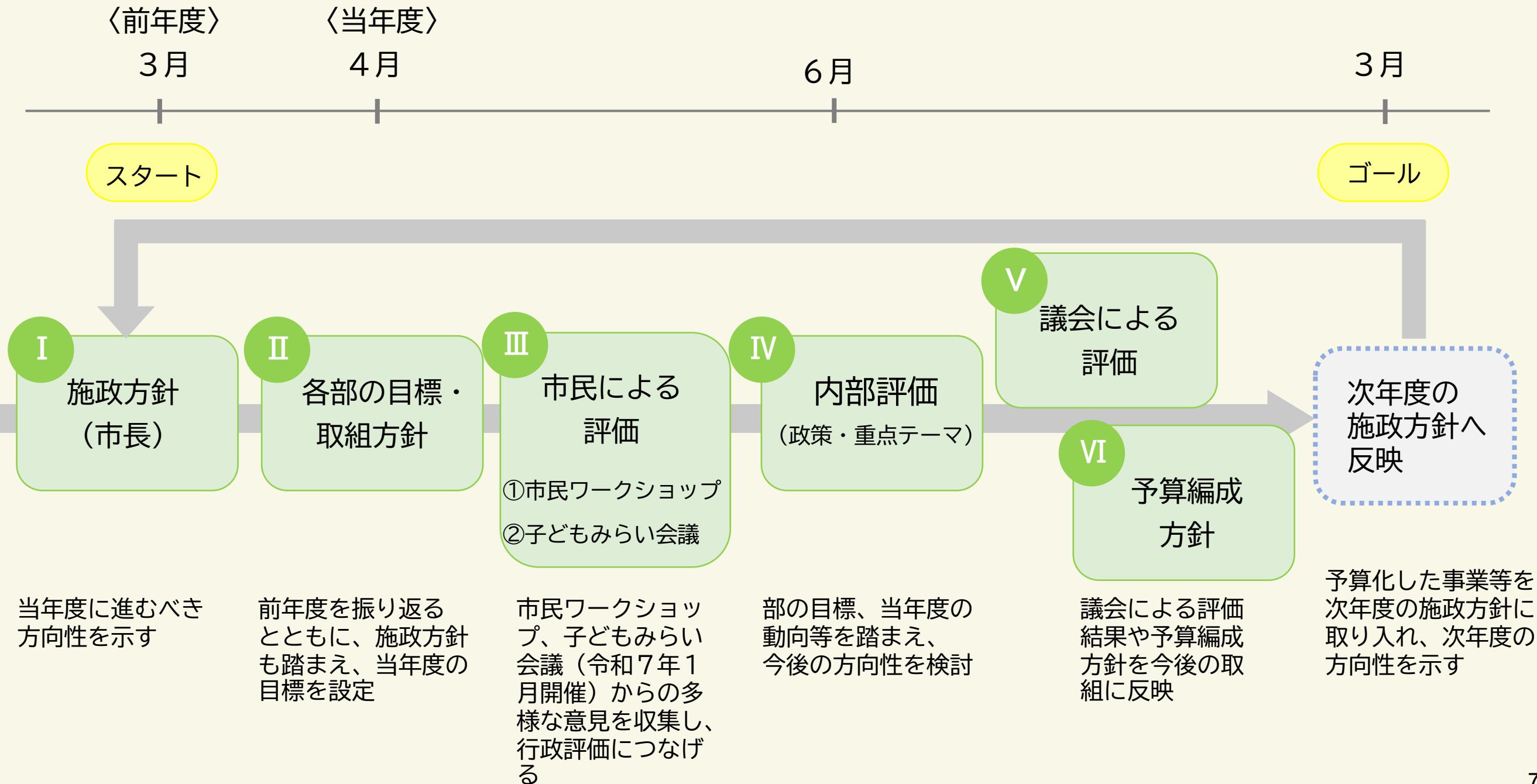
※「部の目標・取組方針」の記載内容を評価用に並び替え・転用

### (3) 各種データを踏まえた 未来志向の議論の場づくり

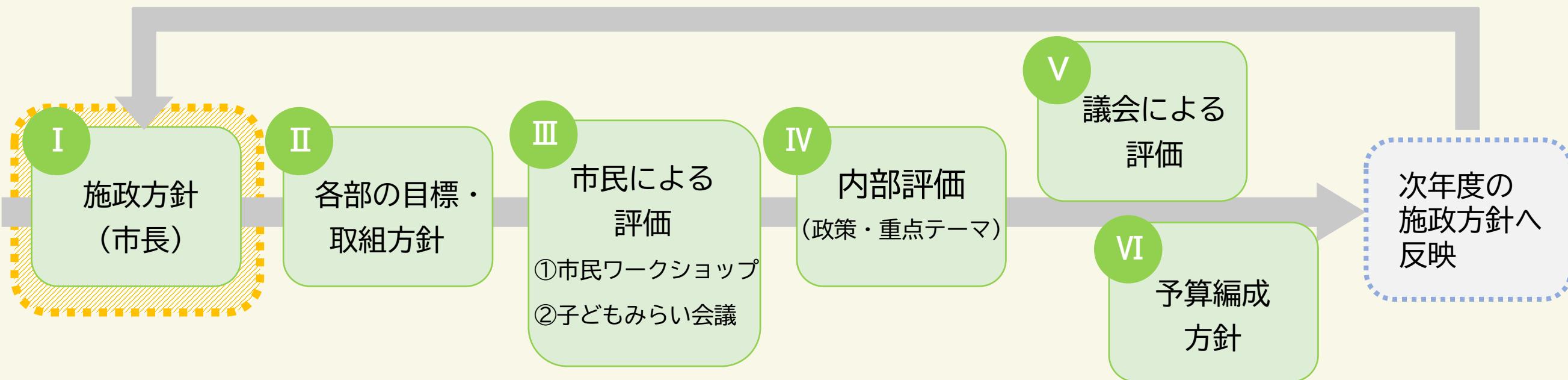
総合計画で定める「施策の成果指標・目標値」だけでなく、各種データ（市政世論調査における市政に対する市民満足度、政策の重要度等、国が示す地域幸福度（Well-being）指標、その他統計データ等）を参照しながら、今後の方向性を検討しました。

## 5 年間スケジュール

- 本市における行政評価のおおまかなスケジュールは下図のとおりです。各年度の達成状況を評価した上で、計画の目標達成に向けた取組を推進していきます。
- 限られた財源（予算）の中で、より効率的・効果的な財源配分と事業選択を行うため、評価結果と予算との連動に取り組んでいます。



# I 施政方針（多摩市長）



# 令和7（2025）年度 市長施政方針（骨子）

変化の激しい中でも歩みを止めず  
前に進んでいく年度へ

## はじめに

世界では、分断と対立、差別などにより、子ども、女性、障がい者など弱い立場の方が声をあげることの困難な時代が続いています。

本年は戦後80年の年です。平和首長会議の一員として、被爆の実相の継承と、核と戦争のない恒久平和の世界を創ろうとの声を多摩地域から響かせていきます。

昨年、自治基本条例施行20年を迎え、「協創」という考え方を条例に取り入れるとともに、市職員による「協創サポーター」制度を開始しました。地域のイベントで顔の見える関係をつくり、地域コミュニティの再生に向け地域の皆さんの活動を応援します。

多摩センター地域で自動運転バスの走行実験、永山地域で移動モビリティ実証実験をしました。多摩川河川敷の「せいせきカワマチ」の取組は、国土交通大臣から「かわまち大賞」の表彰を受けました。子育て世代や若い人々に選ばれるまちとするため、現場の声に耳を傾け、市役所の総力を挙げて取り組みます。

## 市政運営の基本的考え方

### ・変化の激しい中でも歩みを止めず前に進んでいく年度に

戦後80年間は右肩上がり経済成長を続ける時代が前提でしたが、さまざまな仕組みが合わなくなっています。物価高騰や人件費の増加に税収の伸びが追い付かない中、予算編成は年々厳しさを増しています。その中でも、未来に向けた投資などは条件が整った段階で順次スタートします。変化の激しい時代でも歩みを止めず前へ進めます。



多摩第一小学校での地球温暖化に関する国連広報センターによる特別授業の様子

### ・持続可能な行財政運営

限られた予算と人財で持続可能な市政運営を行うため、DXの推進、公民連携、自治体間連携などに取り組みます。公共施設を適切に維持・更新するため、「（仮称）アセットマネジメント計画」を策定します。今後の整備のあり方について、市民の皆さんと対話しながら検討を進めます。情報発信を工夫し、市民の皆さんにより伝わり、理解が得られるように努めます。

## 総合計画で掲げた3つの「重点テーマ」

### ・環境との共生

昨年11月、多摩第一小学校で地球温暖化に関する国連広報センターによる特別授業が行われました。参加した子どもたちからは「一人では変えられないことも、みんなで取り組めば変えられる」と言葉がありました。市としても「意識と行動の変革につながるムーブメント」を起こすための取り組みを進めます。

市は、昨年、都内で初めて「脱炭素重点対策加速化事業」に選ばれました。省エネ推進・再エネ導入の最大化に向け、市民や事業者の背中を押す取り組みを進めます。

「地球沸騰化」ともいわれる気候変動は想像を超え進んでいます。まずは総合体育館第1スポーツホールへのエアコン設置を行います。



自動走行モビリティサービス実証実験の様子

### ・健幸まちづくりの推進

4月の「みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」の施行を機に、26市初のパートナーも対象とする妊婦歯科検診など、歯と口の健康につながる取り組みを推進します。

1月に施行した「手話言語条例」につき、11月のデフリンピックを機に、手話の理解促進や普及を進めます。健康寿命の延伸を目指し、日々の健幸的な行動の継続につながるよう、アプリを活用した「健幸ポイント」の取り組みを進めます。

### ・活力・にぎわいの創出

「こどもまんなか社会」の実現に向け、市の強みを伸ばし、子どもたちを取り巻く課題解決に取り組みます。昨年初開催し1万人以上の参加のあった「たまこどもフェス」を開催します。こども家庭センターを聖蹟桜ヶ丘の健康センター内に開設し、妊娠期から継続した支援を行います。

聖蹟桜ヶ丘駅周辺では、聖蹟桜ヶ丘駅が関戸駅として開業してから100周年を迎えます。北地区の区画整理後の開発完了も踏まえ、かわまちづくりにより河川空間の賑わいづくりとも一体となって活性化に取り組みます。

多摩センター駅周辺では、多摩中央公園が改修整備を終え、4月にグランドオープンします。大型遊具のあるインクルーシブな広場など誰もが楽しめる公園になります。パルテノン多摩、中央図書館やグリーンライブセンターなど公共と民間が一体となって賑わいを創出します。



多摩中央公園の大型遊具

永山駅周辺では、諏訪・永山地区でリーディングプロジェクトを進めています。UR諏訪団地では先行区の建て替えが7月竣工の予定です。東京都と連携の上、永山駅周辺の再構築や南多摩尾根幹線沿道の土地利用転換など魅力の維持・向上を図ります。

## むすびに

物価高騰を感じる場面が多くなってきました。気候変動による影響やエネルギーコストの上昇、人手不足などの不安定要素があります。南海トラフ巨大地震、首都直下型震災はいつ発生してもおかしくない状況です。あらゆる場面でリスクマネジメントに基づく経営姿勢が求められています。公共交通の維持・発展のため、国・東京都へ技術開発・研究への投資を要望しています。私は昨年から、聖蹟桜ヶ丘と羽田空港を多摩川上空で結ぶ「空飛ぶ車」構想を提案しています。本市として、時代を見据え、果敢にチャレンジし、新たな時代の先頭に立って切り開きます。



子どもみらい会議の様子

本市がビジネスの場、働く場として「選ばれるまち」であり続けるため、物価高騰、人手不足等の課題への対応を進め、創業や起業などを後押しします。

1月に多摩中学校で開催された「子どもみらい会議」では、参加した子どもたちから、数多くの提案とともに、「市民一人一人がまちづくりに参加しているという意識をもって行動に移そう」というメッセージがまとめられました。自分たちに何ができるかと真剣に議論する未来を担う子どもたちに頼もしさを感じました。市としてできることに着手します。



地域のイベントでの協創サポーターの様子

本市と友好関係にあるアイスランドからは、男女平等15年連続第一位の歴史を学び、本市のジェンダー政策や健幸まちづくりをさらに前進させます。

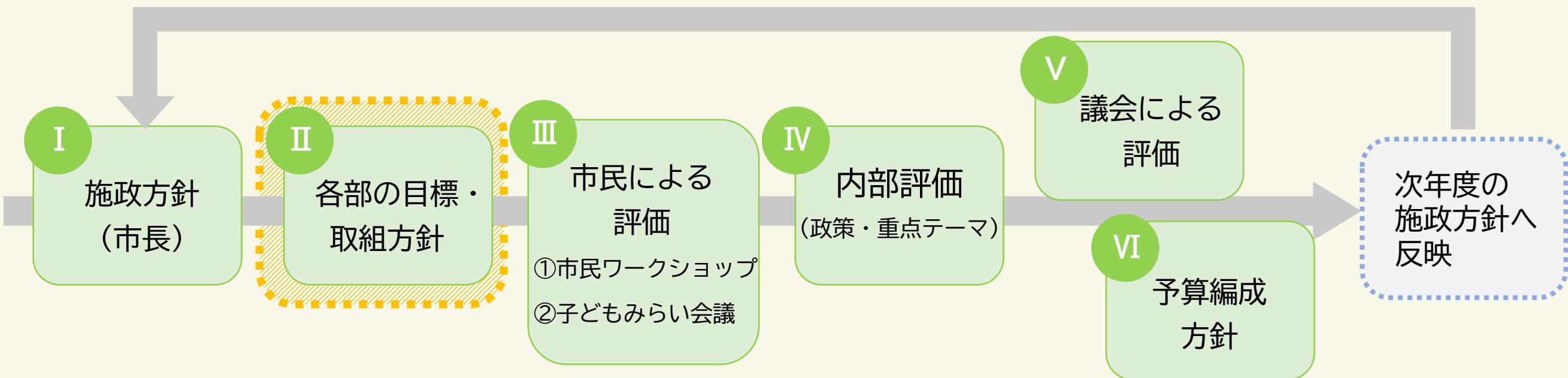
多摩村、多摩ニュータウンの草創期からの文化・芸術活動につき、街なかやコミュニティの中で音楽や舞踊アート、アニメなどが奏でられるまちづくりを進めます。

昨年16年ぶりにJ1リーグに復帰した東京ヴェルディは、6位という好成績でフィニッシュしました。アグレッシブな闘いに学び、共に活路を見出し頑張っていく決意です。「つながり支え認め合いいきいきとかがやけるまち多摩」の実現に向け、市民の皆さんのご理解とご協力を得て取り組んでいくことを宣言します。

令和7年度市長施政方針の全文は、  
公式ホームページをご確認ください。



## II 各部の目標・取組方針

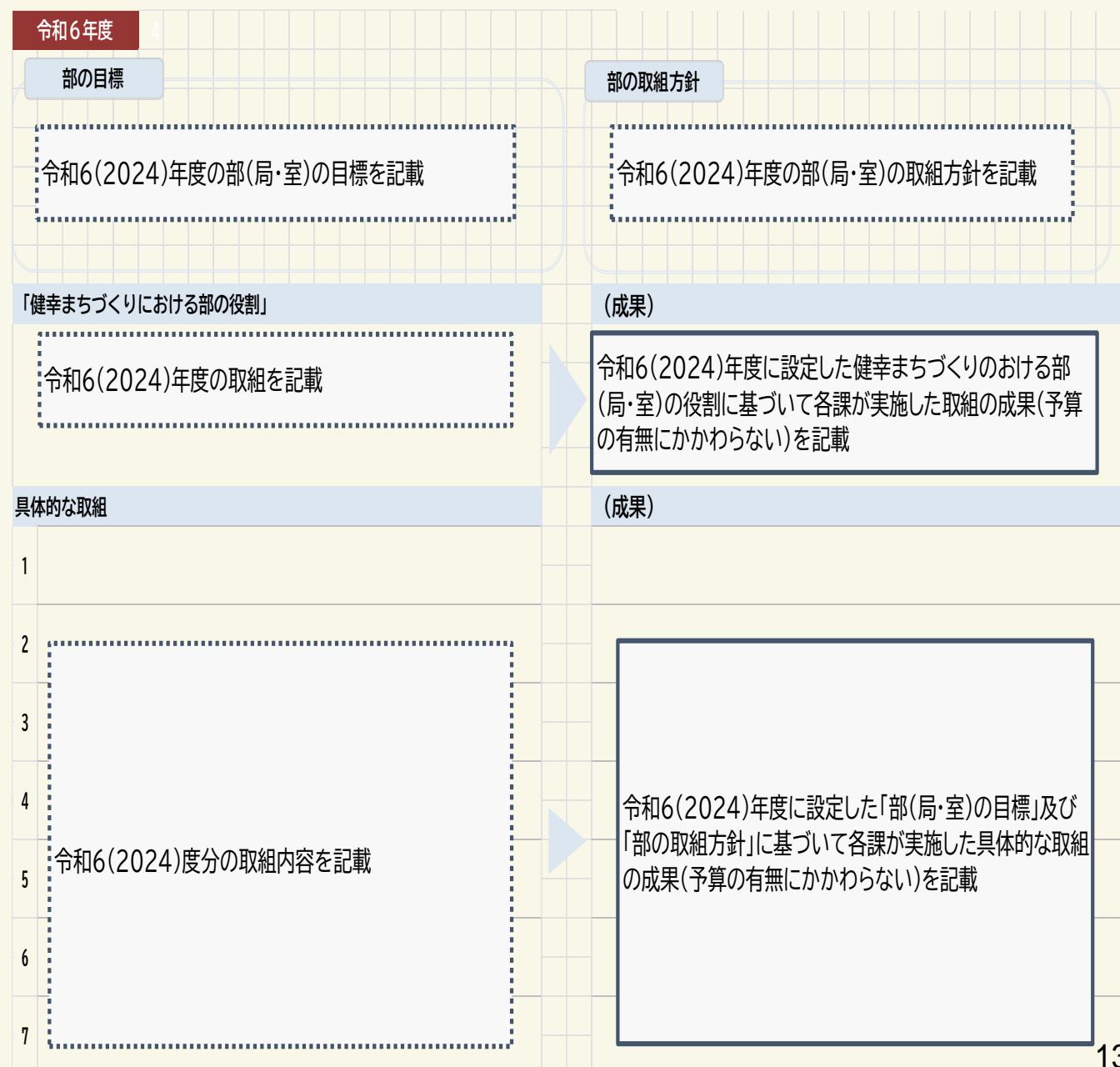
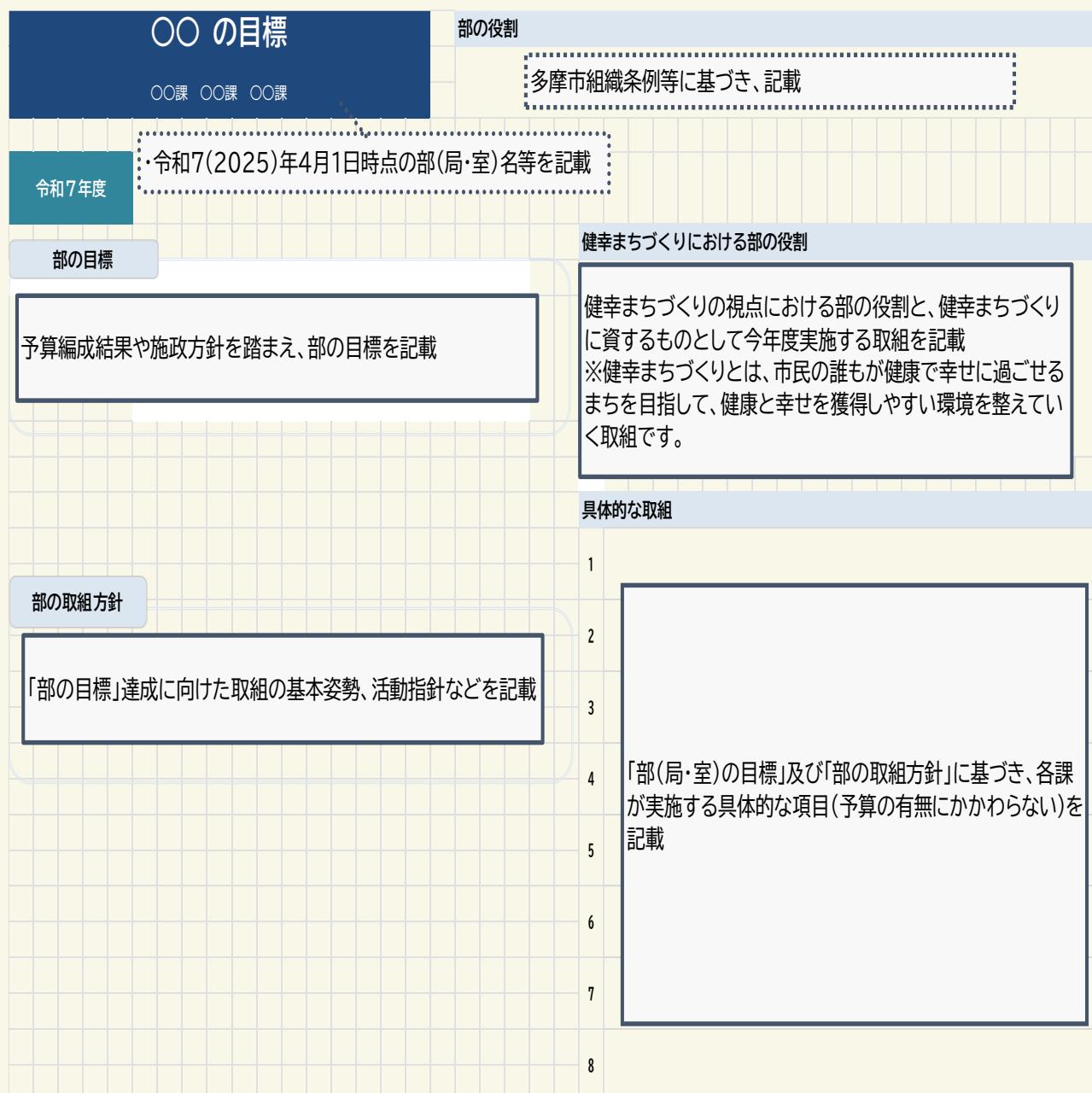


# 1 各部の目標・取組方針について

本市では、職員一人ひとりが、目的意識を持って業務にあたるとともに、組織として計画実現に向けた取組を推進するため、年度当初（4月）に各部（局・室）の長が、前年度の成果等を振り返った上で、当年度の目標・取組方針、具体的な取組項目を設定しています。

この部（局・室）の目標は、職員間で共有し、各職員の個人目標の設定に当たり活用を図るとともに、市民の皆さんと情報共有するため、市公式ホームページ等で公表しています。

## 2 各部の目標と取組方針シート



# 議会事務局の目標

## 局の役割

- ①多摩市議会の本会議に関すること
- ②常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること
- ③協議会等各種会議に関すること
- ④議員の身分に関すること
- ⑤議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関すること
- ⑥議会広報の編集及び発行に関すること

## 令和7年度

### 局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを議会事務局の目標とする。

### 局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。  
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支える。  
さらに、業務の効率化とDXへの対応を進め、積極的な情報公開を行う。

## 令和6年度

### 局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを局の目標にする。

### 具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 本庁舎建替基本計画特別委員会、決算事業評価、議会基本条例の検証などを実施し、あわせてシステム更新やDXへの対応について支援する。
- 3 コロナ禍により中止していた議会報告会、市民との意見交換会、行政視察等が本格的に再開されることに伴い、各事業の目的が達成できるよう委員会の活動を補佐する。
- 4 政務活動費について、引き続き適正な執行を補佐するとともに、使途基準の適切な見直しを支援する。
- 5 議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や視察の状況、本会議及び委員会の会議録など、積極的に情報を発信していく。

### 具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 任期半ばの議会人事改選を行う臨時議会について、計画的に準備を行い、適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 3 議会報告会、市民との意見交換会、決算事業評価等について、各事業の目的が達成できるよう委員会の活動を補佐する。
- 4 インターネット議会中継を継続するとともに、議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や議会活動の状況、本会議及び委員会の会議録など、積極的に情報を発信していく。
- 5 議会タブレットの更新やWeb会議ツールの活用などを行い、業務の効率化と議会のDX対応について支援する。
- 6 「南多摩5市の共通問題を調査研究し、各市の発展を図ること」を目的に組織された南多摩市議会議長会の幹事市として、構成市と連携をとりながら要請行動や研修等を実施する。
- 7 ジョブローテーションや議長会研修への参加、OJT等によりスキルアップと経験・知識の継承を図り、事務局職員の人財育成を進める。

### 局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。  
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、コロナ禍前の業務の再開と効率化、DXへの対応を進める。  
さらに、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支え、積極的な情報公開を行う。

### (成果)

危機管理として、可能性があると認識したすべての状況について、事務局内で共有し、事前準備や正副議長・正副委員長との調整を行った。これにより、急な議員・理事者の欠席、台風の影響などが起きても、誤りや遅滞なく本会議及び委員会の運営を補佐することができた。

本庁舎建替基本計画特別委員会では、基本計画策定にあたり、議会の意見を取りまとめて市に回答した。決算事業評価については、常任委員会単位の分科会において事業評価を行い、議会の評価として市に送付した。また、議会運営委員会で議会基本条例の検証を実施し、結果を公式ホームページで公開した。  
システム更新については令和7年4月のタブレット更新の準備を行い、DX対応ではWeb会議ツールを利用した視察や参集訓練を支援した。

議会全体による議会報告会及び、常任委員会単位での市民との意見交換会並びに行政視察が再開され、各会の準備や先方との調整などを行い、報告書の作成を支援した。

会派会計担当者を対象とした政務活動費研修会を実施して、支出にあたっての留意点や透明性の確保などについて共有した。また、代表者会議における使途基準の見直し等に係る協議を支援し、キャッシュレス決済の取扱いなど政務活動費マニュアルを改訂した。

定例会の審議状況及び結果について、議会だよりを4回発行し、全戸配布するとともに、会議や委員会活動等の予定を公式ホームページやSNSに掲載したことに加え、閉会中の議長公務や委員会活動等の様子をSNSに投稿して、議会の情報を発信した。

# オンブズマン事務局の目標

## 局の役割

- ①苦情の処理に関すること
- ②民間福祉事業者との協定の締結に関すること
- ③オンブズマン制度の調査研究及び啓発に関すること

## 令和7年度

### 局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申し立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

### 局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立の結果に関わらず、苦情申立をして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立を契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

## 令和6年度

### 局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申し立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

### 具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。
- 2 約半数の職員が、この10年間に入れ替わる中で、オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容に沿った研修等を実施する。
- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度（「障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、「女と男の平等参画を推進する条例」、「子ども若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」等）について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

### 具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。
- 2 本市における総合オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容に沿った研修等を実施する。
- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

### 局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立の結果に関わらず、苦情申立をして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立を契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

### (成果)

広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介、また中学校長会に出席した上で中学3年生全生徒に向けたリーフレットの配布協力を依頼した。

新任管理職研修及び入庁2年目職員研修に加え、全係長を対象にした悉皆研修を2年間で実施することに決め、その1年目を遂行した。

個人情報や情報公開に関する市の取組について、オンブズマンが共通理解を図ることで、今後の苦情相談対応の参考にできた。

## 企画政策部 の目標

企画課 行政管理課 施設保全課  
秘書広報課 財政課 情報政策課

令和7年度

### 部の目標

社会の変化を的確に捉え、これまでの社会常識や考え方にとらわれず、しなやかな対応をしていくなど、変化の激しい時代でも歩みを止めず前に進んでいく年度とする。

物価高騰の影響で厳しい財政状況においても少子化・人口減少の進行やデジタル化といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど先行きが不透明で変化が激しい時代において柔軟に対応し、全庁の牽引役、調整役として、総合計画の着実な取組、DX推進や行政サービスの転換、物価高騰等に耐えるる財政基盤の確立、健康まちづくり、シティセールスの推進など、次の時代に向けた持続可能な行財政運営の確立と新たな取り組みを進めることを部の目標とする。

### 部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内の後方支援。
- ② 変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ。
- ③ 多様性を尊重し、学びあうなかでの人材の育成。

### 部の役割

- ①総合的な政策の企画、推進及び調整に関すること
- ②健康まちづくりの推進に関すること
- ③行財政の経営改革に関すること
- ④財産（土地、建物及び工作物に限る。）に関すること
- ⑤建築物の整備及び保全に関すること
- ⑥統計に関すること
- ⑦秘書に関すること
- ⑧広報、シティセールス、広聴及び市民相談に関すること
- ⑨財政に関すること
- ⑩情報システム及び情報政策に関すること

### 健康まちづくりにおける部の役割

第六次総合計画の分野横断的に取り組むべき重点テーマである「健康まちづくりの推進」を着実に進めていくため、健康まちづくり基本方針に基づいた庁内の取組が進むよう、後押しや支援を中心とした調整役を担う。市民に健康を意識した行動変容を促すため、高齢者及びプレシニア（生活習慣病の割合が多い40代以上であって、特に、健康に無関心であったり低関心であるもの）を中心とし、デジタル技術を活用する健康ポイント事業を本格実施していくほか、現役世代を中心に健康的な働き方を推進する「健康！ワーク宣言」の取組を進化させていく。

### 具体的な取組

- 1 令和6年度に試行した総合計画の進行管理の仕組みを深化させるとともに、第六次総合計画の重点テーマのひとつである「活力・にぎわいの創出」に向け、総合戦略推進委員会による意見等も得ながら施策の体系化・パッケージ化を進め、国による地方創生2.0の基本構想の検討を踏まえた地方版総合戦略の修正を行う。【企画課】
- 2 健康まちづくり事業の企画・全庁的なコーディネートを担うとともに、「健康！ワーク宣言」登録企業の拡大推進や、デジタル技術を活用した健康ポイント事業をブラッシュアップさせ、健康無関心層への効果的な働きかけを検討する。【健康まちづくり担当】
- 3 窓口サービスの利便性・業務効率の向上のため、何をどのように提供していくべきかを整理する。公共施設使用料について、使用料等審議会から答申をいただき、基本的な考え方を決定のうえ、使用料の見直しに着手する。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは、引き続きエリマネジメント団体への支援を行うとともに、公民連携によるまちの魅力やにぎわい創出を目指した検討を進める。【行政管理課】
- 4 公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行財政運営を実現するため、市が保有するアセット、いわゆる資産を有効活用する「（仮称）アセットマネジメント計画」を策定する。また、検討会等の開催を通じて東寺方複合施設の整備方針を策定する。【資産活用担当】
- 5 近年、建設費（労務費と資材費）が著しく高騰し続けている。また、建設事業者の技術者（有資格者、職人）不足により、入札不調や事業の見直しとなる事例が増えている。このことから、市場の最新動向を常に把握し、市の建設事業への影響をいち早く確認するとともに、事業所管等へ情報提供することにより技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】
- 6 変化する市政を取り巻く環境をより適時に把握する必要性等から第42回市政世論調査からの回数増を前提とした調査項目の内容の見直しを実施する。また、市民相談の内容を行政に、よりの確にフィードバックさせられるよう相談内容の分類化を進め、分析に反映させる。【秘書広報課】
- 7 ウェブでの情報取得が中心となっている時代に対応していくため、デジタル媒体を活用した情報発信の取り組みを進める。また、ブランドビジョンを推進するためのファクトづくり及び動画等を活用したウェブ中心のシティセールスに取り組む。【広報担当】
- 8 令和10年度以降を見据え、行財政マネジメント計画と連動した事業経費の見える化と経常経費削減の取組を進めていく。併せて今後、財源確保が厳しくなることから令和8年度予算編成に向けてこれまでの予算編成手法や査定方法の見直しに取り組む。【財政課】
- 9 標準準拠システムへの円滑な移行と特定移行支援システムの移行に向けた調整を進めていく。所管課システムの統合仮想基盤の構築とM365導入および活用促進を図る。GovTech東京の共同調達や伴走支援を活用した各種施策を推進する。【情報政策課】
- 10 DX人材育成計画に基づき「DXを継続する組織体質」を作るための人づくりに取り組む。その要となるDX推進リーダーに対し、各種ツールの活用方法や業務改善の手法を習得させることで、業務効率化やペーパーレス化などを推進する。また、情報政策課が主体となりその取組を全庁に波及させる。【DX推進担当】

## 部の目標

第六次総合計画を本格的にスタートさせ、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向け、希望の持てる未来への新たな一歩を踏み出す年度とする。

少子化・人口減少の進行やデジタル化といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど先行きが不透明で変化が激しい時代において柔軟に対応し、全庁の牽引役、調整役として、総合計画の着実な取組、DX推進や行政サービスの転換、将来に備えた財政基盤の強化、健康まちづくり、シティセールスの推進など、次の時代に向けた持続可能な行財政運営の確立と新たな取組を進めることを目標とする。

## 「健康まちづくりにおける部の役割」

〈役割〉第六次総合計画の本格的なスタートに合わせて、健康都市の実現を目指して、全庁的な調整役と事業推進役を担う。

〈取組〉第六次総合計画の策定などを契機に改訂した健康まちづくり基本方針に基づいた庁内の取組が進むよう調整役を担うとともに、デジタル技術を活用した健康まちづくりの一歩として、健康ポイント事業（モデル事業）など新たな取組も実施し、健康まちづくりを着実に進める。

## 具体的な取組

1 第六次総合計画の推進を図るため、基本構想で定めた分野横断的に取り組むべき重点テーマ（環境との共生、健康まちづくりの推進、活力・にぎわいの創出）を中心として、庁内議論の場の設置や予算編成とも連動した未来志向の行政評価の仕組みづくりを行う。【企画課】

2 健康まちづくりの事業主体から全庁の企画調整役という次のステージに移行するとともに、「健康！ワーク宣言」登録企業の拡大推進や新たにデジタル技術を活用した健康ポイント事業（モデル事業）などを実施する。【健康まちづくり担当】

3 業務改革を目的として「業務の見える化（BPR）」を実施する。公共施設使用料については、新たな使用料算定ルールを検討し、庁内で確認の上、審議会への諮問を行い、答申を受ける。また、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりにおいては、エリアマネジメント団体との連携を強化し、持続的な活動の基盤をつくる。【行政管理課】

4 公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行財政運営を実現するため、これまで進めてきた取組を検証し、課題を整理した上で、今後の機能転換や再構築の方向性を定める「（仮称）アセットマネジメント計画」の策定に向けて検討を進める。【資産活用担当】

5 建設資機材・技術者の供給状況、物価高騰状況、公共工事への週休2日制の導入など、市の事業に影響を与える市場の最新動向を常に把握する。実施予定の事業（設計・工事）への影響や見直しが必要な事項について、事業所管等へ情報提供することにより技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】

6 市政世論調査について、令和5年度に従来の郵送方式に加え、新たにオンライン回答の手法を導入して実施した第40回調査の結果を踏まえ、調査頻度の検討を行うとともに、第六次総合計画の推進の観点から、引き続き調査項目の見直しを行う。【秘書広報課】

7 より効果的な情報発信を行うために、各媒体の特性を踏まえた掲載記事の選定などについて検討を行う。また、ブランドビジョンを推進するための新たなファクトづくり及びシティセールスにおける新たな効果検証の仕組みを検討する。【広報担当】

8 物価高騰等の情勢変化に応じた速やかな予算対応を行う。また、今後も社会保障関係経費の増加や施設の更新・改修に係る経費の増加が見込まれる中、厳しい財政運営を想定し、行財政マネジメント計画と連動した事業費の見える化と経常経費削減の取組を進める。併せて「多摩市基金の活用等方針」の見直しを行う。【財政課】

9 基幹系システムの標準化・共通化への対応として、令和7年度までの移行完了に向け、ガバメントクラウド環境の構築等を進める。また、令和7年10月でMicrosoft Officeの延長サポートが終了することに伴う対応策の検討、GovTech東京を活用したシステム関係の新たな調達方法のトライアルと検証を行う。【情報政策課】

10 全庁でDXを具体的に進めていくため、デジタルリテラシー・スキルを身に付けるためのデジタル人財育成に取り組む。また、多摩市DX推進計画に基づき、具体的な取組として、文書量の削減、ペーパーレスな働き方を推進する。【DX推進担当】

## 部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内の後方支援。
- ② 変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ。
- ③ 多様性を尊重し、学びあうなかでの人財の育成。

## （成果）

健康まちづくりを着実に進めるため、市内の健康遊具のある公園や使い方を紹介するリーフレット・自宅で簡単にできるトレーニング動画の作成、40歳向け健康啓発情報誌の読者のうち希望者を対象としたワークショップなどを開催した。また、デジタル技術を活用し、普段から健康を意識することが難しい方等をはじめとする健康無関心層への働きかけを目的として、健康ポイント事業（モデル事業）を実施した。

## （成果）

「部の目標・取組方針」を活用して前年度の成果等を振り返るとともに、各種データを参照しながら次年度に向けた取組の方向性について議論し、予算編成及び施政方針の作成につなげる仕組みを試行した。また、市民参画と情報共有のため、試行として市民アンケート等の実施や行政評価レポートの発行を行った。【企画課】

「健康！ワーク宣言」登録企業は企業側からの申し出を中心に前年度から4団体増。健康経営に関するセミナーや企業交流会を開催。また、市、商工会議所、アクサ生命保険会社との3者で健康経営の促進に関する連携協定を締結した。健康ポイント事業は、健診受診・市内施設訪問・イベント参加に対しインセンティブを付与する取組を試行実施した。【健康まちづくり担当】

BPRについては、庁内5課12の業務フローの作成と一部見直しを行った。公共施設使用料については使用料等審議会への諮問を行い、答申は令和7年度にずれ込むが、基本的な考え方の方向性についてご意見をいただいた。また、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは持続的な活動に向けて、エリアマネジメント団体の補助等を通じた環境整備、利用者支援等を検討・実施した。これまでの取組が評価され、国土交通大臣より「かわまち大賞」の表彰を受けた。【行政管理課】

「（仮称）アセットマネジメント計画」の策定に向けて、公共施設のミライに関する意見交換会を開催し、公共施設の見直し方針と行動プログラムのこれまでの取組を検証した。またオープンハウスやアンケート調査、地域意見交換会等を通じて豊ヶ丘複合施設整備方針を策定し、東寺方複合施設の整備に関する市民対話を再開した。【資産活用担当】

国や都の通知文書、専門誌、資材メーカーへの問い合わせなどから建設資材の情報を収集し、市場動向の把握に努めた。それらをもとに工事の設計や工程の検討するとともに事業所管課へ情報提供した。最新の資材単価、適正な工期、適正な経費で工事を発注し、金額、工期が合わない要因による契約不調を発生することなく事業を進めることができた。【施設保全課・特定施設担当】

市政世論調査における調査項目数が回答の際の負担感となることを軽減させるため、第41回調査に向けて設問内容及び調査項目数の整理・見直しを行い、調査項目表を作成した。また、変化する市政を取り巻く環境を適時に把握する必要性や、調査1回当たりの調査項目数を軽減し、回答の際の負担感の軽減の観点から、現行の2年に1回の隔年実施から調査頻度を増やすこととした。【秘書広報課】

各種媒体の特性を踏まえた掲載記事の選定などの検討については、全庁の事業情報や情報発信の状況、各事業アンケートの集約を行った。ブランドビジョンを推進するためのファクトづくりとしてレジリエントライフプロジェクトやTAMA TAMA FESTIVALの開催支援等を行ったほか、シティセールスにおける新たな効果検証として転入者向けのアンケート調査を開始した。【広報担当】

情勢変化に適時適切に対応するため、11回の補正予算を編成した。行財政マネジメント計画と連動した事業費の見える化と経常経費削減の取組は、データ作成までにとどまっておらず、次年度取組を継続していく予定である。「基金の活用等方針」については、情勢変化や今後の公共施設の大規模改修等を見据え、各基金の活用目的や目標額の時点修正を行った。【財政課】

基幹系システムの標準化・共通化への対応では、一部システムにおいて特定移行支援システムとなるなど状況は変化したものの、ガバメントクラウド環境は令和7年度から利用が開始できるよう準備を進めた。Microsoft Officeのサポート終了対応として、更新の手法の検討を行い、サブスクリプション型のM365へと移行することとした。GovTech東京が進める共同調達の取り組みのうちPCとeラーニングの調達に参画し、およそ5割のコスト削減につながったことから、令和7年度も共同調達を活用し引き続き効果検証を実施していく。【情報政策課】

デジタル人財の育成について、オンライン学習プラットフォームを利用した研修・自主学習環境の整備を行うとともに、日野市・稲城市との3市連携によるDX人材育成研修を実施。これらを踏まえ令和7年3月にDX人財育成計画を策定。令和6年9月に「紙を使わない働き方の規範」を定め、全庁周知を行った。【DX推進担当】

# 協創推進室 の目標

令和7年度

## 室の目標

自治基本条例の中に新たな目標として掲げた「協創」の実現に向け、協創推進室が中心となって、地域を「支える」、地域を「つなぐ」、地域の中で「掘り起こす」の3つの視点から、市全体で多世代にわたる参画、多分野における協働を創出し、誰もがつながり合えるコミュニティを形成していくための環境整備（しくみ・しかけの構築）を、さらに進めていくことを室の目標とする。

## 室の取組方針

- 「協創」実現に向け、環境整備を進める上での3つの視点を取組方針とする。
- ①地域を「支える」 ⇒協創職員制度、市民活動事業補助金、中間支援機能、多世代共生型コミュニティ施設の整備など、地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む。
  - ②地域を「つなぐ」 ⇒中間支援機能、地域プラットフォーム、地域の多様な主体のネットワーク構築など、地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む。
  - ③地域の中で「掘り起こす」 ⇒市民活動事業補助金、地域プラットフォーム、多世代共生型コミュニティ施設の整備、地域共助が可視化できるツールなど、新たな地域人材の発掘、育成に取り組む。

## 室の役割

- ①市民自治の推進に関すること
- ②市民活動の支援に関すること
- ③コミュニティ施策の推進に関すること

## 健幸まちづくりにおける室の役割

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しかけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

## 具体的な取組

- 1 【市民自治の推進】「協創サポーター」を本格運用するとともに、新たに創設した「市民活動事業補助金」の交付により、地域に関わる若年層の掘り起こしに取り組む。新たに2エリアで「エリアミーティング」を開催する。自治推進委員会の答申をふまえ、地域の多主体との連携、協力のあり方について方針をまとめる。
- 2 【コミュニティの再生】自治会活動の効率化、負担軽減のための「自治会支援アプリ」の実証実験をふまえ、効果を検証するとともに、自治連合会の今後のあり方について検討する。コミュニティ施設で実施する事業、イベント等を通して、既存の活動団体と新たな関心層との多世代・多分野のゆるやかなつながりづくりに取り組む。
- 3 【施設の改修・再整備等】ゆう桜ヶ丘の大規模改修工事に10月から入るとともに、ふれあい館の改修に向け、庁内で課題を整理し、方針を決定する。複合施設では、豊ヶ丘は整備方針に基づく整備計画に着手し、諏訪は仮施設の移転に向けた準備を進め、東寺方は整備方針を年度末に決定できるように市民参加で検討を進める。

## 室の目標

自治基本条例を改正し、新たに目標として掲げた「協創」の実現に向け、協創推進室を中心に市全体で多世代にわたる参画、多分野における協働が創出され、誰もがつながり合えるコミュニティが形成されるような「しくみ・しかけ」の構築を進めていくことを室の目標とする。

## 「健幸まちづくりにおける室の役割」

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しかけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

## 具体的な取組

- 1 [市民自治の推進] 協創職員制度、地域プラットフォームづくりなど、「協創」の実現に向けた「しくみ・しかけ」の本格運用に取り組むとともに、年度内に第9期自治推進委員会を設置する。自治基本条例施行20周年を記念し、条例や「協創」の実現に向けた取組に関する企画展示の実施等、条例の周知啓発を行う。非営利団体との協働に関する基本指針、協働事業推進マニュアル、協働指定委託事業などを、「協創」の考え方に合わせ全面改訂する。
- 2 [コミュニティの再生] 自治会の活性化に向け、IT活用の実証実験、地域施設に配置した職員を中心に地域内でのネットワークづくり、Wi-Fi環境整備・キャッシュレス決済導入によるコミュニティ施設の多世代利用の促進など、ソフト・ハード両面から取り組む。
- 3 [施設の改修・再整備等] 4集会所のトイレ改修、1集会所の解体、1集会所の国有地の買取を実施する。ゆう桜ヶ丘の大規模改修に向けた基本・実施設計を進め、乞田・貝取ふれあい館の大規模改修に向け、運営協議会・利用者との協議・検討を行う。複合施設の今後のあり方のもとに、豊ヶ丘の再整備に向けた基本計画、東寺方・諏訪の整備方針の検討を進める。

## 室の取組方針

地域協創の3つの柱を取組方針とする。

- ①地域を「支える」 ⇒協創職員制度、中間支援機能など、地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む
- ②地域を「つなぐ」 ⇒プラットフォーム、ネットワークの構築など、地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む
- ③地域の中で「掘り起こす」 ⇒地域共助が可視化できるツールなど、新たな地域人材を発掘、育成するしかけづくりに取り組む

## (成果)

協創を実現するための「しくみ・しかけ」として、若手職員が地域のイベントなどに参加し、地域活動を支援する「協創サポーター」や、多世代がつながり合える地域プラットフォームとして「エリアミーティング」を実施し、その中で出たアイデアを実現するプロジェクトを通して、地域活動に関心のある人材の発掘、既存の活動団体との新たな関係づくりなどに取り組んだ。

## (成果)

協創職員制度として「協創サポーター」を試行実施し、地域プラットフォームづくりとして「エリアミーティング」を3エリアで11回実施した。8月に中央図書館で自治基本条例施行20周年の記念展示、11月に第9期自治推進委員会を設置、2月には「協創フォーラム」を開催した。地方自治法の改正により、市町村に、地域の多様な主体との連携、協力が義務化されたことから、「指定地域共同活動団体制度」の導入を含めて、自治推進委員会に諮問した。基本指針等の改正は答申を受けた上で検討することとした。

自治連合会の事業として、2つの自治会で、自治会支援アプリの実証実験を実施している。東寺方老人福祉館をモデルに、自治会、地域包括、駐在所など、地域の団体、資源をつなぐための事業を展開した。コミセン、地区市民ホールでキャッシュレス決済を10月から導入し、コミセンでは、オープンローミング方式のWi-Fi環境を整備した。

構造上使用しづらい4つの集会所のトイレ改修、永山橋集会所の解体・整地工事、大貝戸集会所の敷地を国から買い取った。ゆう桜ヶ丘は、基本・実施設計を行い、大規模改修に向けた説明会を2月に実施した。ふれあい館の改修に向けては、運営協議会との協議、庁内での課題整理をしている。複合施設3館の再整備については、「コミュニティ施設の今後のあり方基本方針」を2月に決定した。

# 総務部 の目標

総務契約課 人事課 文書法制課 防災安全課

令和7年度

## 部の目標

庁舎管理をはじめ契約・検査、文書・法制など、職員の執務や行政サービスの基礎を支える業務を着実に  
行うとともに、防災・減災や防犯対策の更なる前進に取り組む。また、本庁舎の建替や人財の確保・育成な  
ど、現下の課題と時代の変化に対し、組織連携で積極的にチャレンジすることを部の目標とする。

## 部の取組方針

- ①職員の基礎づくりとチャレンジを支え、人財育成をさらに進める
- ②効率的かつ透明性の高い行政運営の維持と発展
- ③相互に支えあう、新たな時代に即した働き方の推進

## 部の役割

- |                       |                           |                |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| ①契約及び検査に関すること         | ②財産（土地、建物及び工作物を除く。）に関すること |                |
| ③職員の人事、任免、福利厚生等に関すること | ④市議会に関すること                | ⑤文書及び法務に関すること  |
| ⑥災害対策等に関すること          | ⑦防犯に関すること                 | ⑧他の部の主管に属さないこと |

## 健幸まちづくりにおける部の役割

市民生活を支える職員の健幸づくりに引き続き取り組む。令和7年度は、「健幸！ワーク宣言」に基づく、健康  
で明るく活気ある職員・職場づくりの取組として、復職支援・ハラスメント防止対策・ワークライフバランス支  
援・風通しの良い職場風土の構築などを実施する。

## 具体的な取組

- 1 本庁舎等の老朽化した設備を適正に維持管理するため、空調設備等の修繕を計画的に実施する。また、日  
常管理において、突発的な設備の故障、事故対応などに迅速に対応するとともに、市民が利用しやすい環  
境とするため、窓口へのスムーズな動線確保などの環境整備に取り組む。【総務契約課】
- 2 多摩市役所本庁舎建替基本構想並びに基本計画に則り、本庁舎建替えに向けて、基本設計の業務委託に向  
けた手続き及び区画整理事業の検討を進める。【新庁舎整備担当】
- 3 社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに確実に対応していくため、職員の人財確保に向  
けた取組（採用における広報の広域化及び採用試験の早期化、経験者採用の実施など）を進めるととも  
に、職員の能力とやる気を最大限発揮できるよう人財育成や人事制度の検討に取り組む。【人事課】
- 4 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留  
意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の  
更なる拡充に引き続き取り組む。【法務担当】
- 5 カスタマーハラスメント対策の一環として、既存の「クレーム・不当要求対応マニュアル」の内容を更新  
し、庁内に周知する。【文書法制課・法務担当】
- 6 PFI等の新たな契約手法による公共工事で、検査担当の役割を明確化する素案を作る。また、所管課による  
検査事務の質を高めるため、マニュアル・書式等の整備や研修等の実施を進める。【検査担当】
- 7 多摩市地域防災計画の策定や防災への関わりが薄いライト層への働きかけ、日常の備えを非常時に役立  
てるフェーズフリー防災の展開等、首都直下地震に備えた取組を行う。防災備蓄品については、暫定利用し  
ている学校跡地施設等からの移転に向け、新たな候補地の検討を行う。  
また、消防団活動のDX化として消防団支援システム（アプリ）を導入するほか、市民の安全安心に資する  
防犯カメラ設置等補助事業を実施する。【防災安全課】

## 部の目標

庁舎管理をはじめ契約・検査、人事・研修、文書・法制など、執務や行政サービスの土台となる実務を着実に進めるとともに、周辺環境の変化に適切な対応を図る。また、本年1月の能登半島地震の経験等を踏まえた防災減災対策、本庁舎建替基本計画策定など、新たな課題に取り組むことを部の目標とする。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

市民生活を支える職員の健幸づくりについて理解を促進し、「健幸！ワーク宣言」の取組に基づき健康で明るく活気ある職員・職場づくりを推進するための取組（復職支援、ハラスメント防止対策、ワークライフバランス支援、風通しの良い職場風土の構築など）を実施する。

## 具体的な取組

- 1 電子契約サービスを導入し、契約手続きの電子化を開始する。総務契約課が担当している入札案件など一部の契約から開始し、業務手順や課題を整理し、全庁利用に向けた検討を行う。【総務契約課】
- 2 多摩市役所本庁舎建替基本計画の策定に向けて、多摩市役所本庁舎建替基本計画策定方針に基づき検討を進め、市民説明会及びパブリックコメント手続き等を経て、基本計画を決定する。【新庁舎整備担当】
- 3 社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに確実に対応していくため、職員の人財確保（新卒及び経験者の採用、大学連携など）を進めるとともに、職員の能力を最大限発揮できるように人財育成（研修の見直しなど）に取り組む。【人事課】
- 4 ペーパーレス化の実現及び多摩市役所本庁舎建替に伴う文書管理等業務（文書管理システム、庁内印刷、複合機、郵送物等）について、課題事項の整理とともに、今後の対応に関する中長期的なスケジュールのとりまとめを行う。【文書法制課】
- 5 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の更なる拡充に取り組む。【法務担当】
- 6 能登半島地震の教訓等を踏まえた多摩市地域防災計画の改定を行うとともに、要配慮者に対する乗合避難に向けた取組など地域防災力の向上に向けた取組、消防団ヘドローンや救命講習用備品などの新たな資器材の配備とその運用、計画改定を行った「多摩市犯罪のない安全安心なまちづくり推進計画」に基づく特殊詐欺被害軽減のための啓発等を行う。【防災安全課】
- 7 令和6年3月にまとめた報告書「今後の工事検査等のあり方について」に基づき、公共工事の品質確保に向け、規程や手引きの改訂、検査員の技能や経験の継承等、検査体制の整備に取り組んでいく。【検査担当】

## 部の取組方針

- ① “「人材」から「人財」へ”。市民の財産として人財育成を進める
- ② 公正で透明性の高い行政運営の継続に向けコンプライアンス向上を進める
- ③ デジタル技術の活用など、新たな時代にあった働き方を進める

## （成果）

風通しの良い職場風土の醸成などを目指し、管理職を対象にしたパワーハラスメント及びメンタルヘルス研修を実施した。また、一般職についても6月と10月にメンタルヘルス研修を実施した。さらに、健康管理講座として、健幸に働くための食生活ポイントを産業界から分かりやすく伝え、職員の健幸づくりに努めた。職員の復職支援として、療養の繰り返しを防止する観点から、業務・労務・健康の視点を踏まえた新たな制度を令和6年10月から導入した。

## （成果）

電子契約サービスを、令和6年11月より総務契約課の担当している一部案件（物品契約）から開始し、対象案件45件のうち、受注者から2件の電子契約希望があり実施した。サービス導入により、事業者の契約締結に係る経費削減、事務の効率化が図られた。また、実施により判明した課題を整理し、全庁実施に向けた検討を行った。【総務契約課】

昨年度に引き続き策定委員会等における検討を進めるとともに、有識者へのヒアリング、議会特別委員会との協議などを経て、基本計画素案を作成した。素案についてパブリックコメントとともに市民フォーラムでの説明を経て、令和6年11月に基本計画を策定した。【新庁舎整備担当】

昨今の職員採用の多様化を鑑み、行政経験や民間企業等の経験を有する者を対象とする経験者採用を実施し、7月（15人）及び10月（4人）に合計19人採用した。また、市内及び近隣大学を中心に採用における説明会などを実施し受験勧奨に努めた。さらに、職員の人財育成や、多様な働き方の推進、職員の能力を最大限発揮できるように、人財育成方針の総合的人事施策及び障がい者活躍推進計画の更新、またDX人財育成計画を策定した。【人事課】

令和6年9月10日の行革本部会議で「紙を使わない働き方」について、職員が取り組むべき基本的な考え方を定めた。また、令和7年2月21日の行革推進本部に「ペーパーレス化の取組と今後について」を報告し、本庁舎の建て替えや文書管理システムの更新など今後の重要なスケジュールについて情報共有した。【文書法制課】

法律相談については、1年間で数百件程度の相談があったが、概ね1週間以内に回答をすることができた。また、管理職対象及び主任主事級対象のコンプライアンス研修を開催した。各研修では、具体的な事例をもとに、実務上問題となりえる点や留意事項について言及するよう意識した。【法務担当】

能登半島地震の教訓やスフィア基準等を踏まえた多摩市地域防災計画の改定作業を進め、改定方針に基づく素案作成を行うとともに、風水害時の要配慮者に対する乗合避難に向けた意見交換会等を地域住民と実施した。消防団ヘドローンや救命講習用備品などの資器材を配備するとともに、特殊詐欺被害軽減のための対策として自動通話録音機の貸出や防犯パレード等の啓発を実施した。【防災安全課】

公共工事の品質確保に向け、一覧できる検査台帳を作成し、検査時の指摘や課題等をリスト化した。また、検査事務の手引き改定に向けた素案を作成し、任命検査員の立会に係る考え方の整理を行った。【検査担当】

# 市民経済部 の目標

課税課 納税課 市民課 経済観光課

## 令和7年度

### 部の目標

税や住民基本情報、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。

デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、産業・観光施策を立案・推進し、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことによりまちの活性化を図ることを部の目標とする。

### 部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③市民サービスの在り方を見直し、業務のDX及びBPRを推進
- ④基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

### 部の役割

- ①市税及び市税に係る税外収入に関すること
- ②戸籍及び住民基本台帳に関すること
- ③商工業及び農林漁業の振興並びに観光に関すること
- ④斎場・霊園に関すること
- ⑤消費者の保護に関すること

### 健幸まちづくりにおける部の役割

社会経済活動の活性化を図るため、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、「健幸！ワーク宣言」及び健康経営の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施するとともに、（仮称）連光寺6丁目農業公園における試験栽培等をサポートすることで、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行う。

### 具体的な取組

- 1 証明書発行窓口におけるキャッシュレス及び郵送請求時におけるオンライン決済を進める。また、住民情報システムの標準化の令和8年に控えていることから基幹システム及び連携システムの標準化対応を完了し、安定稼働に向けた準備を進める。【課税課・納税課・市民課】
- 2 徴収一元化に向けて課題解決・事務改善・スキルアップを行い、一元化の早期実現に向けて、準備を着実に進めていく【納税課】
- 3 BPRによる可視化・仕分けを行い、業務フローの最適化や、本庁舎建替基本計画を踏まえた駅近機能の検討に必要な基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化を行う。【市民課】
- 4 多摩市産業振興マスタープランに則った事業計画及び、評価方法等について検討を行い、令和7年度中に決定するとともに、令和7年度の事業として、市内企業向けのDX及び業務効率化に関する講座と参加者による交流会を実施する。また、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策の一つとして取組を進める。さらに、企業立地促進条例に基づく宿泊施設誘致に向けてPRを行う。【経済観光課】
- 5 多摩市都市農業振興プランに基づく各種取組を着実に推進するとともに、防災協力農地について、市内農家、農協、防災安全課と調整を行う。また、「いきいき市」等の市内産野菜の販売場所周知のほか、市内産野菜の認知度向上及び販路の拡大に取り組む。【経済観光課】
- 6 市の観光に関する理念を示し、官民連携した多摩市のさらなる魅力発信につなげるため、（仮称）観光まちづくり方針の策定を進める。また、事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトの実施により、来街者の増加につなげていく。【商業・観光担当】
- 7 駅周辺拠点地区について、聖蹟桜ヶ丘地区では例年実施しているイベントに日本アニメーション50周年を盛り込み、また、多摩センター地区では多摩中央公園リニューアルと連携した事業を実施し、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。今年度設置した拠点地区活性化推進会議における聖蹟桜ヶ丘地区及び多摩センター地区の事務局として情報収集・共有等を図り、庁内の連携を深めて取り組んでいく。【商業・観光担当】

## 部の目標

税や住基、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。

デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、産業・観光施策を立案・推進し、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことによりまちの活性化を図ることを部の目標とする。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

社会経済活動の活性化を図るため、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、「健幸！ワーク宣言」の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施するとともに、(仮称)連光寺6丁目農業公園における試験栽培等をサポートすることで、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行う。

## 具体的な取組

1 証明書等のコンビニ交付率の向上及び各種証明書発行手数料券売機や郵送請求におけるオンライン決済、公金収納機などの導入検討をすることで、非来庁型行政サービスの充実や業務の効率化に繋げるための検討を進める。また、地方税共通納税システムの利用範囲の拡大への準備、基幹系システムの標準化における予算化を行い、令和8年稼働に向けた準備を進めていく。【課税課、納税課、市民課】

2 市民の利便性の向上、行政の効率化を図るため「書かない窓口」の導入、また、亡くなられた方のご遺族の事務手続きにおける負担軽減を図るため、「おくやみコーナー」の開設に向けた検討・準備を進める。【市民課、課税課、納税課】

3 市税等の収納管理及び徴収業務の効率化を図るため、市税と国民健康保険税の収納及び徴収業務の一元化に向け、その第1歩として、執務スペースを同じフロアに集中させ連携協力体制を強化し、課題抽出・解決に向けて取り組む。【納税課】

4 長期的な視点から市内産業振興を進めていくことを目的として(仮称)多摩市産業振興マスタープランを令和7年度4月施行を目的に策定する。また、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策のひとつとして取組を進める。【経済観光課】

5 令和5年度に中間見直しをした多摩市都市農業振興プランの基本計画に基づく各種取組を着実に推進するとともに、多摩市産農作物の販路拡大に向けて、「いきいき市」の周知や、ビール醸造を行う事業所及び市内アスパラ栽培農家と連携し、多摩市産のアスパラガスを使用したアスパラビールの試作品づくりを行う。【経済観光課】

6 市の観光に関する理念を示すとともに、企業・団体・大学等関係団体との協働の取組を数多く創出させ、多摩市のさらなる魅力発信につなげるため、(仮称)観光まちづくり方針の策定を進める。また、多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトの発展的な実施や市長会連携事業の実施により、来街者の増加につなげていく。【商業・観光担当】

7 駅周辺拠点地区について、多摩センター地区ではハローキティ50周年記念イベントなど、聖蹟桜ヶ丘地区では既存イベントを効果的に実施し、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。また、「まちづかい」を起点とした新たなまちのつくり方を、5年度までに集めて実践した市民からの「まちづかいの声」を整理し「多摩センター駅周辺のまちのビジョン」等の策定に盛り込むとともに、まちづかいの主体者が実践しやすくなるようなツールを作成する。【商業・観光担当】

## 部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③現場に出て目と耳で対話で状況把握
- ④時代の変化に対応した意欲的な取組
- ⑤基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

## (成果)

経済活動の活性化を図るため、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベント(聖蹟桜ヶ丘謎解きまち歩きや多摩センター街歩きゲーム)の実施など、まちの魅力の発信・向上を図った。また、「健幸！ワーク宣言」の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施したほか、(仮称)連光寺6丁目農業公園における試験栽培等を市内農家と連携してサポートし、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行った。

## (成果)

令和5年度から引き続き検討してきた郵送請求におけるオンライン決済については、更なる検討が必要なため、令和7年度も継続して検討を続ける。コンビニ交付に関しては、引き続きコンビニ交付利用を促すため手数料条例を改正し、住民票、印鑑証明書の減額を延長するとともに、令和7年度から新たに課税・非課税証明書を減額して発行できるようにした。また、基幹系システムの標準化においては必要となる帳票である納税通知書の予算化等を行った。手数料券売機及び公金収納機に関しては展示会等で事業者から情報収集等を実施し、資料等の精査を行っている。【課税課・納税課・市民課】

「書かない窓口」については、令和7年度末導入に向け検討を進めたが、システムベンダーより令和7年度末の標準化対応により人的な面で課題があるため標準化と同時期の「書かない窓口」導入はできないとの見解が示されたため、令和8年度以降の導入に向け準備を進めることとなった。「おくやみコーナー」については、令和7年度中の開設に向け各課業務のヒアリング、運営体制、設置スペース等の検討を行ったが、財政状況が非常に厳しい状況の中で、当初予算への計上は見送ることとなった。今後、財政状況なども踏まえながら、補正予算等で対応できるよう引き続き準備を進める。【市民課、課税課、納税課】

令和6年10月にA棟2階に納税課収納係と国保税担当2収納担当、B棟2階に納税課滞納整理係と国保税担当2滞納整理担当の引越を完了させた。同一フロアにしたことで令和6年度下半期は納税相談等のワンストップ化を図り相談者の利便性の向上に取り組んだ。【納税課】

長期的な視点で市内産業振興を進めていくことを目的とし、令和7年3月に多摩市産業振興マスタープランを策定した。ふるさと納税については、市内事業者の返礼品を増加したほか、寄附件数が令和5年度の寄附件数706件に対し、令和6年度は1,032件と増加した。また、令和6年度から、ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金を開始した。【経済観光課】

多摩市都市農業振興プランに基づき、多摩市産農作物の周知と販路拡大を目的に、令和6年12月に開催された「消費生活フォーラム」において、市内産野菜の販売及び「いきいき市」等の市内産野菜販売所等の周知を行った。また、ビール醸造を行う事業所及び市内アスパラ栽培農家と連携し、多摩市産のアスパラガスを使用したアスパラビールの試作品づくりを行い、聖蹟桜ヶ丘で開催された「秋のビールまつり」で一般販売を行った。【経済観光課】

各市の情報を収集するなどにより、(仮称)観光まちづくり方針の策定に向けて進めた。市が事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる多摩市食プロジェクトにおいては、イベントで事業者によるアイランド風メニューの販売をすることや、令和7年度事業に向けた東京観光財団の事業採択を受けるなど進めた。市長会連携事業として学生が発案して実証実験をする南多摩五市をフィールドに取り組んでいるタマリズムでは、写真を撮影して回遊するイベントを実施するなど発信につなげた。【商業・観光担当】

多摩センター地区ではハローキティ50周年記念イベント(街歩きゲーム、お散歩グリーンティング、イルミネーションショー)を、聖蹟桜ヶ丘地区ではラスカル子ども映画祭の実施にあたり商業施設と連携するなど賑わいづくり及び活性化に向けて取り組んだ。多摩センターではビジョン策定に向け、市民や民間事業者等と連携し、大規模イベントのない日常の滞在空間やナイトタイムの賑わいづくりの社会実験を行った。4年度からの3年間を踏まえたまちづかいの主体者が活用できる手引書を策定した。【商業・観光担当】

# くらしと文化部の目標

文化・生涯学習推進課 平和・人権課  
TAMA女性センター スポーツ振興課

## 令和7年度

### 部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、スポーツ、学び、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。

令和7年度は、戦後80年を迎え、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ継承する取組の充実、各分野計画の見直し、新たに策定した方針や計画に基づく具体的な施策の推進、協定を締結するプロスポーツチームなど多様な関係者との連携による様々なスポーツ体験の創出、町制施行70周年を迎える友好都市富士見町との都市交流などを通じて、地域で学び合い、活動し、交流しているまちを目指す。

### 部の取組方針

職員一人ひとりが次の点を大切に、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。

- ◆地域(現場)に足を運び、地域で対話(コミュニケーション)を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。
- ◆職層を問わず職員相互の対話(コミュニケーション)を大切に。

### 部の役割

- ①平和・人権啓発に関すること
- ②男女平等の推進に関すること
- ③文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること

### 健幸まちづくりにおける部の役割

活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人との交流やくらしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健幸的な生活への取組を支援する。

そのために、令和6年度に策定した多文化共生基本方針およびみんなの文化芸術振興プラン2025に基づく取組の実施、第4次女と男がともに生きる行動計画や多摩市スポーツ推進計画の中間見直しなどを行うとともに、文化、スポーツ、学び、交流等の活動を支援する各種事業・施策を推進する。

### 具体的な取組

- 令和6年度に策定した多文化共生基本方針に基づき、市民に向けて、やさしい日本語ワークショップや多文化共生をテーマとした講演会を実施するほか、アイスランドウィーク等のイベントにおいてパネル展示等を実施し、方針の内容普及を進める。また、友好都市富士見町との都市交流事業について、町制施行70周年記念事業を実施するとともに、令和8年度の都市交流40周年記念事業に向けた企画準備を行う。【文化・生涯学習推進課】
- 令和3年度に策定した第4次生涯学習推進計画について、社会の変化や施策の状況変化、市民活動の現状等を踏まえ、中間見直しを行う。【文化・生涯学習推進課】
- 令和6年度に策定したみんなの文化芸術振興プラン2025に基づき、多摩市文化芸術推進委員会を設置し、施策の評価や計画の推進等に向けた協議を開始する。【文化・生涯学習推進課】
- 子ども被爆地派遣事業は、派遣先の広島県の混雑等を鑑み派遣日程を前倒して実施する。また、歴代派遣員の平和活動の場づくりを進め、歴代派遣員による平和への取組を後押ししていく。戦後80年事業として、平和首長会議多摩地域平和ネットワークを構成する26市共同で、多摩地域平和ユース研修事業及び(仮称)平和サミットを実施する。【平和・人権課】
- 市民意識・実態調査等を踏まえ、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直し版を策定する。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」への対応として支援調整会議を設置する。【平和・人権課】
- 近隣9市の小学生が登壇する、多摩西人権啓発活動地域ネットワーク事業「子どもからの人権メッセージ発表会」を多摩市で開催する。発表会を通じて日常生活を人権の視点から考え、人権意識の醸成を図る機会とする。【平和・人権課】
- 総合体育館第1スポーツホールへ空調の設置を行うことで、酷暑時においても安全にスポーツのできる環境としていく。あわせて施設利用料金の改定について条例改正を行う。【スポーツ振興課】
- 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、スポーツ体験の創出を図る。市内事業者との連携により市内でのパブリックビューイングの実施を行うなど、街中でスポーツを楽しめる取り組みを進める。【スポーツ振興課】
- 東京多摩フットボールセンター・南豊ヶ丘フィールドについて、旧南豊ヶ丘小学校校舎老朽化への対応として校舎等の除却設計に向けた調整を進めるとともに、民間との連携により多くの市民に活用いただける新たなスポーツ施設整備に向けた事業スキームについて民間事業者意見を確認する。【スポーツ振興課】
- 「多摩市学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、具体的な取組方法の検討のため、教育委員会と連携して、協議会の実施・地域移行に関する試行・ガイドライン(市)の策定等に取り組む。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

## 部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、学び、スポーツ、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。特に令和6年度は、第六次総合計画の分野別取組に掲げる計画や基本方針の策定や中間見直しを行い、具体的な施策を推進する。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人との交流や暮らしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健幸的な生活への取組を支援する。  
そのために、(仮称)多文化共生推進基本方針や(仮称)文化芸術振興計画の策定、第4次女と男がともに生きる行動計画の中間見直しに向けた実態調査などを行うとともに、文化・学び・スポーツ・交流等の活動を支援する各種事業・施策を推進する。

## 具体的な取組

- 国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、「(仮称)多文化共生推進基本方針」を令和7年3月に策定する。【文化・生涯学習推進課】
- 多摩市みんなの文化芸術条例に基づき、令和5年度に市民が中心となって検討した将来ビジョンとビジョン実現に向けた施策等を定める「(仮称)多摩市文化芸術振興計画」を、令和7年3月に策定する。【文化・生涯学習推進課】
- 利用者、地域住民など多世代の多様な方々が、施設を利用するだけでなく、運営への関わりや施設全体での利用者同士の交流を生み出す取り組みを通じて、市民の主体的な活動をつないでいく施設として、活用が一層進むよう、市民活動・交流センターの指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を決定する。【文化・生涯学習推進課】
- 「子ども被爆地派遣事業」について、派遣先を広島市とし、現役派遣員及び派遣サポーターを公募・派遣する。派遣サポーターについては現役派遣員のサポートに加えて派遣事業の運営側の役割を担うことを通じて、平和の担い手としての意識醸成の深化を図っていく。また、令和5年度に引き続き、歴代派遣員の平和活動の場づくりに試行的に取り組む。【平和・人権課】
- 令和8年度の「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直しに向け、市民意識・実態調査を行う。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、関係所管と連携しながら、引き続き、相談体制の整備や講ずるべき施策等の検討を進める。【平和・人権課】
- 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、様々なスポーツ体験ができる機会を創出する。また、J1に昇格した東京ヴェルディホームタウンとしての機運醸成を図る。【スポーツ振興課】
- 施設利用団体をはじめとした関係者との連携によりスポーツを通じた健幸まちづくりの実現を図るため、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を決定する。【スポーツ振興課】
- 教育委員会と連携し、地域・家庭・関係機関の共通理解を得ながら、部活動の地域連携・移行に向けた協議会を開催する。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

## 部の取組方針

- 職員一人ひとりが次の点を大切に、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。
- ◆地域(現場)に足を運び、地域で対話(コミュニケーション)を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。
- ◆職層を問わず職員相互の対話(コミュニケーション)を大切に。

## (成果)

市民自らによる健幸的な生活への取り組みを支援するため、多文化共生基本方針及びみんなの文化芸術振興プラン2025の策定や令和7年度に中間見直しを行う第4次女と男がともに生きる行動計画の基礎資料となる実態調査を実施した。また、アイスランドの先進的な取組を学ばし講演会、障害福祉課と連携して実施した人権週間行事でのユニバーサル映画上映と講演会の実施、施設の次期指定管理事業者から市民ニーズに対応した新たな事業提案を受け、令和7年度の施設環境の改善・整備につなげるとともに、総合体育館への空調設置を決定した。

## (成果)

市民アンケートやインタビュー、多摩市国際交流センターへの意見聴取、学識者のアドバイス等を踏まえ、令和7年3月に「多文化共生推進基本方針」を策定した。方針では、「国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせるまち」の実現に向けて、①コミュニケーション支援②生活支援③地域づくりと意識醸成の3つの施策の方向性を定め、それに紐づく14の主な取組を整理した。【文化・生涯学習推進課】

有識者会議の開催や市民アンケート、団体ヒアリング等の市民参画プロセスを経て、令和7年3月に「多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025」を策定した。令和7年度から10年間、将来ビジョンに向けて実施すべき施策と取組を定めたほか、文化芸術推進委員会による外部評価や進捗評価対象とする重点取組など、計画の推進に向けた取組についても定めた。【文化・生涯学習推進課】

令和7年度から5年間における市民活動・交流センターの指定管理者について市議会の議決を経て決定した。令和7年度に、新たに駐車場利用におけるキャッシュレス決済を可能とする指定管理者提案のほか、全諸室でフリーWiFiを利用拡大する提案を具現化する予定であり、市民利用を促すためのサービス向上につながった。【文化・生涯学習推進課】

現役派遣員8名、派遣サポーター1名を広島市へ派遣した。現地NGO等の協力により被爆者との交流や被爆樹木等の見学など、様々な側面から被爆の実相を体験的に学ぶ機会を創出した。成果報告会では派遣サポーターがファシリテーター役を担い、来場者からも好評を得た。また、平和展でのキャッチフレーズの採用や企画の実施など、歴代派遣員の平和への取組も広がっている。【平和・人権課】

多摩市男女平等参画推進審議会を中心に審議を行い、市民及び職員の意識・実態調査を行った。また、女性支援法への対応については、女性相談支援員と女性センターとの連携会議の頻度を増やし、情報共有やケース対応の事例検討等を行うことで、相談・連携体制の強化につながった。【平和・人権課】

パルテノン大通りに東京ヴェルディ街路灯フラッグを掲出、また、市内6か所9枚の横断幕・懸垂幕を掲出することで気運醸成を図った。東京ヴェルディなどの選手サイン会、プロスポーツ選手の学校訪問や各種スポーツ教室実施によりトップアスリートとの触れ合いやスポーツ体験が出来る機会を創出した。東京ヴェルディホームゲームにおいて多摩市応援デーとして市民無料招待を行い2千名を超える市民が参加、読売巨人軍のイースタンリーグ公式戦への市民無料招待に千名近い市民が参加するなど、多くの市民がスポーツに触れる機会を創出した。【スポーツ振興課】

令和7年度から5年間における多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者について市議会の議決を経て決定した。令和7年4月からは個人利用におけるキャッシュレス決済開始や総合体育館にストレッチや教室開催の出来るファンクショナル(機能的)ルームが整備されるなど、市民サービスの向上につながった。【スポーツ振興課】

地域の文化団体・スポーツ団体を対象とした部活動地域連携・移行に関するアンケート調査を実施し、134団体からの回答を得ることが出来た。今後の検討に向けた基礎資料として部活動の地域連携・移行に向けた協議会に報告することで、協議会での議論を進めた。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

# 子ども青少年部の目標

子ども・若者政策課 子ども家庭センター  
児童青少年課

## 部の役割

- ①児童の福祉に関すること
- ②ひとり親福祉に関すること
- ③幼児教育・保育施設に関すること
- ④青少年に関すること
- ⑤若者に関すること
- ⑥子どもの貧困に関すること

## 令和7年度

### 部の目標

将来への不透明感が増大する中、社会全体で人口減少と少子化が進行している。「こどもまんなか社会」の実現に向け、多摩市の強みを活かし、さらに伸長することで、子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題解決に取り組む。子育てをサポートする事業等を積極展開し、「子育てするなら多摩」を標榜し、市内事業者とも協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる、居心地の良い子育て環境の醸成を部の目標とする。

### 部の取組方針

子育て世代のニーズをとらえ、短期・中期的な見通しのもと本年度スタートする「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に実践することで、子育て世代に選ばれるまちとなる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園事業」を核としつつ、保育サービスの地域偏在対策に取り組む。また、児童・生徒の放課後対策の充実を目指し、学童クラブの校内化と放課後子ども教室の週5日実施を進めるとともに、「児童館の今後のあり方基本方針」に沿って児童館事業等の刷新を図っていく。

## 健全まちづくりにおける部の役割

子どもたちの健やかな成長を支えるため、本年4月に開設する「こども家庭センター」や児童館が中心となり、市内子育て支援施設、教育委員会とも連携して、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

## 具体的な取組

- 1 「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に推進するため、子ども・子育て会議の委員構成を再編するとともに、各所管の様々な施策を「たまこどもフェス」の開催等を通して市内外に向けてアピールするなど、「子育てするなら多摩」の推進に取り組む。【子ども・若者政策課】
- 2 令和6年度に作成した子若条例のリーフレットを活用し、広く相談先と権利についての周知を図る。また、小・中学生の市政への意見表明と参画機会を具現化するため、教育委員会との協働運営により「子どもみらい会議」等に取り組む。【子ども・若者政策課】
- 3 「多摩市こども誰でも通園事業」を市の認可事業として市内幼稚園、認可保育所、認定こども園等の13施設程度に拡大して実施し、子育て及び子育て環境を充実する。また、令和8年度以降の本格実施に円滑につなげる。【幼児教育・保育担当】
- 4 子育てひろば（地域子育て支援拠点）や身近な場所で子育て相談ができる「地域子育て相談機関」について、児童館や保育施設等、幅広く市内子育て支援施設での展開を引き続き検討し、今後の方向性を決定する。【こども家庭センター】
- 5 妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援の充実及び予防的支援の強化を図ることで虐待の未然防止に取り組む。【こども家庭センター】
- 6 「児童館の今後のあり方基本方針」の「これからの多摩市の児童館(将来像)」及び「5年以内に目指す姿」の実現に向けて取組を進める。特に豊ヶ丘児童館の移設を念頭に置き、貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校へ校内化する。【児童青少年課】
- 7 放課後子ども教室については委託化による週5日の本格的実施を推進する。令和7年度は、連光寺小学校、貝取小学校に加えて、東寺方小学校、南鶴牧小学校の放課後子ども教室を委託化し週5日の本格的実施を行う。【児童青少年課】

## 部の目標

社会全体で少子化が進む中、「子どもまんなか」を念頭に子育て支援事業を積極展開する。「子育てするなら＝多摩」を標榜し、市内事業者と協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる、居心地の良い子育て環境を引き続き醸成する。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

子どもたちの健やかな成長を支えるため、子ども家庭支援センターや児童館を中心に、市内子育て支援施設や教育委員会と連携し、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

## 具体的な取組

- 1 ニーズ調査の結果や子ども・子育て会議の意見などを踏まえ、子どもまんなか社会の実現を目指した「(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画」を策定する。【子ども・若者政策課】
- 2 幼稚園・保育所をはじめ子育て関係団体、児童館が連携・協力して「たまこどもフェス」を開催するなど、市内外へ多摩市の充実した子育て環境や子育て支援策、「子育てしやすい多摩」を継続的に発信する。【子ども・若者政策課】
- 3 子ども・若者向けの意見表明やまちづくり参画に関するイベント情報などを発信するウェブサイト「(仮称)子ども・若者の主張」を開設する。また、子どもの権利擁護への意識を醸成するための取組を推進する。【子ども・若者政策課】
- 4 「多摩市こども誰でも通園事業」を4施設で試行実施し、全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な教育環境を整備するとともに、子育て家庭への支援を充実・強化する。【幼児教育・保育担当】
- 5 妊娠期からの切れ目ない支援の充実を目指し、母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、令和7年度当初を目標に組織の一体化及び「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進める。【子ども家庭支援センター】
- 6 子育てひろば(地域子育て支援拠点)について、児童館や保育施設等を含めて幅広く、市内子育て支援施設での展開を検討し、今後の方向性を明確にする。【子ども家庭支援センター】
- 7 子どもが自由に利用できる児童館が、これからの時代変化、社会変化に対応できるよう「児童館のあり方基本方針」の策定を進める。素案に対し、庁内関係部署の意見や議会の意見を反映することで原案化し、児童館利用者を含め、市民との合意形成を図り、夢のある児童館づくりの礎となるような方針を決定する。【児童青少年課】
- 8 放課後子ども教室の週5日の試行実施により確認された「子どもの居場所確認」や「学校の長期休業期間の実施」にも対応できるよう改善を図り、1年目の検証を行っていく。また、学童クラブ需要の変化との関係性を視るために、待機児の対策の必要がある学校での試行拡充に向けた検討も進める。【児童青少年課】

## 部の取組方針

子育て世代のニーズを的確に捉え、短・中期的な見通しの下、子ども・子育て計画を策定・実践することで子育て世代に選ばれる街となる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園制度」を核としつつ、保育サービスの地域偏在対策に取り組む。また、児童・生徒の放課後対策の充実を目指し、児童館のあり方を見定め、学童クラブの校内化を進めるとともに、法人委託による放課後子ども教室の全市展開を見据えた準備を行う。

## (成果)

子どもたちの健やかな成長を支える取組として、「多摩市こども誰でも通園事業」や「たまこどもフェス」を実施した。また、放課後の居場所対策の取組を進めるとともに、子どもたちの意見表明、参画機会の充実を図った。

## (成果)

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の目的や理念を前提として、「第1期多摩市こども計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」として策定した。【子ども・若者政策課】

幼稚園・保育所をはじめ子育て関連団体、児童館が一堂に会して「たまこどもフェス2024」を開催した。来場した約1万人の子育て世帯に、遊びや体験を通して多摩市の質の高い子育て環境をアピールした。【子ども・若者政策課】

子ども・若者向けの意見表明やまちづくり参画に関するイベント情報などを発信するウェブサイト「子ども・若者の主張」を開設し、公共施設や市内の書店で当該サイトに誘導する「しおり型カード」を配布するなどして周知を図った。【子ども・若者政策課】

東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」と組み合わせて「多摩市こども誰でも通園事業」を5月より幼稚園2園及び認可保育所2園の計4園で試行実施を開始し、11月からは子ども家庭支援センター「たまっこ」においても開始した。在籍園のない0歳6カ月～2歳の276人が利用登録し、子どもが早期から他者と関わる機会を確保したことで子どもの育ちを応援したとともに、在宅子育て家庭の育児不安の軽減や孤立防止を図り子育て支援を強化した。【幼児教育・保育担当】

母子保健と児童福祉の組織統合及び一体的相談支援体制を再編し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」を令和7年4月1日に開設した。【子ども家庭支援センター】

子育てひろば(地域子育て支援拠点)について、保育所等を含め市内子育て支援施設と連携による展開について検討を開始した。具体的な方向性については継続的な検討課題とした。【子ども家庭支援センター】

素案決定した6月以降、児童館利用者及び地域への説明や意見交換を行い、パブリックコメントでの意見も反映したうえで、令和7年2月に児童館づくりの礎となる「児童館の今後のあり方基本方針」を決定、公表した。【児童青少年課】

放課後子ども教室の週5日試行実施の2校では「子どもの居場所確認」や「学校の長期休業期間の実施」にも対応し、利用動向等の検証を行うと共に、事業イメージが伝わり利用促進につながるよう放課後子ども教室動画を作成しwebで公開した。これらの取組を踏まえて、令和7年度は本格的実施に切り替え、更に実施校を4校に広げた。【児童青少年課】

# 健康福祉部 の目標

福祉総務課 生活福祉課 健康推進課 健康センター  
保険年金課 高齢支援課 介護保険課 障害福祉課

令和7年度

## 部の目標

すべての市民の健康と命を守り、その暮らしを支え、市民一人ひとりが生きがいのある生活を送れるよう保健・医療・介護・福祉に関する施策の充実を図るとともにICTの活用を含め各種サービスの迅速かつ適切な提供、利用者主体の支援に努める。また、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策の連携により多摩市版地域包括ケアシステムの取組をさらに進め相談から自立までの横断的・継続的な支援の実施を部の

## 部の取組方針

- 市民生活の実態把握に努め、現場感覚、市民との会話を大切に取組を進める。
- 困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組を支援する。
- デジタル技術等を活用し、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図る。
- 健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力関係をさらに推進する。

## 部の役割

- ①地域福祉に関すること
- ②生活福祉に関すること
- ③保健衛生及び健康に関すること
- ④国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること
- ⑤高齢者の福祉に関すること
- ⑥介護保険に関すること
- ⑦障がい者の福祉に関すること
- ⑧福祉事務所に関すること

## 健幸まちづくりにおける部の役割

健幸づくりにおけるさらなるポピュレーションアプローチに向け、市民の主体的な行動や取組を支援する。また、あらゆる世代に対し口腔ケアの必要性に関する周知・啓発に取組、特に高齢期におけるハイリスクアプローチの一つであるオーラルフレイルについては、部内が連携して取り組む。

## 具体的な取組

- 令和7年12月の3年に一度の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の欠員地区の充足を図るとともに、民生委員活動への大学生によるサポートの実施に取り組み、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行う。【福祉総務課】
- 年金だけでは生活することが難しい高齢者や物価高で貯蓄が減少している影響で生活保護を必要とする方が高止まりの現状を踏まえ、各関係機関と連携し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、業務効率化を図るためのデジタル技術等活用に向けて、引き続き仕組みを試行・検討する。【生活福祉課】
- 日本医科大学多摩永山病院は、重篤患者に対する三次救急や周産期医療など、南多摩保健医療圏(八王子市・町田市・日野市・稲城市・多摩市)における医療の重要な役割を担っている。そのため、多摩市内での病院建替えを断念したものの、引き続き、市内での病院建替えが実現するよう、医療圏構成市や東京都、関係機関等との連携を進め、地域の医療提供体制維持に努める。【健康推進課】
- 「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」施行に伴い、歯科口腔保健に関する新規事業を他課連携のもと実施し、歯科口腔保健に関する周知啓発を行う。また、新興感染症等の発生に備え、新型インフルエンザ等の行動計画の策定に取り組む。【健康推進課】
- 特定健診と後期高齢者健診は様々な疾病の予防・早期発見の重要な手段であり、医療費適正化にも繋がることから、多様な媒体を活用して受診率の向上を目指す。また健診結果から健康課題を抽出し、関係部署並びに関係機関と連携して健康課題解決に取り組む。【保険年金課】
- 地域において介護予防活動が継続していけるよう、関係機関と連携しフレイル予防事業を推進する。認知症の人が生きがいを持って生活できるよう社会参加支援の取組を行う。第10期高齢者保健福祉計画の基礎となる高齢者実態調査を実施する。【高齢支援課】
- 稼働を開始する認定調査及び審査会システムを活用して認定業務の効率化を図り全合議体でオンライン審査会を開催するとともに、令和8年度の電子申請導入に向けて調査検討を進める。また、令和8年度に導入の義務化が決定している事業者の電子申請準備を支援する。【介護保険課】
- 障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向け、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」及び令和7年1月に施行された「多摩市手話言語条例」に基づいた取組を進める。【障害福祉課】
- 発達障がいのある子ども・若者が地域で安心して成長できるように保育所(園)・幼稚園へ定期巡回相談の充実、発達障がいへの理解普及啓発、関係機関とのネットワークの強化を行う。ひまわり教室の療育の充実を図り児童発達支援センター設置に向けた検討を行う。【発達支援担当】

## 部の目標

第六次総合計画を踏まえ、令和6年度からスタートする健康福祉部各種の計画を着実に推進する。また、保健、医療、介護、福祉サービスを必要に応じてスピーディーかつ適切に利用できるよう市民、関係機関（事業者）、行政（保険者）の三者連携とDXの推進を図る。これらにより、すべての市民の命と健康、生活を守り、地域で誰もが差別なく、ともに支え合うしくみづくりをさらに進めることを部の目標とする。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組を支援し、「健幸まちづくり」を推進するため、新たにスタートする重層的支援体制整備事業を通じて多摩市版地域包括ケアシステムのさらなる推進を図る。

## 具体的な取組

- 1 参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などの多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会推進事業（重層的支援体制整備事業）を関係機関と連携しながら実施し、地域と関係性が希薄化し、複合的な困りごとを抱えた方が地域や社会資源とつながりを持ち、社会に参加できるよう支援を行う。【福祉総務課】
- 2 いのちとこころのサポートプラン（第2期自殺対策計画）に基づき、子ども・若者などの自殺防止のためにゲートキーパーの周知・養成や自殺未遂者へのケアなどを行い、悩みを抱える方に気づき、寄り添った取組を進める。【福祉総務課】
- 3 新型コロナウイルスの影響の長期化や、物価高騰などで貯蓄が減少していることが影響し、生活保護を必要とする方が増えている現状を踏まえ、生活困窮者支援事業との連携を強化し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、業務改善を図るためのDX推進に向けて、仕組みを試行・検討する。【生活福祉課】
- 4 「（仮称）多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」の制定を機に、歯と口腔の健康が全身の健康と深く関係し、健康寿命の延伸にもつながることの周知啓発などをはじめ、条例に基づく取組を進める【健康推進課】
- 5 妊娠期からの切れ目ない支援の充実を目指し、母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、令和7年度を目途に組織の一体化及び「子ども家庭センター」の設置に向けた検討を進める。【健康推進課】
- 6 「第3期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、国保財政の安定的運営の確保や、保険給付費に見合った保険税率の設定と徴収及び医療費の適正化等の取組を進める。【保険年金課】
- 7 第9期高齢者保健福祉計画に基づき、アフターコロナの現状を踏まえた住民同士の支えあいや介護予防、認知症施策がさらに推進されるよう新たな体制整備に取り組む。地域包括支援センターの機能強化に向けて、担当エリアや職員配置等を総合的に検討し、今後の方針を決定する。【高齢支援課】
- 8 生活支援や介護を必要とする状態にある高齢者が速やかに適切な介護保険サービスが受給できるよう、介護認定審査会及び介護認定調査について新たなシステム等を導入し、業務の改善を進める。【介護保険課】
- 9 障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向けた取組として、（仮称）多摩市手話言語条例制定に向けた検討を進め、令和6年度中に条例を施行する。【障害福祉課】
- 10 発達障がい児（者）への支援のニーズの増加・多様化に対応するために、巡回相談の対象拡充等により、関係機関とのネットワークの強化を図る。また、発達・教育初回相談窓口の更なる周知及び市民の利便性の向上を図るため、Webフォームを用いた受付を導入する。【発達支援担当】

## 部の取組方針

- 各課の計画を常に意識しながら業務に取り組む。
- 職員一人ひとりがアウトリーチを基本に現場を確認し、現状を十分に把握する。
- 健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力関係を構築する。
- 様々なサービスをスピーディーかつ適切に利用できるように各種 ICTツール（訪問支援・見守り機能）やケース記録の電子化などの研究をスタートする。

## （成果）

健康福祉部全体で事例に基づいた研修の実施や重層的支援体制整備事業の支援会議を通じて、多摩市版地域包括ケアシステムの推進を図った。

## （成果）

令和6年4月から多摩市社会福祉協議会に参加支援事業を委託し、しごと・くらしサポートステーションにてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を行い、複合的な困りごとを抱えた方が地域や社会資源とつながり、社会参加できるよう、関係機関と連携しながら相談支援を行った。【福祉総務課】

子ども・若者等の自殺防止のために、教職員向けのゲートキーパー動画研修の配信や、8月にNPO法人あなただのいばしょと協定締結を行い、24時間365日、誰でも無料匿名で利用できるチャット相談窓口の周知に取り組んだ。また、医療機関も参加した自殺未遂者支援ネットワーク連絡会を開催し、自殺未遂者支援の強化に取り組んだ。【福祉総務課】

生活困窮者支援事業と連携し、必要に応じて生活保護を案内・利用できるよう市民に寄り添った運営をすることができた。また、保護開始時の資産調査について、これまでの紙による調査から電子照会にするための体制を整えることができた。【生活福祉課】

10月に「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」を制定し、広報や講演会等を通じて条例の目的等の周知に取り組むとともに、（株）ロツテ、歯科医会との3者による連携協定を締結した。また、歯科口腔保健に関する目標を定め、取組内容の協議等を行う庁内会議の設置や、その取組状況の評価を行う「条例推進会議」を設置した。【健康推進課】

母子保健と児童福祉の組織統合及び一体的相談支援体制を再編し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子ども家庭センター」を令和7年4月1日に開設した。【健康推進課】

財政健全化に向けた方針を定めた「多摩市国民健康保険運営方針」を策定した。また本方針に基づき、口座振替推奨など徴収確保に向けた取組のほか、特定保健指導による生活習慣病予防や、疾病の重症化予防を目的とした「健診異常値放置者受診勧奨事業」を行い、国保加入者の健康保持増進と医療費適正化に資する取組を進めた。【保険年金課】

新たな生活支援コーディネーターと協働で介護予防事業や地域の支えあいの体制整備を推進した。地域包括支援センターの担当エリアや相談体制等について検討し機能強化に向けた方針を決定した。より利用しやすい総合福祉センター送迎バスを目指し、運行内容や方法について見直しを行った。【高齢支援課】

介護認定審査会に関しては、新たなシステムを導入することで、会議資料のペーパーレス化、ウェブ会議への移行を進めた。また、介護認定調査についても新たなシステムを導入し、調査票作成の効率化を図った。本格的な運用は令和7年度となるため、引き続き、これらのシステムを活用し業務改善を進めていく。【介護保険課】

多摩市手話言語条例検討会での議論やパブリックコメント等を経て、「多摩市手話言語条例」を令和7年1月に施行するとともに、同年3月には「多摩市手話言語条例制定記念 耳の日フェスタ」を開催し、条例の周知啓発を行った。【障害福祉課】

発達障がい児（者）の地域とのネットワークの強化を図るため保育所・幼稚園への巡回相談や関係機関向けベアレントプログラム等を実施することにより地域との連携強化を図った。また「発達・教育初回相談窓口」はWebからの申し込みを開始し利用者の利便性の向上を図った。【発達支援担当】

# 都市整備部 の目標

都市計画課 道路交通課

令和7年度

## 部の目標

令和7年3月に改定した「多摩市都市計画マスタープラン（多摩市都市計画に関する基本的な方針）」に基づき、市民・事業者との協働により、多様なにぎわいとみどりを育み、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めることを部の目標とする。

- ・にぎわいとやすらぎが調和したまち並みの構築
- ・だれもが行きたい所に、行きたい時に行ける移動環境の構築
- ・水とみどりの保全・整備を推進
- ・自然災害に強く、かつ、脱炭素型、バリアフリーなまちの構築
- ・良好な住宅地、良好な景観の構築

## 部の取組方針

職員一人一人が、誰からも信頼される「都市整備部」となるため、以下の項目を常にこころがけ業務に取り組む。

- ・仕事の「根拠」を改めて確認するなど、コンプライアンスを高める。
- ・市民の要望・意見は丁寧に聴き取り、対応は迅速に行う。
- ・自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ・広い視野で情報収集を心掛け、市民ニーズの変化や新しい手法等を的確に把握する。
- ・仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

## 部の役割

- ①都市計画及び都市計画事業に関すること
- ②開発、整備及び区画整理に関すること
- ③住宅政策に関すること
- ④道路、河川及び土木に関すること
- ⑤交通対策に関すること

## 健康まちづくりにおける部の役割

都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォーカブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかと、健康的な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境や、歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。

## 具体的な取組

- 1 「多摩市都市計画マスタープラン」に基づき、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めるとともに、市内の都市拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター駅周辺地区、永山駅周辺地区については、東京都が進める「多摩のまちづくり戦略」等の動向に合わせ、市の拠点地区活性化推進会議を活用しながら、将来像を検討し、まちの価値の探求を進める。また、全ての市民が安全安心かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、持続可能な地域社会の実現を目指すため「立地適正化計画」の策定を進める。【都市計画課・ニュータウン再生担当】
- 2 多摩市街づくり条例で規定された開発事業において、開発事業者に対して必要な助言及び指導を行うなど、条例に定める市の役割と責務を着実に遂行する。また、公共施設整備にあたって面整備手法の導入可能性検討などに積極的に関わることで、「誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくり」に寄与する。【街づくり担当】
- 3 「愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画」の「公園・遊歩道活用プロジェクト」について、貝取・豊ヶ丘近隣センター付近をチャレンジエリアに設定する。地域で活動する民間事業者等と意見交換しながら、遊歩道や公園を活用した空間づくりの実証実験を行い、課題や効果などを検証する。【ニュータウン再生担当】
- 4 多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住宅ストックを長期にわたって確保するため、適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等の大規模改修及び建替え事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで、住宅ストックの所有者や管理組合の取組を支援する。また人口減少社会を見据え「第四次住宅マスタープラン」の策定を進める。【住宅担当】
- 5 道路と公園の街路樹管理を中心に清掃や補修などの維持管理業務について、民間活力を活用したアウトソーシングの可能性を検討し、導入に向けた基本方針を策定する。【道路交通課】
- 6 無電柱化工事、橋梁の耐震補強設計・補修工事、舗装打換工事、道路改良工事をそれぞれの計画に基づいて進め、通行の安全確保や利用し易い道路環境への改良・整備を推進する。【道路交通課】
- 7 意見交換会や市民・利用者アンケート調査、統計データ等を踏まえ地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通会議での議論を経て「次期多摩市交通マスタープラン」を策定する。あわせて、多摩市ミニバスの今後の運行体制について整理検討を進める。【交通対策担当】

## 部の目標

住みたくなるまち”多摩市”の実現に向けて、安全で魅力的な都市インフラを備えた街づくりの推進を部の目標とする。

- ① 自然災害発生時の未然防止策を講じ日常生活が続けられる街の構築。
- ② だれもが行きたい所に、行きたい時に行ける移動環境の構築。
- ③ 賑わいとやすらぎが調和した街並みの構築。
- ④ 住みたい所にいつまでも住み続けられる居住環境の構築。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォークラブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかど、健康的な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、歩行者も自転車も安心できる空間づくりと、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化に取組を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図る環境や、出歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。

## 具体的な取組

1 社会情勢の変化、多摩市が抱える様々な課題などを踏まえ、将来を見据えた計画的なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定を行う。あわせて、駅拠点のまちづくりとして永山駅周辺の再構築や多摩センター地区のハード整備（まちづくり）を見据えた（仮称）多摩センター地区まちづくり方針と、居心地が良くなるまちなかづくりに向けた多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定を関係者と連携して進める。また、延伸ルート案が示された多摩都市モノレールについて、町田方面・八王子方面への延伸促進に向け、必要な取組を進める。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

2 南多摩尾根幹線の諏訪・永山地区沿道北側における商業・業務等への土地利用転換について、引き続き、プラットフォームでまちづくりへの効果等についてヒアリングする。雇用や賑わいの創出に向けて、都市計画マスタープラン改定以降の都市計画変更（用途地域等）に備えて、誘致する機能の条件整理を進める。【ニュータウン再生担当】

3 駅近接の立地を生かした複合市街地の実現を目指し、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業（関戸一丁目20番地）施行後の敷地内におけるA敷地（東側）の大規模開発事業、B敷地（中央）の商業・業務施設の順次開業に続き、残るC敷地（西側）の大規模開発事業について、市の玄関口にふさわしい商業・業務施設と住宅の調和した、一体性のある建築物の整備を街づくり条例の手術を行うなかで協議し誘導する。【街づくり担当】

4 多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住宅ストックを長期に渡って確保するため、適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等の大規模改修及び建替え事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで、住宅ストックの所有者や管理組合の取組みを支援する。また、市内の空き家等の増加実態を把握するための調査を実施する。【住宅担当】

5 多摩センター地区をはじめとする自転車歩行者専用道路の「安全な遊歩道空間の実現方法」や、「賑わいに資する遊歩道空間の使い方」に向けた課題や方向性を定める。昨年度来行ってきたレンガ坂における歩行者と自転車の通行方法における社会実験、意見交換会、アンケート等を参考に暫定的な安全な通行方法の提示や、路面表示等を行い、今後の多摩センターエリア一体における通行方法の礎となる検討を行う。【道路交通課】

6 多摩市街路樹よくなるプラン改定版における改善モデル路線の市民との意見交換会等を活かした整備を完了し、供用後の評価を行うとともに、新たな改善モデル路線の更新案の検討、市民意見交換会などを実施して、街路樹の持続可能な維持管理を踏まえた更新案の検討に着手する。主要な路線における街路樹の樹木診断等を行い、診断結果に基づき倒木などの恐れがある危険な樹木の伐採を行う。維持管理における効率的・効果的なあり方・契約手法などについて、業務範囲、実施内容、関係課との共同実施などを検討し、次年度以降発注に向けた設計などを進める上での基本方針を作成する。【道路交通課】

7 「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」の観点から、市道1-3号幹線（明神橋通り）の無電柱化工事等に着手する。また、市道1-28号線の拡幅整備に伴う無電柱化事業の実施に向け、関係事業者と基本協定を締結し、工事の設計を行うとともに、着実な工事の進行のため事業者と協議を継続していく。【道路交通課】

8 少子高齢化や生活様式の変化による交通需要の現状、2024年問題に伴う交通事業者の環境変化を踏まえ、次期交通マスタープラン策定のための調査を進めるとともに、交通事業者との協議を開始し、大きな方向性を模索する。あわせて、市民の利便性の向上を目指し、公共交通の機能の補完、地域の活性化や観光振興等に資するシェアサイクルの本格実施に向けて、条件整理と事業者の選定を行う。【交通対策担当】

## 部の取組方針

都市整備部の職員は、以下の5項目を念頭に業務に取り組む。

- ① 職員一人一人が誰からも信頼される行動を心掛ける。
- ② 市民の要望・意見は丁寧に聴き取り、対応は迅速に行う。
- ③ 自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ④ 視野を広くして、情報収集を心掛け、市民ニーズを把握する。
- ⑤ 仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

## （成果）

歩行者も自転車も安心できる道路空間と、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、明神橋通りの無電柱化事業を進めるとともに、街路樹よくなるプランに掲げる改善モデル路線の一部において、街路樹の適切な配置とベンチの設置などの整備を行った。また、メタセコイア通りのメタセコイアの一部を剪定したほか、剣橋の耐震補強工事、多摩中央公園通りの歩道の一部に視覚障がい者誘導ブロックの設置などを行い、ウォークラブル推進都市の具体化を進めた。

## （成果）

都市計画マスタープランの改定に向け、学識・市民委員等で構成した「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会」及び市の課長職で構成した「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会」において検討し、令和7年3月末に改定・公表した。また、永山駅周辺の再構築については、課題を整理し地権者と共有した。（仮称）多摩センター地区まちづくり方針及び多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定については、令和7年3月末に策定予定とし社会実験などを進めてきたが、東京都策定の「多摩のまちづくり戦略」などとの整合性を図る必要性が生じたため、引き続き東京都と協議を行うものとし、策定を令和7年度末以降とした。多摩都市モノレール延伸の町田方面・八王子方面への延伸促進に向けた取組として、東京都・町田市と共に沿線の現状確認や課題整理等を進めた。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

土地利用転換を具体化していくため、プラットフォーム登録会員（民間企業等）に対して個別ヒアリングを実施し、土地利用・立地施設（機能）や雇用、賑わい創出など、期待できる効果等の提案を受けた。また、土地利用転換の方向性や誘致にあたっての視点などについて多摩市ニュータウン再生推進会議にて意見等を伺った。【ニュータウン再生担当】

聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業（関戸一丁目20番地）施工後の西側のC敷地（約4100㎡）では、令和4年7月に着工した計画戸数253戸、高さ約57m、地上17階建ての分譲マンションが令和6年11月に竣工し令和7年1月下旬より入居開始となった。市の玄関口にふさわしい商業・業務施設と住宅の調和した、一体性のある建築物の整備が完了し、シンボリックな景観を生み出した。【街づくり担当】

グレーゾーンを含む木造住宅では無料耐震診断などで耐震化を促進、分譲マンションでは、セミナーや住宅アドバイザー派遣等を行い、管理組合の取組を支援することで、耐震改修工事や優良建築物等整備事業を活用した長寿命化に資する大規模改修事業が進捗した結果、良質な住宅ストックの確保に寄与した。また、市内の空き家等の増加実態を把握した。【住宅担当】

令和5年度に行った社会実験を通して、路面に自転車通行帯を設けた場合やナビマークのみの場合などを定点カメラで測定し、ナビマークのみでもある程度自転車の通行場所を誘導できることが判明した。また、アンケートやヒアリングなどを通して、歩行者と自転車の通行区分を設置して欲しいという要望が多いことも判明した。11月に行った説明会では出席者から実験結果等に対してご理解頂き、3月に路面表示まで行うことができた。今後は周辺環境の変化を捉え、臨機応変に多摩センター周辺での歩行者と自転車が共存できる遊歩道を検討していく。【道路交通課】

改善モデル路線での市民意見を取り入れた改修を概ね完成することができた。次年度から新たな改善モデル路線について検討をすすめる。樹木診断は桜を中心に行い危険と判断した樹木の伐採を行った。昨今の倒木事故などを鑑み、樹木診断と伐採をセットで毎年行えるよう計画を作成し、来年度以降は本計画に基づき樹木診断と伐採をすすめ、倒木や落枝等の防止に努める。維持管理の効率的で効果的な手法として、包括的民間委託の導入を行革本部会議に付議し、令和7年度から検討を進めることになった。【道路交通課】

市道1-3号幹線（明神橋通り）については、無電柱化工事に着手し、工事中である。市道1-28号線については、事業を受託する企業と基本協定を締結し、事業に着手した。なお、両事業ともに工事工程に遅れがみられ、完了時期が延伸する可能性が生じている。【道路交通課】

2024年問題等によるバスの乗務員不足が深刻な状況であり、多摩市ミニバス南北線の運行受託終了について事業者から協議の申入れがあったため、協議を開始した。また、次期交通マスタープラン策定に向け、各種アンケート調査を実施した。アンケート内容については、市内3か所で開催したワークショップ形式の市民意見交換会でのご意見も参考にしつつ設計し、主に交通事業者等と構成される地域公共交通会議で審議し決定をした。シェアサイクル事業については、令和7年度から本格実施することと市が提供する公用地ポートに係る売上の一部を納付するように整理したうえで、公募による事業者選定をし、協定を締結した。【交通対策担当】

# 環境部 の目標

環境政策課 公園緑地課  
資源循環推進課 資源化センター

## 令和7年度

### 部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「4R+リニューアブル」の推進により、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。

### 部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴するを大切に、市民ニーズを的確につかむ。
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る。
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場風土を醸成する。
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協働体制を構築する。
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る。

### 部の役割

- ①環境の保全、回復及び創出に関すること
- ②公園及び緑化に関すること
- ③廃棄物の処理、減量及び再利用に関すること

### 健康まちづくりにおける部の役割

本市の魅力の1つである「公園・みどり」の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォークアブル推進都市」や「健康まちづくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健康的な生活を実感できる環境づくりを進める。そのために、多摩中央公園や多摩東公園、せいせきカワマチエリア、（仮称）連光寺6丁目農業公園において、居心地がよく、訪れたい憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくりを公民連携により市民・民間事業者とともに推進する。

### 具体的な取組

- 3年目となる気候市民会議では、第3次多摩すみどりと環境基本計画の1年目の評価を行うとともに、計画の「取組項目」の中から自ら取り組むものを参加者主体で選び、その実行の形も考えることとし、気候変動対策に向けた行動アクションをまちや社会に実現・表現する「自考自行」のしくみを構築する。【環境政策課】
- 令和6年度に結成した「生きもの調査隊」によって投稿された生きもの情報を基に、図鑑的要素を取り入れた電子版リーフレットを作成する。また、取組成果を分かりやすくパネル化し、調査で見つけた生きものとあわせて東庁舎等で展示することで、市民の身近な自然環境への関心を高める。【環境政策課】
- 国の交付金事業である、多摩市重点対策加速化事業について、令和7年度より事業計画に示した全ての補助事業を開始する。新規補助メニューの情報発信に努めるとともに、特に初めて対象となる事業者向け補助について、商工会議所等民間事業者と協力して市内周知を図る。【地球温暖化対策担当】
- 創エネ・省エネ補助事業について、東京都の太陽光発電設備設置義務化開始に伴う申請数増加に対応するため、一部の補助制度を見直しつつ市民負担の軽減と設置数の増加を図る。また、2027年の蛍光灯の製造・輸出入の禁止を受け、分譲集合住宅共用部のLED化の補助制度を新設する。【地球温暖化対策担当】
- 「（仮称）連光寺6丁目農業公園」の整備に向けて、過年度の基本設計を踏まえて実施設計を行い、整備内容を固める。また、令和4年度から続けている試験事業の結果を検証・分析し、サウンディング調査により民間事業者等の意向や事業実施可能性を探りながら、農業公園の運営方式を決定する。【公園緑地課】
- 誰もが楽しめるインクルーシブ広場を大谷戸公園へ整備する。過年度に行った地域の小学校や特別支援学校、保護者の皆さんとの意見交換を踏まえ決定した遊具を設置するとともに、広場に立てる案内看板のイラストを作成するなど、引き続き、地域と連携しながら整備を進める。【公園緑地課】
- 令和5年度から開始したペットボトルの水平リサイクルを継続し、資源循環とCO<sub>2</sub>排出削減を推進する。また、5月から廃食油と難再生古紙の拠点回収の実証実験を開始し、更なる資源循環の取組を進めるとともに民間事業者と連携した啓発事業を行う。【資源循環推進課】
- 令和6年度に引き続き、食べきり協力店やエコショップと連携した食品ロス削減やプラスチック削減等の啓発、著名な講師による小中学校への出前型環境講演会を行い、児童・生徒を通じて、学校、家庭、地域において、ごみ減量・資源循環を自分事として捉えてもらうよう啓発を進める。【資源循環推進課】

## 令和6年度

### 部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「4R+リニューアブル」の推進により、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。

### 「健幸まちづくりにおける部の役割」

本市の魅力の1つである「公園・みどり」の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォーカブル推進都市」や「健幸まちづくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健幸的な生活を実感できる環境づくりを進める。Park-PFI制度を活用した多摩中央公園改修整備事業や「せいせきカワマチ」エリア、(仮称)連光寺6丁目農業公園において、居心地がよく、訪れたいくなる憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくりを市民とともに進める。

### 具体的な取組

- 1 令和5年度から開始した気候市民会議について、近隣自治体と合同で、みどりと環境基本計画書の具体取組項目から複数のメニューを選定し、市民とともに実現させるプログラムへと実施形式を改める。また、行動変容を促す仕組みとして継続・拡大させていくため、自治体連携会議の立ち上げを目指す。【環境政策課】
- 2 生物多様性の保全を推進するため、国際的なオンラインサービスiNaturalist(アイ・ナチュラリスト)を活用し、原峰公園や桜ヶ丘公園などの重点調査地区を中心に市内全域の生きもの生息状況調査を市民参加型で実施する。【環境政策課】
- 3 創エネ・省エネ補助事業の受付期間を通年化し申請しやすい制度に改めるとともに、再エネ電力に切替えた市民への協力金制度や、暑さ対策としてのミスト設備補助制度の新設により、地球温暖化の緩和と適応に対する市民の行動の後押し、機運醸成を図る。【地球温暖化対策担当】
- 4 地球温暖化実行計画(区域施策編)の具体取組を推進するため、国の重点対策加速化事業の採択により特定財源の確保を目指すとともに、市民や市内事業者への補助制度の創設や拡充を図る。【地球温暖化対策担当】
- 5 多摩中央公園及びグリーンライブセンターの改修工事について、令和7年4月1日の全面再開園に向けて、工事を着実に進める。また、中央公園においては、全体の竣工に先立って、令和6年4月中旬に子育て連携スペース(子どもテラス)、令和6年7月中旬にきらめきの広場エリアを竣工させ、部分開園を行う。【公園緑地課】
- 6 令和5年度に策定したパークマネジメント計画に基づき、公園機能の区域再編や樹木管理のモデル事業を実施し、今後市内の他のエリアに展開していくためのモデル形成を図る。また、街路樹も含めた樹木管理の効率的・効果的なあり方・契約手法などについて、庁内関係課と検討を開始し、次年度以降の発注に向けた基本方針を作成する。【公園緑地課】
- 7 市内飲食店と連携し、Motteco容器の作成・配布による食品ロスの削減と食べきり協力店加入店舗の拡大を図る。また、エコショップ等と連携し、ごみ減量・資源循環(食品ロス・プラスチックの削減、4Rの推進等)のポスターやポップを作成・掲示することにより、市民への啓発、小売事業者によるばら売りやプラスチックの削減などの取組を進める。【資源循環推進課】
- 8 アプリやXを用いて、ごみ・資源の分別や家庭・個人でできるエコ活動の情報を定期的に発信するとともに、著名で親しみのある講師による出前型の環境講演会を小・中学校で開催するなどにより、若年世代や子育て世代への啓発強化を図る。また、粗大ごみ収集受付業務について、多様な媒体を用いた積極的な広報により、令和5年12月開始のオンライン決済の利用を拡大し、当該業務の従事時間の削減を図る。【資源循環推進課】

### 部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴するを大切にし、市民ニーズを的確につかむ
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場を醸成
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協力体制を
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る

### (成果)

多摩中央公園改修整備事業では、4月に子どもテラスのエリアを部分開園し、秋の「ハロウィンin多摩センター」と連携して、「水辺のマルシェスペシャル」を開催し、多くの来園者があった。ハロウィンのメイン会場であるバルテノン大通りからの回遊性も見られ、目標としていた成果を出せた。連光寺6丁目では、農体験などの試験事業を実施しながら、基本設計を進めた。試験事業では、定員を上回る申し込みがあるなど、農業公園に対するニーズの高さが窺え、農業公園市民サポーターの登録も進むなど、市民からの期待度も高まっている。

### (成果)

令和6年度の気候市民会議は、計画の「取組項目」の中から自ら取り組めるものを参加者主体で複数選び、行動変容を呼び掛けるポスターを作成し、多摩エコ・フェスタ2025で展示と発表を行った。また、地域を超えて行動変容を広げる試みとして、府中市、日野市、多摩市で自治体連携会議や気候市民会議、気候1-1会議を共同開催した。【環境政策課】

令和6年4月に「多摩市生きもの調査隊」を結成し、国際的なオンラインサービスiNaturalist(アイ・ナチュラリスト)を活用した取組を開始し、原峰公園や桜ヶ丘公園を含む市内全域から43,000件以上の生きもの情報が投稿された。また、当初17名で始まった隊員数は3月末までに100名を超えた。【環境政策課】

令和6年度の地球温暖化対策として、補助事業等の実施により市民行動の後押しを実施した。新規事業として、再エネ電力切替協力金、ミスト設備補助を行ったが利用者が少なかった。一方で、創エネ・省エネ補助事業については、制度改定や機運上昇により申請が100件以上増加した。【地球温暖化対策担当】

令和6年6月27日に多摩市重点対策加速化事業が採択され、10月より一部補助事業の募集を開始した。また、令和7年度より、事業計画に示した全ての補助事業を開始するため、国と調整を実施し、令和7年度当初予算に補助経費等を計上した。【地球温暖化対策担当】

グリーンライブセンターについては、建築物部分が12月末に竣工、その後ガーデン部分が3月末に竣工した。中央公園については、子育て連携スペースは目標通り4月中旬に竣工したものの、きらめきの広場エリアは想定外の事象が生じ令和7年1月末の竣工となった。【公園緑地課】

公園機能の区域再編については、大谷戸・諏訪エリアの2地区で地域や利用者の皆さんとワークショップ等で意見交換し、社会実験も行いながら、公園の役割・ルール・施設再編のあり方をまとめた。また、緑地内樹木更新モデル事業については、鶴牧第1・亀ヶ谷緑地で樹木更新のあり方の一つとしてのモデルを作成した。さらに、街路樹を含めた効率的・効果的な管理手法として、道路・公園維持管理業務の包括的民間委託の導入検討を令和7年度から行っていく方針を決定した。【公園緑地課】

10月から1月末までのMottEco容器による持ち帰りに参加した飲食店等は21店舗で、食べきり協力店に登録した店舗は15店舗増えて55店舗となった。また市内のエコショップや食べきり協力店に協力いただき、食品ロス、プラスチックの削減などのポスターやポップの掲示を行ったほか調味料メーカーと共同で食材を無駄にしないレシピを作成し、イベントでの配布やスーパー店頭での掲示を行った。【資源循環推進課】

東京都と連携してリチウムイオン電池などの危険・有害廃棄物の排出方法をXを使って毎月情報発信したほか、随時ごみ分別などの情報をアプリで発信した。また著名人による出前型環境教室を小学校2校、中学校1校で実施した。粗大ごみのオンライン決済については従来のクレジットカードに加えて、9月からPayPayでの決済を開始し、電子申請の割合は全体の4割弱、そのうちのオンライン決済の割合は5割弱まで拡大した。【資源循環推進課】

# 会計課の目標

令和7年度

## 課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用する。決算を調製し市長に提出することを課の目標とする。

## 課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

## 課の役割

①現金の出納及び保管を行うこと ②小切手を振り出すこと ③有価証券の出納及び保管を行うこと ④現金及び財産の記録管理を行うこと ⑤支出負担行為に関する確認を行うこと ⑥決算を調製し、これを市長に提出すること ⑦その他法令に特別の定めがあるものを除き、会計管理者が行う会計管理の権限に属する事務の補助を行うこと

## 具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、全庁向けに実務研修の実施や会計事務に係る定期的な情報発信を行う。
- 2 基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に関する情報を入手・分析し、資金の残高状況を踏まえて適切に債券運用等を行うことで、前年度以上の運用益を確保する。
- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。
- 4 指定金融機関等の金融機関の状況変化を踏まえ、継続的かつ安定的に本市の公金収納及び支払業務が行われるよう必要な取組の検討及び見直しを行う。

課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用することを課の目標とする。

具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、各種手引きの更新、実務研修の実施や平易な表現による会計事務情報の定期的な発信を行う。

---

- 2 基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に関する情報を入手・分析し、資金の残高状況をふまえて適切に債券運用等を行うことで、120%超の運用益を確保する。

---

- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。

---

- 4 収納手法の動向や金利状況等をふまえ、指定金融機関等の公金収納業務の安定的な継続に必要な取組の検討及び見直しを行う。

課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

(成果)

「会計事務の手引き」の更新や、階層別研修を7回実施したほか、経理係ミニ研修を1回実施した。また、庁内掲示板にて「会計をたのしく学ぼう！会計のワ！」等を発行するなど職員向けに定期的な情報発信を行った。

金融機関の担当者等と情報交換を行い、起債情報、市場や債券金利動向などの情報を入手・分析しながら、より収益が見込めるタイミングで債券購入等を行い、前年度比210%（17,191千円）増の36,119千円の運用益を確保した。

決算調製の事務処理手順や工程表を作成、関係課と共有することで期限までに適切に事務を執行した。また、各課の予算執行状況を適宜確認し、個別調整を行うことで、期限までに決算の調製を行うことができた。

金融機関等を取り巻く状況を踏まえつつ、公金収納業務を安定的に継続するため、指定金融機関や収納代理金融機関と令和7年度以降の費用負担や業務の効率化に係る調整等を行った。

# 下水道部 の目標

下水道課

## 令和7年度

### 部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健康に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を部の目標とする。

### 部の取組方針

- 1、下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共生し、環境保全に取り組む。
- 2、地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るための事業に取り組む。
- 3、下水道の適正管理と財政見直しにもとづく、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。
- 4、下水道施設の劣化や損傷による事故を未然に防ぐため、第三者への影響が大きい管渠の点検・調査を行う。

### 部の役割

- ①公共下水道事業の計画及び認可に関すること
- ②下水道事業の予算の編成、執行管理及び決算に関すること
- ③公共下水道施設の維持管理に関すること
- ④下水道への排水に関すること

### 健康まちづくりにおける部の役割

市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォークアブル推進都市への活用を継続する。

### 具体的な取組

- 1 上位計画である東京都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の変更内容を反映した法定計画である多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行う。
- 2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。
- 3 排水設備や特定施設・除外施設について、法令等に基づいた指導、現地立会検査などにより誤接続や水質事故等の防止を図る。排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、グリーンライブセンターでの啓発パネルなどの展示やマンホールカードの配布などを通して下水道事業の啓発活動に取り組む。
- 4 令和5～7年度の3ケ年で進めている市独自の治水対策方針策定の取組について、令和7年度は、庁内の検討委員会において下水道整備、流域対策、ソフト対策などの全般的な協議を進め、多摩市総合治水対策方針を策定する。
- 5 雨天時浸入水対策として、過年度に実施した調査で判明した市管理施設の雨水が浸入する外流しに対して改善対策を促進するとともに、市民向けにグリーンライブセンターにて啓発展示等を行う。
- 6 所有資金を有効活用し、市場金利等の動向も考慮したうえで、資金運用収益の増額を図る。
- 7 令和6年度までの決算等の実績を踏まえて経営分析を行い、多摩市下水道事業経営戦略の改定を行う。
- 8 災害時においても衛生的な生活環境の維持をするため、必要な下水道施設の設置や耐震化等に引き続き取り組む。

## 部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健康に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を部の目標とする。

### 「健康まちづくりにおける部の役割」

市民が健康で幸せな日々を過ごすまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォーカブル推進都市への活用を継続する。

### 具体的な取組

- 1 令和4・5年度において実施した下水道排水区画割施設平面図の修正を踏まえ、法定計画である多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行う。
- 2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。
- 3 排水設備について、今後の広域化・共同化などの状況変化にも留意しながら、法令等に基づく指導を行い、排水設備設置後の現地立会検査により誤接続等の防止を図る。また、事業場等からの排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、下水道事業の啓発を目的とした広報チラシ（多摩市下水道通信）の配布について、引き続き実施する。
- 4 令和5～7年度の3ヶ年で進めている市独自の治水対策方針策定の取組について、令和6年度は雨水管理方針を委託により策定するとともに、庁内の検討委員会において全般的な協議を進める。
- 5 過去に実施した雨天時浸入水調査において、浸入水量が多いと判定された施設等の改善対策を促進するとともに、引き続き、広報チラシ（多摩市下水道通信）を活用した浸入水対策全般の啓発を行う。
- 6 所有資金を有効活用するため、市場金利等の動向を注視したうえで、引き続き、運用収益の増額を図る。また、より効果的な運用手法についての検討を行う。

## 部の取組方針

1. 下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共生し、環境保全に取り組む。
2. 地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るための事業に取り組む。
3. 下水道の適正管理と財政見直しにもとづく、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。

### （成果）

良質な下水道サービスの提供を継続するとともに、マンホールカードを市内4箇所ですべて1種類ずつ配布することで、出歩きや市内回遊を促進した。（令和6年度配布枚数14,799枚）  
また、広報チラシ（多摩市下水道通信）に健康まちづくりの啓発記事を掲載し市内全戸に配布した。

### （成果）

令和4・5年度において実施した下水道排水区画割施設平面図の修正等を反映した事業計画を作成して関係各所へ意見照会を行い、多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行った。

令和6年度に予定していた工事及び委託については、適正な工期を確保し計画的に発注を行い、年度内に完了した。

238件の排水設備の届け出を受取り、現地立ち合い検査等を実施して適切な排水設備が設置されたことを確認した。また、関係機関との連携により、水質事故の防止に取り組んだ結果、大きな事故の発生はなかった。下水道事業の啓発については、広報チラシ（多摩市下水道通信）を2月に発行し全戸配布した。

整備の重点地区と整備優先順位について記載した雨水管理方針マップを作成するとともに、流域対策の推進のため、庁内の検討委員会において協議を進めた。

市管理施設の外流しの現地調査を行い、雨水が浸入する箇所を特定し、改善対策を促すとともに、広報チラシ（多摩市下水道通信）を全戸配布し浸入水対策全般について啓発活動を行った。

より利率の高い定期預金への新規預け入れを行い、運用収益の増額を実現した。また、中期的な運用可能額の試算等を通じて、さらなる増収に向けた方策について検討を行った。

# 教育部の目標

教育振興課 永山公民館 関戸公民館 図書館  
学校支援課 学校給食センター 教育指導課 教育センター

## 令和7年度

### 部の目標

多摩市教育委員会の目標である、

- (1) 子どもたちの生きる力の育成
- (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
- (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

を達成するために、第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）に掲げる取組を確実に推進することを部の目標とする。

### 部の取組方針

1. 仕事の「根拠」をあらためて確認し、データに基づく「分析」を経て「今」を知り、
2. チーム内での十分な「対話」を経て、「創造力」をもって「2050年」のあるべき姿を想定し、
3. まず「第一歩」を踏み出し、「スピード感」を持って実行する。

### 部の役割

- ①教育委員会の会議に関すること
- ②職員の人事に関すること
- ③教育予算の総括に関すること
- ④公立の小学校及び中学校の設置、管理及び廃止に関すること
- ⑤学校教育の指導に関すること
- ⑥学校給食に関すること
- ⑦社会教育及び社会教育施設に関すること
- ⑧文化財の保護に関すること

### 健幸まちづくりにおける部の役割

持続可能な社会の創り手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育み、誰一人取り残されることなく活躍できるよう取組を進めるとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。

そのために、今後のより良い教育環境実現のための検討を行うとともに、学校給食センター建替えや学びの多様化学校設置に向けた準備、八ヶ岳少年自然の家の今後のあり方整理等を行う。

### 具体的な取組

- 1 鶴牧中学校（二年目）と大松台小学校（一年目）の大規模改修工事を着実に実施するとともに、小学校体育館へ空調設備設置に向け道筋をつけ安全で安心な教育環境の整備を図る。また、引き続き多摩第三小学校用地拡張に向け、複数の地権者と交渉を行う。【教育振興課】
- 2 児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また鶴牧西公園内にある国登録有形文化財の保存活用計画の策定をするとともに、八ヶ岳少年自然の家の令和10年度以降のあり方についても行革本部会議等で議論を進め、方向性を確認する。【社会教育・文化財担当】
- 3 児童・生徒のより良い教育環境の実現のために、教育的視点と全市的視点をもって適切な学校規模等の検討を開始する。また、令和8年4月の設置に向けて聖ヶ丘中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設準備を行う。【学校支援課】
- 4 どの児童・生徒も安心して学び生活できるよう、一人1台端末を活用した学びの推進、及びいじめの重大化や不登校の未然防止に向けた平時からの組織的な取組を推進する。部活動改革では、市長部局と連携し、休日等の地域クラブ活動を一部試行実施するとともに、協議会を通じたガイドライン策定に取り組む。【教育指導課】
- 5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。教育環境整備のため、一人1台の教育用端末の更新や学校ネットワーク高速化に取り組み、校務支援システムなどの活用支援により教員の負担軽減を図る。また、新たな居場所の確保のための学びの多様化学校の開設検討を進める。【教育協働担当】
- 6 第三次多摩市特別支援教育推進計画を決定し、広く市民や学校関係者へ向けての周知のためのシンポジウムを開催し、計画の骨子である合理的配慮への理解を広げていく。切れ目のない支援の充実に向け、引き続き教育と福祉の連携を強化し相談機関間でのつながりをスムーズに行う。不登校対策の取組としてのゆかり教室やVLP内コンテツの充実を図る。【教育センター】
- 7 児童・生徒に寄り添った献立による給食提供、学校訪問等を活用した栄養士による指導・啓発を通じて食に関する興味関心を高め、食育の推進を図る。そのために衛生管理の徹底と安全安心な学校給食の提供に努めるとともに、あらたな学校給食センターの具体的な整備内容を盛り込んだ「学校給食センター建替基本計画」を策定する。【学校給食センター】
- 8 市民の地域活動や表現の場の拡充を目的として、諸室の貸出しや運用の見直しを行い、利用の拡大、向上を図る。また、地域で活動する市民や団体等と連携し学校生活に馴染めない子どもたちを対象とした事業「ひのたまULTLAプログラム」を日野市と共催で実施し、誰もが集い学べる場を創出する。【公民館】
- 9 「（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画」を策定し、市民の読書活動を振興するとともに図書館の運営やサービスなどの課題に対応していく。市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集・周知し、活用を進める。基本的な図書館サービスの提供を行った上で、市民や学校、近隣施設、関係機関、庁内関係課などと連携した講座、イベント、企画展示などを実施する。【図書館】

## 部の目標

多摩市教育委員会の目標である、

- (1) 子どもたちの生きる力の育成
- (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
- (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

を達成するために、第二次多摩市教育振興プランに掲げる取組を確実に推進する。

## 「健幸まちづくりにおける部の役割」

持続可能な社会の担い手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。

そのために、不登校対策の一つである「あたごSpace」の実施や子育て世帯の負担軽減のための学校給食費無償化、また、読書活動振興計画の更新作業、国登録有形文化財の保存活用計画策定等を進める。

## 具体的な取組

- 1 鶴牧中学校の大規模改修工事(1/2年目)を着実に実施し、安全で安心な教育環境の整備を進めるとともに、多摩第三小学校用地拡張に向けて、隣接地権者と協議し、買収に向けた合意形成を図る。また、現状の教育を取り巻く環境や、社会情勢を踏まえながら、教育振興プランにおける「基本施策」の更新を行う。【教育振興課】
- 2 児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また、都指定文化財である稲荷塚古墳の2年目の暫定整備を着実に実施するとともに、国登録有形文化財の保存活用計画の令和7年度策定に向けて検討を開始する。【社会教育・文化財担当】
- 3 義務教育標準法に基づき、令和7年度は小学校の全学年を35人学級で編制できるよう、通年に渡り、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認等、調整を行う。また、令和6年度から東京都立学校給食費負担軽減事業を活用し、市内小・中学校児童・生徒の学校給食費無償化を実施する。【学校支援課】
- 4 一人1台タブレット端末を活用し、不登校をはじめ、子ども一人ひとりの状況に応じた学びと支援を充実する。また、地域・家庭・関係機関の共通理解を得ながら、ESDによる探究的な学びの実施や部活動の地域連携・移行に向けた協議会を開催する。【教育指導課】
- 5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。また、一人1台端末の機器の更新準備を進め、校務支援システムによる学校の職務効率化を支援するとともに、学びの多様化学校の開設検討を進める。【教育協働担当】
- 6 第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定に着手し、子どもの声・市民の声を反映させながら第二次多摩市特別支援教育推進計画の評価を踏まえ、策定を行う。発達・教育初回相談窓口のさらなる周知及び市民の利便性の向上を図るため、Webフォームを用いた受付を導入する。【教育センター】
- 7 学校と連携したクラス訪問による食の指導や食育推進に取り組む。生ごみを堆肥化し、資源循環の取組を行う。学校給食センター建替え候補地の比較検討と選定、基本計画の策定に着手する。【学校給食センター】
- 8 関戸・永山両館の組織が統合され新体制が開始し、これまで以上に利用しやすい社会教育施設を目指して引き続き業務内容を見直し、整理を行い柔軟で効果的な管理運営を行っていく。また、地域課題や多様化する環境の変化など、利用者のニーズを捉え、積極的に事業展開していく。事業展開にあたっては、デジタル機器を活用してオンライン配信を行い、現場による対面や別会場、自宅など、どこにいても「学べる場」や「つながる場」を創出する。【公民館】
- 9 多摩市読書活動振興計画と多摩市子どもの読書活動推進計画を統合した「(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画」の策定に向けて検討を開始する。中央図書館の運営、サービスを着実に実施するとともに市民や近隣施設等と協働でイベントを実施する。また、市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集するとともに、各図書館で基本的な図書館サービスの提供を行った上で、学校、庁内関係課、関係機関と連携した企画展示、講座、事業実施を行う。【図書館】

## 部の取組方針

1. 部内各部署や関係団体も含めた各チーム内で、目指すべき目標を対話や様々な機会を通じて十分に共有し、共通認識を持つ。
2. また、その目標をどのように実現していくか、その手法とそれぞれの役割分担を、各部署、各組織内で明確にし、共有する。
3. そのうえで、各部署、各職員がそれぞれの役割を責任をもって果たす。

## (成果)

「あたごSpace」と学校給食費無償化については円滑に実施することができた。また、読書活動振興計画の更新作業については、ほぼ順調に進んでいる。

鶴牧西公園内にある国登録有形文化財の保存活用計画については、耐震予備診断の結果、活用内容の再検討が必要となっており、今後のスケジュールについても再調整中である。

## (成果)

鶴牧中学校の大規模改修(1/2年目)は、無事に予定されている工事範囲を完了することができた。多摩第三小学校用地拡張については、一部の地権者へ補償内容の説明を行うことができた。教育振興プランは、今後五年を見据えた内容となるような更新が行えた。【教育振興課】

児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供した。都指定文化財である稲荷塚古墳は、用地内の樹木整理を実施し、暫定整備を行った。また、国登録有形文化財の保存活用計画は、庁内関係課長職による委員会や学識経験者等による有識者会議を設置し、計画策定に向けて作業を進めた。【社会教育・文化財担当】

義務教育標準法に基づき、令和7年度は小学校の全学年を35人学級で編制できるよう、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認や調整を行い準備を完了した。また、東京都の補助制度を活用し、令和6年4月から市内小・中学校児童・生徒の学校給食費の無償化を実施した。【学校支援課】

各学校ではタブレット端末を活用し、一人ひとりの習熟や関心に応じた主体的な学びを推進し、基礎学力の向上を図ることができた。また、ESDの取組発表「子どもみらい会議」や、部活動の地域連携・移行に向けた協議会では、市長部局と連携することにより、会議の充実や推進計画の策定に取り組むことができた。【教育指導課】

学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の実現のため、学校運営協議会や地域協働本部の運営支援を行った。一人1台の教育用端末の更新については共同調達により機器の更新を行い、教員の負担軽減のためのICT支援員の派遣や保守などを継続して実施した。学びの多様化学校は開設に向け庁内調整を進めた。【教育協働担当】

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議を立ち上げ、4回の有識者会議を実施した。また、多摩市の特別支援教育を利用している保護者へむけてのアンケートの実施・特別支援教育を利用した高校生以上の市民によるグループミーティングも実施し、市民の声を収集を行った。発達・教育初回相談窓口のWebフォーム受付は7月より開始し、開始初年度であるが全体の15.15%の申し込みがWebフォームによる申し込みとなり、市民にとっての利便性に寄与し、相談しやすい体制を整えた。【教育センター】

栄養士のクラス訪問による食の指導や声かけ、食育の取組を全小学校を対象に39回(19校)実施した。給食残さを堆肥化し希望する学校に配布し資源循環の取組を実施した。学校給食センター建替え候補地を比較検討し現永山調理所の土地を建設予定地と決定した。それに基づき基本計画の策定に着手した。【学校給食センター】

関戸・永山両館の組織を統合し、業務委託の契約の一本化や窓口業務の運用の統一化を図るとともに、利用者に向けてはキャッシュレス決済やフリーWi-Fiを導入するなど、利便性の向上を図った。また、各館の地域性やニーズに合わせ、様々なターゲットやテーマを設定し事業展開を行った。事業実施にあたっては、オンライン配信を行いどこにいても「学べる場」「つながる場」を創出した。【公民館】

「(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画」策定に向け、策定委員会や有識者会議を設置し、利用者アンケートや意見交換会などを通して広く意見を聞きながら検討を進めた。また、各図書館で基本的な図書館サービスの提供を行った上で、電子書籍を含んだ資料収集に努めるとともに、市民や近隣施設、学校、市内書店、関係部署等と協働・連携して、企画展示やおはなし会、講座、ビブリオバトルなどの事業を行った。【図書館】

# 監査委員事務局 の目標

令和7年度

## 局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

## 局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

## 局の役割

- ①監査委員の秘書交際に関すること
- ②監査、検査、審査等の実施並びに報告の送付及び公表に関すること
- ③都市監査委員会に関すること
- ④その他監査事務に関すること

## 具体的な取組

- 1 市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。
- 2 「令和7年度監査年間計画」に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、第1回は総務部、固定資産評価審査委員会を対象に、第2回は市民経済部、農業委員会を対象に定期監査（財務監査及び行政監査）を実施する。併せて財政援助団体等監査も実施する。
- 3 「令和7年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計、3特別会計及び12基金に係る現金出納、並びに地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。
- 4 「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

具体的な取組

- 1 市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。

---

- 2 「令和6年度監査年間計画」に基づき、合规性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、第1回は議事事務局、オンブズマン事務局、企画政策部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を対象に、第2回は全部局を対象に定期監査（財務監査及び行政監査）を実施する。

---

- 3 「令和6年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計及び3特別会計、12基金に係る現金出納、あわせて地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。

---

- 4 「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

(成果)

市長から審査に付された令和5年度決算書について、関係証拠書類等により計数を確認するとともに、予算の執行と会計処理、各基金の運用状況、財政の健全化判断比率等を審査した。8月13日に講評を行い、監査委員の意見書を市長に提出した。

定期監査は、第1回は議事事務局、オンブズマン事務局、企画政策部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を対象に、第2回は現金等の管理をテーマとして全部局を対象として実施した。監査終了後に、第1回は11月18日に、第2回は2月20日に講評を行い、それぞれ報告書を作成し、市長等へ提出した。

「令和6年度例月出納検査実施計画」に基づき、毎月末に、会計管理者が管理する一般会計及び3特別会計、12基金に係る出納検査と、地方公営企業法を適用している下水道事業会計の出納検査を実施し、検査結果の報告書を市長及び市議会議長へ提出した。

過去の監査等における指摘事項を正しく把握するとともに、事務執行におけるリスク等を勘案した上で、監査・審査を実施した。実施にあたっては、事実を正確に把握し、着眼点に沿って取り組むことにより、監査の質の向上に努めた。

# 選挙管理委員会事務局の目標

令和7年度

## 局の目標

選挙が公正に行われ、より多くの有権者が投票に参加できるよう、各種法令に基づき適正に選挙事務を遂行すること及び各種選挙の啓発、主権者教育、投票支援等により、有権者の投票行動を促進することを局の目標とする。

## 局の取組方針

- ①公正かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を遂行する
- ②投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む
- ③将来に亘り継続的に適正な選挙事務を遂行できる体制を構築する

## 局の役割

- ①公告式に関する事
- ②委員会の会議に関する事
- ③明るい選挙推進協議会及び明るい選挙推進委員会に関する事
- ④各種選挙に伴う啓発に関する事
- ⑤直接選挙に関する事
- ⑥各種選挙の管理執行に関する事
- ⑦選挙争訟に関する事
- ⑧政党及び政治活動に関する事
- ⑨その他選挙事務に関する事

## 具体的な取組

- 1 投開票日が令和7年6月22日の東京都議会議員選挙及び同年7月20日（予定）の参議院議員選挙の事務を適正に遂行する。両選挙の間隔が短いことから、共通する業務を省力化・効率化するため、実施方法を工夫する。
- 2 令和8年4月20日任期満了に伴う多摩市長選挙及び同日に投開票を行う多摩市議会議員補欠選挙の準備事務に早期に着手し、選挙執行に備える。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組の継続・拡大に加え、より効果的及び新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏在が大きい投票区の区割りを見直し、周辺投票区と有権者数及び投票区面積の均衡を図る。
- 5 選挙管理システムの標準化・共通化の対応に合わせ、閲覧用の選挙人名簿を電子化する。また、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を開始する。

各種法令に基づく公明かつ適正な選挙事務の執行と各種選挙に対する市民等の関心を高めるための効果的な啓発事業の実施を局の目標とする。

### 具体的な取組

- 1 令和6年7月7日投・開票の東京都知事選挙の事務を適正に執行する。また、将来に亘って適正かつ安定した選挙事務を執行できるよう、事務継承や事務効率化の手法を検討する。
- 2 衆議院の解散選挙が行われる可能性があることから、解散となった場合に適正かつ効率的に選挙事務を執行できるよう、事前に対応項目の整理やスケジュール作成を行う。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組に加え、より効果的な手法や新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏在による投票区のアンバランスについて、区割りや投票所の見直し案を作成、課題や取組事項を整理したうえで、実現に向けた具体的な取組を行う。

### 局の取組方針

- 1 公正かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を執行する。
- 2 投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む。
- 3 継続的に適正な選挙事務を遂行して行く体制を構築する。

### (成果)

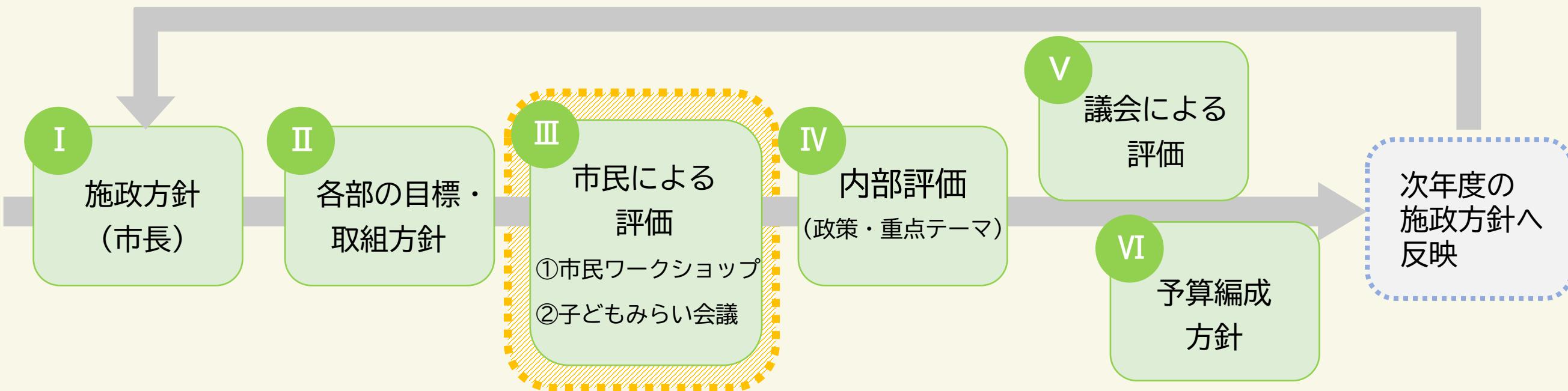
急きょ、東京都議会議員補欠選挙の執行が決定され、追加を要した業務の対応や人員補充調整等を早急に行った。入場整理券の追加送付手続に不備が生じたが、迅速に補完対応を行い、概ね想定どおりに事務を遂行し、投票日当日に投票結果を確定させた。また、事務従事体制は、世代交代を前提とした配置とした。

想定より早期の執行となり、資料作成が不十分な状態で選挙事務に着手した。短期間での対応が求められたが、執行体制の確保、予算対応や事業者調整等を適宜組織内で情報共有しながら進め、迅速かつ適正に選挙事務を遂行し、投票日当日に投票結果を確定させた。

出前授業は、限られた日程での対応となったが、小学校第6学年を中心に計14校で実施した。ポスターコンクールは、コロナ禍で控えていた対面活動を再開し、学校を訪問して参加を促したことで、前回より21点多い164点の作品が出展された。選挙制度や投票支援等を広く周知するため、選挙広報紙等の媒体を活用した。

各投票区における有権者数と面積の格差の現状、区割り見直しの考え方や必要性等について3月の議会常任委員会協議会で共有した。各投票区の有権者数、投票所の位置、区割り変更後の有権者数、今後の大型集合住宅の建設予定等をふまえ、現在、有権者数と面積が最大となっている投票区を優先して、見直し案を作成した。

# Ⅲ 市民による評価結果



# 1 市民ワークショップ

## (1) 概要

本市では、「評価への参画」を定める多摩市自治基本条例第26条に基づき、平成17（2005）年度から市民による評価として市民アンケート等を実施してきました。また、平成24年（2012）年度からは、より多くの市民の皆さんに参加いただきながら、市民同士の議論のもとで評価が行えるよう、無作為抽出で選ばれた方に参加を呼びかける形に変更し「行政評価市民フォーラム」を開催してきました。

令和6年度は新たな行政評価のしくみの試行として、オンライン座談会を実施しましたが、令和7年度は、「まちづくりワークショップ」と題して、対面による市民ワークショップを実施しました。ワークショップでの多様な意見は、市役所内部での行政評価に活かしています。

### 【令和7年度 まちづくりワークショップ実施概要】

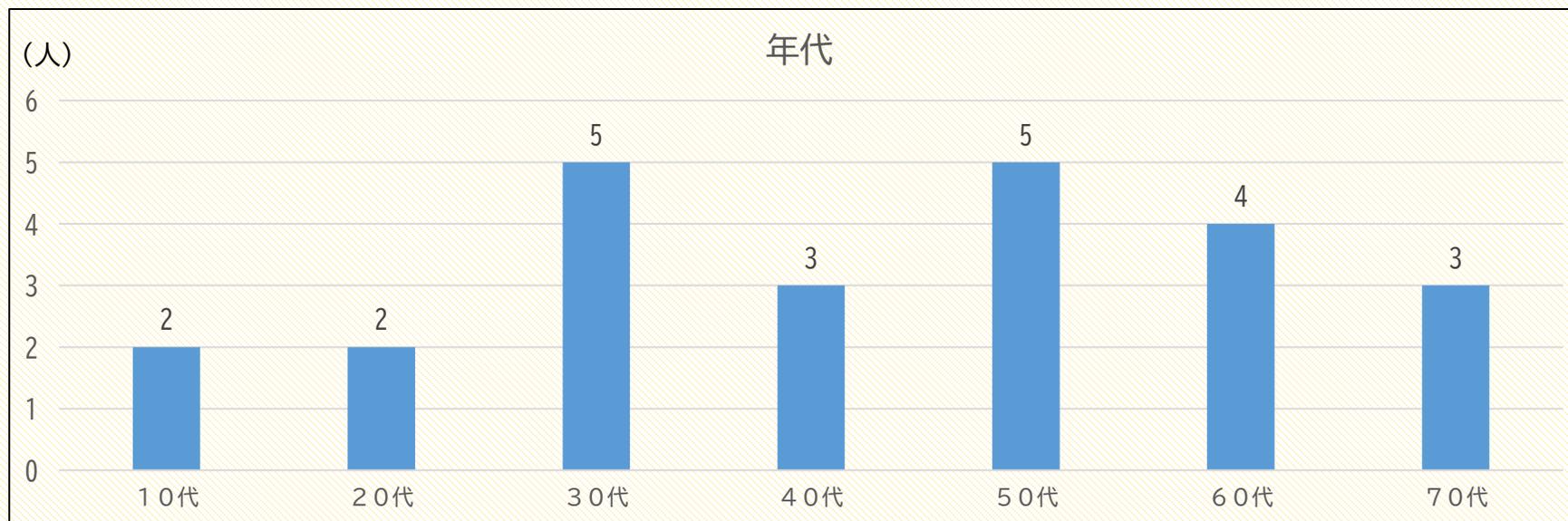
実施日時	令和7年5月24日（土） 14時00分～16時30分
参加者数	24名
実施内容	政策分野ごとに少人数のグループに分かれて、以下のテーマに沿って個人やグループでの検討を行い、その結果をグループごとに発表。 ラウンド1. 「多摩市の魅力とは？多摩市の課題とは？」 ラウンド2. 「より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！」 ラウンド3. 「取組の方向性の優先順位と私たちにできることは？」
政策分野	【A】 子ども、教育分野 【B】 健康、医療、介護、福祉分野 【C】 市民活動、コミュニティ、生涯学習、文化分野 【D】 産業振興、雇用、観光分野 【E】 都市づくり、交通、防災、防犯、住宅分野 【F】 環境分野

## (2) 参加者について

### ①以下の対象者から募集を行った

- ・多摩市住民基本台帳に記載されている15歳以上の市民（無作為抽出2,000人）
- ・わがまち学習講座に参加された方（令和4～6年）
- ・総合計画策定に係るワークショップ（令和5年5月）に参加された方

### ②参加者の属性



### (3) 市民からの意見

#### 分野横断的な意見

##### 多摩市の魅力を活かした方向性

- ・「住みやすいまち」の**アピール強化**
- ・魅力を活かした**情報発信**

##### 多摩市の課題を解決するための方向性

- ・**SNSを活用した情報発信**
- ・**ハッシュタグの活用**

##### 多摩市の課題

- ・市から離れていく人が多い
- ・若い人にもっと住んでほしい
- ・高齢化による**税収減**
- ・自治体からの**情報発信がない、伝わらない**
- ・市民の力を十分に引き出していない

##### より重要な方向性

#### ★情報発信の強化

- ・自然の豊かさ、多摩市の歴史、利用できる施設の情報など
- ・多摩市の公園特設ポータル（公園情報の一覧化）の開設
- ・発信媒体を増やす
- ・キティちゃんやしまじろうから発信してもらう
- ・働く世代への**情報発信強化**
- ・防災無線受信機の配布
- ・市民と一緒に**情報発信の仕方**を考える

多摩市の魅力

- ・子育てひろばがある
- ・学童クラブがある
- ・子どもの声が聞こえる
- ・公園が多く、子育てしやすい
- ・保健師のサポートが厚い（産後～乳児）
- ・教育関係のサービスが充実している
- ・学生が多い
- ・保育園の質がいい

多摩市の課題

- ・給食があまりおいしくない
- ・大人が子どもに話しかけづらい雰囲気がある
- ・優秀な指導者不足
- ・保育園の定員が少ない
- ・共働き世帯へのサポートが少ない
- ・子育て世代へのサポートが少ない

より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！

魅力を活かした取組の方向性を提案！

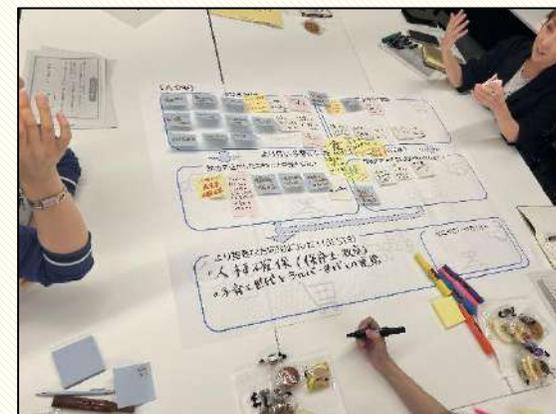
- ・優秀な保育士の確保、収入補助
- ・パルテノン多摩、市、地域の団体が協力して子どもたちの活動の場を増やす

課題を解決する取組の方向性を提案！

- ・給食の味に対するアンケート実施
- ・子どもとお年寄りの結びつきを増やす
- ・子どもが育つ、感動するイベントの開催
- ・共働き世帯の横のつながり、コミュニティ作り
- ・市内学生の交流イベントを開催、若者世代に市の魅力を知ってもらう

より重要な方向性はコレだ！

- ・質のいい教育を維持するために、教員や保育士の人材確保
- ・子育て世帯とシルバー世代の連携



多摩市の魅力

- ・元気なお年寄りが多い
- ・クリニックが充実している
- ・医療機関が多い
- ・大病院がいくつかあって安心
- ・散歩コースが多い

多摩市の課題

- ・婦人科・精神科少ない
- ・障害福祉が少ない
- ・ケアマネ不足
- ・ヤングケアラー問題
- ・8050問題
- ・カウンセリングがほしい（医療の手前）
- ・民生委員が少ない
- ・障害福祉があまりよくないと聞く
- ・お年寄り（単身）の貧困
- ・若者の貧困

より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！

魅力を活かした取組の方向性を提案！

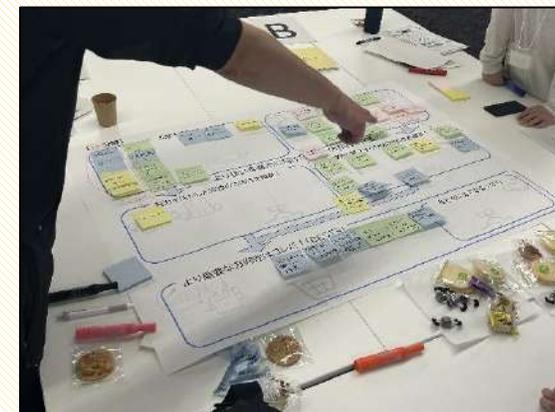
- ・公園やよこやまの道など自然を活かしたウォーキング
- ・元気な高齢者の力を借りる

課題を解決する取組の方向性を提案！

- ・民生委員のハードルを下げる
- ・民生委員の報酬を再検討する
- ・福祉サービスのアンケート実施
- ・スーパーの宅配サービス
- ・8050世帯、ヤングケアラーの横のつながり作り
- ・市への相談（カウンセリング）へのアクセスをよくする
- ・ケアマネのAI化
- ・団地内に福祉施設を作る

より重要な方向性はコレだ！

- ・介護支援等にAIを活用
- ・若者と高齢者の助け合い、大学生と連携  
（例：大学生などに高齢者と同じアパートに住んでもらい、家賃を補助する代わりに高齢者の方の買い物などをお手伝いできる仕組みなど）



## 【C】市民活動、コミュニティ、生涯学習、社会教育、文化

### 多摩市の魅力

- ・ パルテノン多摩が使いやすい
- ・ サイクリングが楽しい
- ・ 図書館が充実
- ・ 若い人が意外と多い
- ・ スポーツチームとの連携
- ・ 幅広い世代が住んでいる

### 多摩市の課題

- ・ 地域活動の後継者がいない
- ・ まち文化がない

## より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！

### 魅力を活かした取組の方向性を提案！

- ・ 世代間の交流イベント
- ・ スポーツチームと連携したイベントの開催
- ・ 公園やパルテノン多摩での世代間交流イベントの開催
- ・ アート作品を公園に置く（企業コラボ）
- ・ 30代～40代の地域にかかわる人材確保
- ・ サイクリング大会の実施

### 課題を解決する取組の方向性を提案！

- ・ 個々の地域活動をつなぐ
- ・ 市内企業に勤めている人が市民活動に参加できる仕組み作り

### より重要な方向性はコレだ！

- ・ 多摩中央公園を拠点とした住民参画の促進
- ・ サイクリングイベントのさらなる実施



## 【D】産業振興、観光、都市農業

### 多摩市の魅力

- ・地域のイベントが盛ん
- ・サンリオなどのキャラクターが有名
- ・よこやまの道
- ・「耳をすませば」の舞台と言われている
- ・サンリオと連携したまち
- ・聖蹟で買い物が一通りできる
- ・市内でデパートがあり、生活必需品が揃う
- ・商店街が面白い
- ・店が多い
- ・商店街がにぎやかになってきている
- ・富士山が見える
- ・多摩川の河川敷

### 多摩市の課題

- ・他の魅力もあるのにサンリオしか目立っていない
- ・地区によっては買いものが不便
- ・働く世代へのサポートが少ない
- ・働く世代が交流できる場がない、機会があるのかわからない
- ・市内在住で市内で働いている人が少ない気がする
- ・新宿まで遠い、共働き世帯には住みにくい
- ・個人店が減って、チェーン店ばかりになりそう
- ・河川敷がもっと活用されたいと思う
- ・地域の祭りが少ない
- ・おいしい店がない
- ・税金に繋がる企業誘致、起業支援がもっとあればいい
- ・にぎやかな場所が聖蹟と多摩センターで分かれていて両方中途半端
- ・宿泊施設が少ない
- ・まちに活気がない
- ・地域で仕事が見つけれない、職住近接ができない
- ・飲み屋が多い

## より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！

### 魅力を活かした取組の方向性を提案！

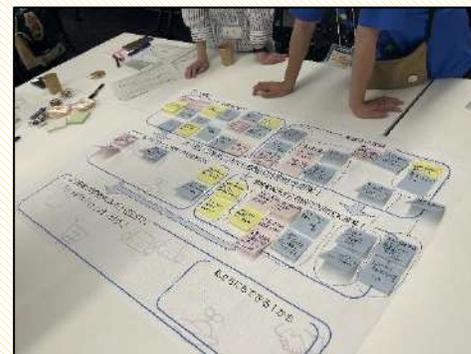
- ・川沿いの整備
- ・サンリオや「耳をすませば」のPR（例：調布のゲゲゲの鬼太郎）
- ・聖蹟桜ヶ丘駅から河川敷までの道の整備
- ・かわまちづくりの規模拡大
- ・駅前だけでは終わらない街歩きルートを考案し、ガイドブックを作る
- ・市内のお店をめぐる散歩コースが表示されるアプリの開発

### 課題を解決する取組の方向性を提案！

- ・企業誘致
- ・市内で働く人同士の交流の場
- ・個人店開設に対する支援
- ・コレクティブハウジングを市で応援する
- ・団地の商店街を新しい事業にどんどん貸す
- ・働く世代の不安・要望についてのアンケート実施
- ・企業の本社を誘致
- ・民泊やゲストハウス事業者を誘致
- ・スタートアップ支援

### より重要な方向性はコレだ！

- ・企業誘致と同時に多摩市で働く人々と市民交流の場を提供
- ・市内の雇用を増やす（企業誘致）



多摩市の魅力

- ・交通の便がいい
- ・道が広い
- ・都心に近い
- ・地震が少ない
- ・歩車分離
- ・特急が止まる
- ・公共交通機関が発達している
- ・電車で座って都心まで行ける
- ・都心への利便性が高い
- ・信号がない、横断歩道が多い
- ・モノレールがあり移動がしやすい
- ・新しい施設が多い
- ・地価が安い
- ・人の多さが適度

多摩市の課題

- ・多摩ニュータウンの過疎化
- ・路駐を見る機会が多い
- ・団地は坂道が多く、高齢者には厳しい
- ・バスの本数が減ってしまった
- ・お年寄りは団地の4階以上には住みにくい
- ・横断歩道以外を渡る人がいる
- ・110番の家が以前より減ったように感じる
- ・自転車への対応があまりない、車道へ追いやられている
- ・自動車への依存
- ・横の移動がしにくい
- ・バスの運転手不足
- ・高低差があり平坦な道が少ない

より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！

魅力を活かした取組の方向性を提案！

- ・防災、防犯のための監視カメラ設置

課題を解決する取組の方向性を提案！

- ・エレベーターの設置
- ・グリーンスローモビリティの活用
- ・無電柱化のさらなる促進
- ・防災無線受信機の配布
- ・ガードレールや植木を増やして危険な横断を止める
- ・ミニバスのルートを充実させる
- ・自転車専用レーンの整備

より重要な方向性はコレだ！

- ・バスと鉄道の乗り継ぎの便利さを向上させる



多摩市の魅力

- ・自然が豊か
- ・新しい公園やカフェがある
- ・子どもが走り回れる緑が多い
- ・公園が多い
- ・水素バスが走っている
- ・多摩の森が残っている場所にウグイスがいる
- ・原っぱがある

多摩市の課題

- ・水素バスについて学ぶ機会があまりない
- ・ゴミの分別をもっと徹底すべき
- ・資源活用の仕組み、リサイクルの徹底
- ・街路樹がない通りがある
- ・剪定枝、草、生ごみを有効活用すべき
- ・老朽化した街路樹の伐採か植え替え
- ・公園の看板に記載の禁止事項が多い
- ・道端のポイ捨て
- ・夏の雑草、蚊の発生

より良い多摩市に向けた取組の方向性を提案！

魅力を活かした取組の方向性を提案！

- ・植物園をつくる
- ・剪定した木でキャンプファイヤーイベントを開催する
- ・木登り、ノーリード、泥遊びができる場所を作る

課題を解決する取組の方向性を提案！

- ・市民と協力した資源のリサイクル活動（家具、衣服、乗物etc）
- ・雑草刈り、ゴミ拾いの市民ボランティア募集
- ・剪定した木材をバイオマス資源にする
- ・防災時のレジリエンスを高めるためにエネルギーの地産地消を進める
- ・ゴミの分別を徹底し、除草した草、剪定枝を活かしたバイオマス発電所の設置

より重要な方向性はコレだ！

- ・木は植え続ける
- ・剪定した木でキャンプファイヤーイベントを開催する



## 2 子どもみらい会議

### (1) 概要

本市では、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」に基づき、子どもたちがまちづくりに参画することや挑戦することを後押ししています。令和7年1月に行われた「多摩市子どもみらい会議」では「2025年の多摩市のために私たちにできること～SDGsの達成のために何をすべきか～」をテーマに話し合い、多くの提案と、「多摩市民一人一人がまちづくりに参画しているという意識をもって行動に移そう」というメッセージが発信されました。この会議を通じて子どもたちから寄せられた市政への提案やメッセージは、市役所内部での行政評価に活かしています。

### 【実施概要】

実施日時	令和7年1月24日（土） 13時30分～16時30分
参加者数	約150名（児童・生徒27名、来賓・教職員ほか関係者120名程度）
テーマ	「2050年の多摩市のために私たちできること～SDGsの達成のために何をすべきか～」
内容	第1部 各学校のESDの取組発表 第2部 中学校区での協議・意見交換・提案の検討 第3部 全体での提案の共有及びメッセージ作成の協議 第4部 市政への提案、メッセージの発信、講評

## (2) 子どもたちから多摩市全体へのメッセージ

多摩市民一人一人がまちづくりに参加しているという意識をもって行動に移そう。

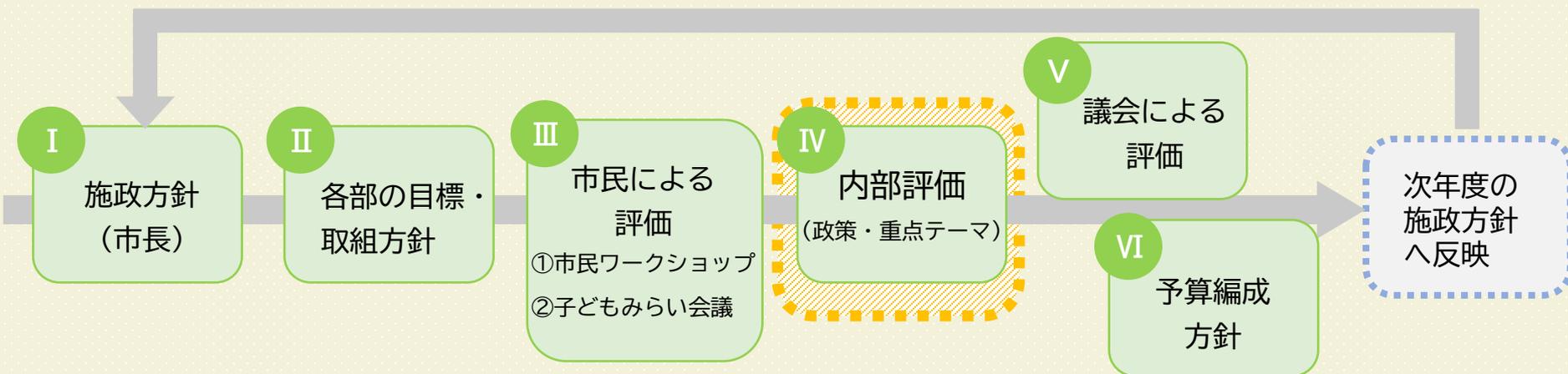
子どもみらい会議の詳細や提案への回答は、QRコード(市公式ホームページ)からご覧いただけます。



## (3) 提案一覧 (各学校・中学校区)

学区	学校	提案内容
多摩中学校区	多摩中学校	環境を守りつつ再生可能エネルギーを増やすために小型・中型の風力発電機を多摩市内に置く。
		多摩市の経済成長や地域との関わりを増やすために、学校で作ったはちみつをネットやコミュニティセンターで販売する。
	多摩第一小学校	再エネと省エネを組み合わせしていく。太陽光パネルの設置。振動発電（聖蹟桜ヶ丘駅前）。LED電気の利用。
		再生可能エネルギーで走るバスの運行。
東寺方小学校	電気をなるべく使わず夏の体育館を使いたい（ブラックカーテンや水力発電を使ったクーラーの活用）。	
中学校区の提案	地域の人たちと共に協力したりより良いものを作るために協力したりして、省エネについて広めたりして地形を生かした発電を行う。	
聖ヶ丘中学校区	聖ヶ丘中学校	多摩市全体で緊急時の助け合いや市でのつながりを作るために、地域ごとに障がいのある方や高齢者の方々などとの多様なつながりを日常的に強める取り組みをする（例 ブラスバンドを通して交流、地域清掃、マラソン大会、挨拶運動）。
	連光寺小学校	再生可能エネルギー100%を目指すために、まち発電を行う。
	聖ヶ丘小学校	過ごしやすいまちをつくるために、安心安全なまちづくりに取り組む。例として、障がい者の理解を深める取組、（交通）事故に対する意識を高める活動、継続的なスタンプラリーイベントなど。
	中学校区の提案	地域の特色を生かした発電 各地域内での日常的な交流（スタンプラリーや挨拶運動など） ↑市民の安心安全が続く街を目指す（緊急時に強く持続的な環境保全）
鶴牧中学校区	鶴牧中学校	多摩市では高齢化が進んでいるため、様々な世代の方が関わり合えるようなイベントを行う。例えば、昔遊びを通じた子どもと高齢者の関わりなど。
	南鶴牧小学校	食品ロスを減らすために（給食の）食べ残し食材を学校にいる動物の餌にし、環境に配慮する。その取組をインターネットで発信したり、楽しめる活動ができるとよい。
	大松台小学校	（給食の食べ残しを減らすために）給食センターで作っているお米の量を減らしてもらう。好き嫌いは個人差があることを考え、楽しく食べたり取り組んだりする工夫があると良い。
	中学校区の提案	多摩市の課題は、高齢化が進んでいること、世代間の交流が少ないこと、食品ロスが多いことなので、これらを解決するために、多摩市が行う「家族体験農業」というイベントをもっと宣伝していくことを提案する。農家の方の苦労や食品ロスについてのクイズをしたり、実際に農業の体験を行ったりするイベント。

## IV 内部評価の結果



# 1 令和7(2025)年度における行政評価（概要）

## (1) 総合計画の進行管理について

第六次総合計画では、計画の進行管理について、「行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、（中略）限られた財源（予算）の中で、より効率的・効果的な財源配分と事業選択をしていく」とし、また、「『重点テーマへの取組み方針』に定めた基本目標に即した各種の取組については、分野別計画における位置付けにとらわれず果敢に事業選択をしていく」としています。

## (2) 令和7(2025)年度における内部評価について

令和7(2025)年度は、令和6(2024)年度の「試行実施」を踏まえ、引続き評価と予算の連動強化、評価事務の効率化、各種データを踏まえた未来志向の議論の場づくり等に取り組みました。

また、内部評価にあたっては、市民参画として実施した市民ワークショップや子どもみらい会議における「市政への提案」を踏まえ、重点テーマに取り組むにあたって、より重きを置いて進めていく基本目標や政策別の今後の方向性を検討しました。

## 2 重点テーマにおける基本目標の最重点化

前年度の主な取組等を確認した上で、以下のとおり、次年度により重きを置いて進めていく基本目標を決定(最重点化)し、予算化に向けた検討を進めました。

### 重点テーマ1 環境との共生

みんなが、環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境との共生を目指します。

最重点化

基本目標1	カーボンハーフの達成に向けた行動の実践
基本目標2	安全・健康で快適な生活環境の保持
基本目標3	自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり
基本目標4	意識と行動の変革につながるムーブメント

#### 最重点化の理由(基本目標1)

2030年のカーボンハーフの達成に向けた取組を全庁的に進める必要があるため

### 重点テーマ2 健幸まちづくりの推進

みんなが、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、幸せを実感できる社会を目指します。

最重点化

基本目標1	健幸的な生活の獲得支援
基本目標2	安全・安心な暮らしの確保
基本目標3	世代の多様性の確保

#### 最重点化の理由(基本目標1)

これまでの取組を総括し、健幸まちづくりの基礎となる部分をさらに深化させていく必要があるため

### 重点テーマ3 活力・にぎわいの創出

みんなが、時代の変化を見据え、多様な個性、価値観・方法で活力とにぎわいのあるまちを目指します。

最重点化

基本目標1	働くを応援し、まちの活力を高める
基本目標2	まちの魅力を高め、関わる人を増やす
基本目標3	若い世代が希望を持って結婚・出産・子育てができる環境をつくる

#### 最重点化の理由(基本目標2)

ニュータウン再生など、住みやすい・子育てしやすい住環境、まちの魅力づくりを推進する必要があるため

### 3 政策別の評価結果 ※ 次ページ以降記載

「目指すまちの姿（政策）」の実現に向け、「各部の目標・取組方針」に記載した前年度の主な成果・本年度の主な取組等を確認した上で、「施策の成果目標値の達成状況」などの各種データも活用しながら、「今後の方向性」を検討しました。

「今後の方向性」では、政策全体としての主な取組状況や目指すまちの姿の実現への課題を整理し、次年度に主にどの取組に力を入れて推進していくか、経営者層により検討を行いました。

#### 記載例

政策〇 〇〇〇の実現【主な担当部署：〇〇部】

目指すまちの姿

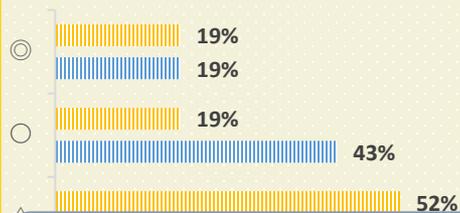
第六次総合計画で定める  
「目指すまちの姿」を記載

施策の展開

施策1 〇〇〇  
施策2 〇〇〇  
施策3 〇〇〇

第六次総合計画で定める政策の実現に向けた具体的な施策を記載

施策の成果目標値の達成状況



各施策の成果目標地の達成状況を、3段階（◎・○・△）で記載

達成状況  
◎：既に目標値を達成している  
○：現状値と比較し前進している  
△：現状値と比較し進捗なし／遅れている  
－：実績値なし

### 今後の方向性

取組状況

政策ごとの主な取組状況を記載

目指すまちの姿の実現への課題

上記の「取組状況」を踏まえ、「目指すまちの姿」の実現に向けた課題を整理し、記載

令和8年度に主に取り組むべきこと

左記の課題解決に向け、令和8年度に主に取り組むべき内容を記載

## 目指すまちの姿

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

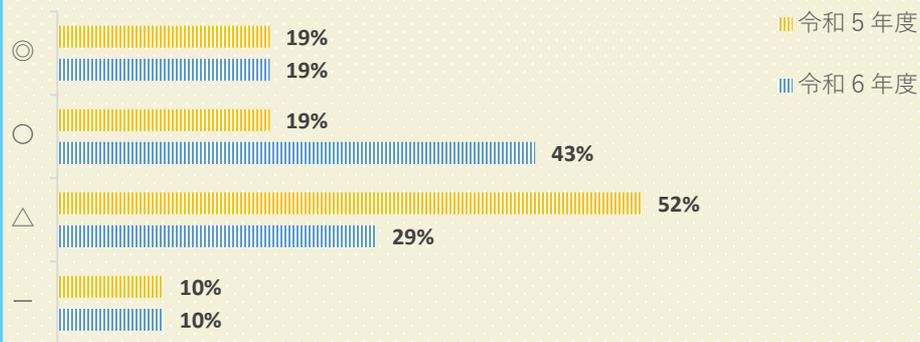
保護者や地域みんながともによるこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

## 施策の展開

- 施策1 子どもの健やかな成長への支援
- 施策2 子育て家庭への支援
- 施策3 子育て・子育てを育む地域づくり
- 施策4 子ども・若者に対する多角的な支援
- 施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり
- 施策6 確かな学力を育む教育の推進
- 施策7 豊かな心を育む教育の推進
- 施策8 健やかな体を育む教育の推進

## 施策の成果目標値の達成状況



### 達成状況

◎：既に目標値を達成している

○：現状値と比較し前進している

△：現状値と比較し進捗なし/遅れている

—：実績値なし

※ 上記のグラフは、令和8年度目標値に対する現状の達成率を示している。

## 取組状況

急速な少子化が進むなか「子育てするなら多摩」を標榜し、子ども・若者・子育て家庭をとりまく課題解決に積極的に取り組むとともに、多摩市の豊かで質の高い子育て環境を折に触れて発信をしている。

未就園児の子育ちと子育てを支援するため、令和8年度以降の本格実施に向けて「多摩市こども誰でも通園事業」を拡充して取り組んでいる。

母子保健と児童福祉に一体化した「こども家庭センター」を令和7年4月に開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援に取り組んでいる。

「児童館の今後の在り方基本方針」に基づき「5年以内に目指す姿」の実現に向けて取り組むとともに、放課後の子どもの居場所を確保するため、週5日実施する放課後こども教室の拡充に取り組んでいる。

小・中学生の意見表明と市政への参画機会を具現化するため、教育委員会と協働して「子どもみらい会議」に取り組む等、多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の理解促進を図っている。

子どもたちが生きる力を育み、持続可能な社会の創り手となる資質を身に付けられるよう教育環境等の充実を図るために、教育振興プランの「今後5年間に取り組むべき施策」を改定し、取組を進めている。

主なものとしては、学校施設の大規模改修、多摩第三小学校用地拡張に向けた交渉、聖ヶ丘中学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備、学校給食センター建替え基本計画策定、学びの多様な学校開設に向けた検討、部活動の地域連携、地域移行をはじめとする学校の働き方改革推進、第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定等である。

また、今後の児童・生徒数減少を見据え、市の新たなまちづくりとの整合性を図れるよう、これからの学校のあり方とより良い教育環境整備についての検討を開始した。

## 目指すまちの姿の実現への課題

- ① 急速な少子化の進行に対する政策的な取組
- ② 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の理解促進
- ③ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援と虐待防止
- ④ 多様な幼児教育・保育サービスの提供
- ⑤ 持続可能な放課後の子どもの居場所の確保と推進
- ⑥ 学校施設の計画的な改修と建替え
- ⑦ 将来にわたって安全安心でおいしい給食の提供
- ⑧ 児童・生徒一人ひとりにあった多様な学びの場と機会の提供
- ⑨ これからの学校のあり方とより良い教育環境整備に関する方針策定と計画立案

## 令和8年度に主に取り組むべきこと

[ ①、③、④ ]の課題解決を目的とし、  
[切れ目のない相談支援 及び 幼児教育・保育の充実と  
情報発信]  
を推進していく必要がある。

[ ⑦、⑧、⑨ ]の課題解決を目的とし、  
[子どもたちの生きる力を育むための教育環境整備や機  
会の確保・充実]  
を推進していく必要がある。

# ●施策の成果指標 目標値・実績値一覧(政策A)

施策	指標名	出典	現状値 2021(令和3) 年度	単位	5年度	6年度	目標値 2026(令和8)年 度	令和8年度目標に対する令和6年度時点の達成状況
A1	子育てひろば(地域子育て支援事業)利用者数	こども家庭センター	76,520	人	134,791	134,299	115,000	◎:すでに目標を達成している
A1	児童虐待の相談・通告先を「知っている」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	37.2	%	36.8	—	40.0	—:実績値なし
A2	保育所の待機児童数	子ども・若者政策課	12	人	6.0	7.0	0	○:現状値と比較し前進している
A2	学童クラブの待機児童数	児童青少年課	70	人	168	137.0	79	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
A2	放課後子ども教室参加者数	児童青少年課	3,582	人	20,031	27,913	36,714	○:現状値と比較し前進している
A3	ファミリー・サポート・センターの利用・提供会員数	こども家庭センター	1,406	人	1,372	1,372	1,500	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
A3	こども110番避難所協力者数(個人、事業所の合計数)	児童青少年課	3,373	人	2,953	2,876	3,022	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
A3	児童館登録児童数	児童青少年課	9,512	人	10,525	10,554	9,172	◎:すでに目標を達成している
A4	子若条例を「知っている」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	—	%	—	—	20.0	—:実績値なし
A4	子ども・若者の意見表明の数	子ども若者政策課 (児童青少年課)	—	件/年	—	21	24件	○:現状値と比較し前進している
A5	授業中にICTを活用して指導する能力	文部科学省調査をもとに 多摩市教育委員会で集計 (教育指導課)	82.9	%	88.4	85.4	85.0	◎:すでに目標を達成している
A5	学校と家庭や地域の連携	学校評価書	33.8	%	50.0	55.4	45.0	◎:すでに目標を達成している
A5	多摩市立小学校の学級を35人学級で編制	学校支援課	第1学年から第 2学年まで実施 済み		第1学年から第4 学年まで実施済 み	第1学年から第5 学年まで実施済 み	全学年完了(令和7 (2025)年度)	○:現状値と比較し前進している
A6	「小学校5年生まで(中学校2年生まで)、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	全国学力・学習状況調査 結果及び教育指導課	小学校 79.2 中学校 81.8	%	小学校 77.1 中学校 80.8	小学校 82.4 中学校 79.9	100%に近づける	○:現状値と比較し前進している
A6	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがありますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	全国学力・学習状況調査 結果及び教育指導課	小学校 55.4 中学校 44.0	%	小学校 77.9 中学校 61.4	小学校 82.9 中学校 72.7	100%に近づける	○:現状値と比較し前進している
A7	全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答をした割合	全国学力・学習状況調査	小学校 79.8 中学校 74.3	%	小学校 83.1 中学校 80.0	小学校 83.8 中学校 83.0	100%に近づける	○:現状値と比較し前進している
A7	どんな理由があっても、「いじめはいけなし」と回答している割合	全国学力・学習状況調査	小学校 84.0 中学校 76.9	%	小学校 79.8 中学校 75.0	小学校 79.0 中学校 78.5	100%に近づける	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
A8	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合(小5)	全国体力・運動能力、運動 習慣等調査	男 71.6 女 59.7 (令和4(2022 年度調査)	%	男 75.0 女 54.5	男 76.2 女 58.4	100%に近づける	○:現状値と比較し前進している
A8	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合(中2)	全国体力・運動能力、運動 習慣等調査	男 68.5 女 45.8 (令和4(2022 年度調査)	%	男 63.4 女 43.1	男 70.2 女 47.0	100%に近づける	○:現状値と比較し前進している
A8	朝食を「食べている」と回答している割合(小5)	全国体力・運動能力、運動 習慣等調査	男 88.2 女 86.9 (令和4(2022 年度調査)	%	男 88.0 女 84.8	男 86.1 女 86.6	100%に近づける	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
A8	朝食を「食べている」と回答している割合(中2)	全国体力・運動能力、運動 習慣等調査	男 86.3 女 78.9 (令和4(2022 年度調査)	%	男 87.0 女 74.7	男 84.5 女 77.6	100%に近づける	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている

### 目指すまちの姿

みんなが、住み慣れた地域で、いつまでも健康と幸せが備わった「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるまちになっています。

また、地域にライフステージに応じた保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる身近な拠点が整っており、市民と関係機関が連携しています。

さらに、年齢や障害のあるなしに関わらず、みんなが互いに認め合い、見守り支え合い、差別することなく助け合う関係が構築されています。

### 施策の展開

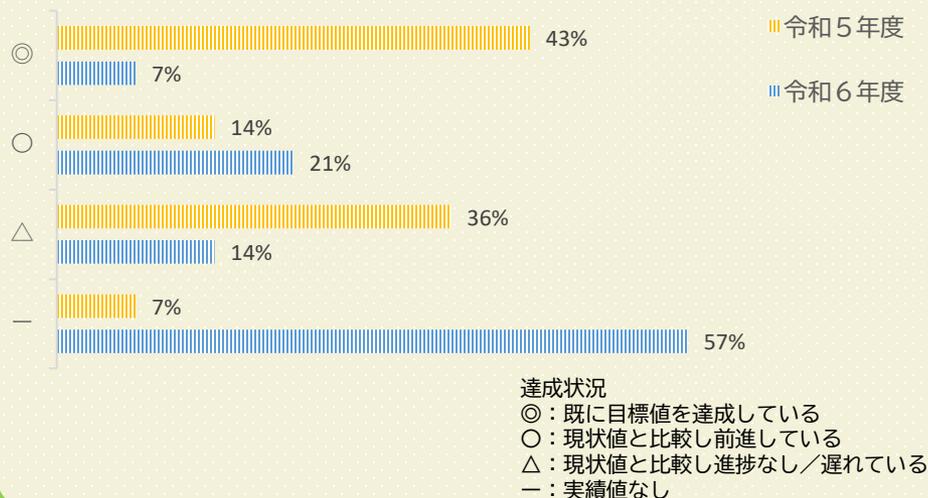
施策1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク

施策2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり

施策3 地域生活における高齢者支援

施策4 障がい者（児）が安心して暮らせる地域づくり

### 施策の成果目標値の達成状況



※ 上記のグラフは、令和8年度目標値に対する現状の達成率を示している。

## 今後の方向性

### 取組状況

高度急性期から在宅医療までの地域完結型の医療提供体制の推進に向け、東京都等と連携し三次救急医療の維持に努めるとともに、一次救急の体制について、医師会と協議を進めている。また、歯科口腔保健では、新たな歯科健診の実施や、民間企業と連携したオーラルフレイル予防等の取組等を行い、かかりつけ歯科医を持つことに繋がる取組を進めた。

令和7年度12月の民生委員一斉改選に向けて欠員地区の充足を図るとともに、多摩市社会福祉協議会の参加支援事業や、しごと・暮らしサポートステーションの生活に困りごとを抱えた方などへの相談事業、さらには、NPO法人との協定締結による24時間365日の無償チャット相談（自殺対策）など各種相談支援を行うなか、さまざまな関係団体との連携・協力により誰もが暮らしやすい地域づくりを進めている。

「第9期高齢者保健福祉保健計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢・介護施策を着実に進めている。特に第2層の地域支援コーディネーターを地域包括支援センターへ委託するなど、地域生活における高齢者支援に取り組むとともに介護予防、認知症対策など高齢期特有の課題への取組を進めている。また、共生社会を目指した「多摩市障がい者差別解消条例」や「多摩市手話言語条例」の制定をはじめ、障がいのあるなしに関わらない助け合いのまちづくりを進めている。

### 目指すまちの姿の実現への課題

- ① 三次救急医療の提供体制維持及び、インフルエンザ等の流行期における、一次救急医療の診療体制の再整備
- ② 市民を含む地域福祉の多様な担い手、団体等のさらなるネットワークづくり
- ③ 高齢化の進行に伴う後期高齢者、高齢者ひとり暮らし、認知症高齢者の増加による、高齢者の孤立化・孤独化と地域社会における障がい児・者の参画への更なる支援

### 令和8年度に主に取り組むべきこと

- [ ① ]の課題解決を目的とし、  
[感染症流行期等における、医療提供体制の整備]  
を推進していく必要がある。
- [ ② ]の課題解決を目的とし、  
[多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会を始めとする  
各種支援会議]  
を推進していく必要がある。
- [ ③ ]の課題解決を目的とし、  
[高齢者、障がい児・者の社会参加、社会交流及び体制  
整備]  
を推進していく必要がある。

●施策の成果指標 目標値・実績値一覧(施策B)

施策	指標名	出典	現状値 2021(令和3)年度	単位	5年度	6年度	目標値令和8年度目標に対する令和6年度時点の達 2026(令和8)年度成状況
B1	自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	多摩市政世論調査	82.2	%	80.2	—	83.0—:実績値なし
B1	健康のために実践していることがある市民の割合	多摩市政世論調査	72.6	%	73.3	—	70.0%以上—:実績値なし
B1	喫煙習慣がある市民のうち、受動喫煙に配慮している市民の割合	多摩市政世論調査	89.6	%	96.4	—	90.0—:実績値なし
B1	国民健康保険特定健康診査受診率	保険年金課	48.5	%	49.3%	—	58.0—:実績値なし
B1	かかりつけ医師を持つ市民の割合	多摩市政世論調査	60.4	%	63.0	—	62.5—:実績値なし
B2	地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	70.5	%	70.3	—	75.0—:実績値なし
B2	民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指し、地域からの候補者選考を経て東京都に推薦を行う人数	福祉総務課	92	人	79	82	95△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
B2	多摩市内における自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	警察庁自殺統計	14.1 (令和3(2021)年1月 ~12月の実績)	%	16.2	14.9	12.3△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
B2	福祉的配慮を必要とする成年後見制度利用者(利用予定者を含む)	福祉総務課	22	人	18.0	25.0	30○:現状値と比較し前進している
B3	地域介護予防教室延べ参加者数	高齢支援課	13,000	人	23,401	25,591	20,000◎:すでに目標を達成している
B3	認知症サポーター養成講座受講者数	高齢支援課	14,721	人	15,830	16,277	17,200○:現状値と比較し前進している
B3	在宅療養支援窓口相談実件数	高齢支援課	93	件	121	111	115○:現状値と比較し前進している
B4	障がいのある方が現在の住まいにこれからも「住み続ける」「将来市内で転居する」と回答している割合	多摩市障がい者生活実態調査	68.9 (令和2年度調査)	%	70.4	—	74.9—:実績値なし
B4	障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別等を「ほとんど感じない」「全く感じない」割合	多摩市障がい者生活実態調査	55.9 (令和2年度調査)	%	63.1	—	61.9—:実績値なし

## 目指すまちの姿

みんなが、互いの個性を認め、人権を尊重し合い、交流しながら、平和で心豊かに安心して暮らせるコミュニティが形成されています。地域の中で活動する団体や人がつながり合い、支え合えるしくみがあり、これによって、新たな活動が生まれ増えていく多世代共生型コミュニティが実現しています。

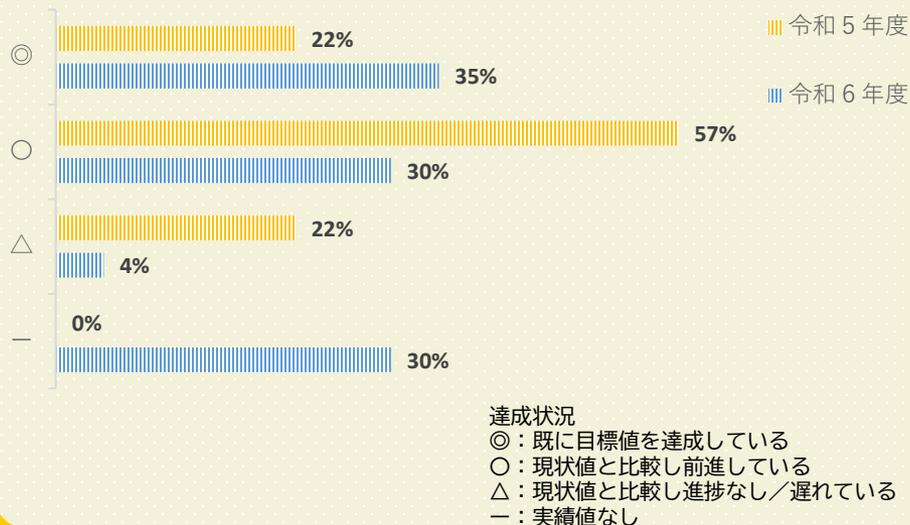
生涯学習・社会教育活動、スポーツの場や機会が確保され、活動の成果を活かし、みんなが成長できるまちになっています。

伝統的な地域文化の継承や新たな文化の創造と発信により、みんなが文化芸術に出会い、楽しみ、さらに文化芸術を創り出せるまちになっています。

## 施策の展開

- 施策1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進
- 施策2 交流による多文化共生社会の醸成
- 施策3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進
- 施策4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進
- 施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実
- 施策6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり
- 施策7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

## 施策の成果目標値の達成状況



※ 上記のグラフは、令和8年度目標値に対する現状の達成率を示している。

# 今後の方向性

## 取組状況

「協創」を実現するためのしくみ・しかけとして、市の職員が地域の活動、イベントなどを支援する協創サポーター制度を創設するとともに、エリアミーティングなどの地域ごとに開催するワークショップ参加者などが、新たに地域をフィールドに活動を始める事例も出てきている。

令和6年度に策定した多文化共生推進基本方針に基づき、共生社会の実現に向けた取組を進めている。富士見町町制施行70周年記念事業を実施しつつ、令和8年度の友好都市提携40周年に向けた記念事業について検討を進めている。令和7年5月には、アイランドのレイキャビク市と友好関係の構築に向けた覚書締結を行った。

市民が文化芸術に日常的に親しむことができるよう、「みんなの文化芸術振興プラン2025」の推進に向けて、施策の評価や計画の推進等の協議準備を進めている。

協定を締結しているトップチームとの協働や周辺自治体との連携によりトップアスリートとの触れ合いや、スポーツ体験事業に取り組んでいる。市内事業者との連携により市内でのパブリックビューイングを行うなど、街中でスポーツを楽しめる取組を進めている。

酷暑時においても安全にスポーツのできる環境としていくため、総合体育館第1スポーツホールの空調整備及び利用料金改定業務を進めている。

中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しみ、地域で活動ができるよう地域のスポーツ・文化芸術団体と連携した学校部活動の地域クラブへの移行に取り組んでいる。

戦後80年を迎え戦争体験者が急速に減る中、戦争の悲惨さや平和の尊さを継承するため「平和展」や「子ども被爆地派遣事業」を引き続き実施するとともに、歴代派遣員による平和活動の充実を図っている。

人権問題に対する正しい情報を提供し、理解啓発を図るため、法務大臣委嘱の人権擁護委員とも協力・連携しながら、様々な啓発事業を実施している。

依然として根強く残る固定的性別役割分担意識の解消や、女性支援法の施行に伴い困難な問題を抱える女性の福祉増進が求められている現状を踏まえ、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直しに着手した。

児童・生徒・市民の学びを支援するため、公民館や図書館をはじめ、学校開放施設や文化財施設、ハケ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供している。

文化財施設のうち、鶴牧西公園内にある国登録有形文化財の保存活用計画の策定作業を、令和6、7年度の2か年をかけて行っている。

ハケ岳少年自然の家については、他市の学校の移動教室を受け入れる等、利用促進を図りつつ、今後の施設のあり方についての検討を行っている。

公民館については、令和10年度からの大規模改修に向けた検討を行うとともに、不登校児童・生徒の学びの場と居場所づくりのため、日野市と共同で「ひのたまU L T L Aプロジェクト」の実施に向けた検討を行っている。

図書館については、「知の地域創造」の実現に向けた第二次多摩市読書活動振興計画の策定作業を、令和6、7年度の2か年をかけて行うとともに、各地域館が抱える課題解決に向けた検討を行っている。

## 目指すまちの姿の実現への課題

- ① 【支える】自治会活動、コミュニティセンター運営協議会など、既存活動への支援策が急務
- ② 【つなぐ】地域単位で、多主体のつながりをつくるためのしくみ、しかげづくり
- ③ 【掘り起こす】地域人材の発掘から、ステップアップしていくためのしくみ
- ④ 市民の多文化共生に関する意識醸成
- ⑤ 都市間交流に関する市民認知度向上と機運醸成、市民レベルの交流の深化・創出
- ⑥ 日常的に文化芸術に親しむ市民を増やすための中間支援機能の強化
- ⑦ スポーツを身近に感じ、親しみ、スポーツに取り組み、かつ、気候変動に対応し、酷暑時でも安全にスポーツができる環境の整備
- ⑧ 地域のスポーツ団体・文化芸術団体との連携による学校部活動の地域クラブへの移行
- ⑨ ジェンダー平等意識の醸成と困難な問題を抱える女性への支援体制の整備
- ⑩ 社会教育施設の利便性向上や適正な維持管理、活用方策の策定
- ⑪ 多様な学びの場の創出や地域活動支援
- ⑫ 市民の読書活動振興支援と図書館運営の改善、地域性を活かした各図書館の取組の推進

## 令和8年度に主に取り組むべきこと

[ ② ]の課題解決を目的とし、**[地域の多様な主体が協力・連携しやすい体制づくり]**を推進していく必要がある。

[ ⑤ ]の課題解決を目的とし、**[富士見町との友好都市提携40周年記念事業やレイキャビク市との新たな交流事業]**を推進していく必要がある。

[ ⑧ ]の課題解決を目的とし、**[学校部活動の地域クラブへの移行について試行実施]**を推進していく必要がある。

[ ⑩、⑫ ]の課題解決を目的とし、**[社会教育施設の機能向上や運営改善]**を推進していく必要がある。

# ●施策の成果指標 目標値・実績値一覧(政策C)

施策	指標名	出典	現状値 2021(令和3)年度	単位	5年度	6年度	目標値 2026(令和8)年度	令和8年度目標に対する令和6年度時点の達成状況
C1	平和展の参加者アンケートで「平和への意識が深まった」と回答した市民の割合	平和・人権課	—	%	89.7	96.3	90.0%以上	◎:すでに目標を達成している
C1	「市民が平和に暮らせる(差別や人権侵害がない)まちであるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	41.4	%	37.8	—	45.0	—:実績値なし
C1	男女の地位の平等感について「平等になっている」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	18.4	%	13.6	—	25.0	—:実績値なし
C2	都市交流推進事業への市民の参加者数	文化・生涯学習推進課	225	人	449.0	496.0	250	◎:すでに目標を達成している
C2	アイランド交流事業への市民の参加者数	文化・生涯学習推進課	33(令和4(2022)年度)	人	86.0	392.0	100	◎:すでに目標を達成している
C2	国際化推進事業への市民の参加者数	文化・生涯学習推進課	3,608	人	4559.0	4918.0	5,800	○:現状値と比較し前進している
C2	日本語教室への在住外国人の参加者数	文化・生涯学習推進課	2,233	人	2529.0	3071.0	3,500	○:現状値と比較し前進している
C3	「(仮)協創スタッフ(専任職員)」が配置されたことで実現した新たな事業(プロジェクト)の数	市民参画の実績調査(協創推進室)	—	事業	22.0	43.0	20	◎:すでに目標を達成している
C3	中間支援機能を担う団体による伴走支援によって実現した新たな事業(プロジェクト)の数	市民参画の実績調査(協創推進室)	—	事業	25.0	28.0	20	◎:すでに目標を達成している
C3	多活動マッチング型の地域プラットフォームができたことで実現した新たな事業(プロジェクト)の数	市民参画の実績調査(協創推進室)	—	事業	19.0	43.0	20	◎:すでに目標を達成している
C4	「地域の支え合いにより、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちだと思いますか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	47.9	%	43.9	—	継続的な向上	—:実績値なし
C4	「文化活動やスポーツをするための環境がよいまちだと思いますか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	41.7	%	34.9	—	継続的な向上	—:実績値なし
C4	1年間に生涯学習をしたことがあると回答した市民の割合	多摩市政世論調査	68.4	%	70.2	—	継続的な向上	—:実績値なし
C5	学校開放・クラブハウス利用件数	教育振興課(社会教育担当)	10,593	件	16,732	16,648	19,300	○:現状値と比較し前進している
C5	ハケ岳少年自然の家の延利用者数	教育振興課(社会教育担当)	11,602	人	17,297	20,759	22,000	○:現状値と比較し前進している
C5	文化財施設の延来館者数	教育振興課(文化財担当)	49,108	人	32,075	25,099	51,450	△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
C5	公民館利用者数	公民館	77,668	人	143,031	147,840	200,000	○:現状値と比較し前進している
C5	図書館利用者カード登録者数	図書館	45,107	人	53,833	58,638	52,000	◎:すでに目標を達成している
C6	週1回以上スポーツをしている	多摩市政世論調査	50.7	%	51.1	—	60.0	—:実績値なし
C6	スポーツ観戦者数	スポーツ振興課	553	人	1,971	2,844	1,600	◎:すでに目標を達成している
C6	スポーツボランティア参加者数	スポーツ振興課	—	人	91.0	52.0	350	○:現状値と比較し前進している
C7	1年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を1回以上鑑賞したことがあると回答した市民の割合	多摩市政世論調査	—	%	53.9	—	60.0	—:実績値なし
C7	パルテノン多摩の大ホールおよび小ホールにおける年間利用者数の合計	文化・生涯学習推進課	166,454	人	166,538	188,761.0	205,000	○:現状値と比較し前進している

## 政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまちの実現【主な担当部署:市民経済部】

### 目指すまちの姿

市民や市民団体、事業者、大学など地域の多様な主体が交流し、連携することを通して、イノベーションが生まれ地域産業が成長するとともに、みんなが多様な働き方を実現することで、働きやすく活気と魅力のあるまちになっています。

また、地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信によって多くの人々が訪れ、集い、賑わっています。

農地の持つ多面的な機能を活かすため、農業者と市民が協力し、都市農業が持続的に営まれています。

### 施策の展開

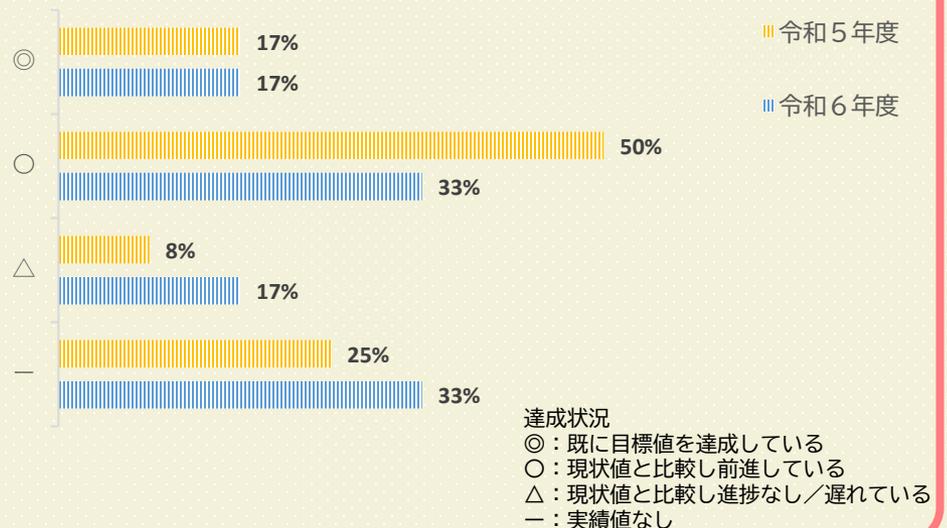
施策1 活力ある地域経済を支える産業の振興

施策2 拠点地区活性化の推進

施策3 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

施策4 農業者と市民が支える都市農業の推進

### 施策の成果目標値の達成状況



※ 上記のグラフは、令和8年度目標値に対する現状の達成率を示している。

## 今後の方向性

### 取組状況

長期的な視点で計画的に産業振興策を進めていくことを目的に「多摩市産業振興マスタープラン」を令和7年3月に策定した。今後、本プランに則った事業計画及び評価方法を決定し、着実に進めていく。

駅を中心とした拠点地区について、聖蹟桜ヶ丘ではエリアマネジメント団体等への支援を行いながら駅周辺の活性化に取り組んでいる。多摩センターではパルテノン多摩や中央図書館、多摩中央公園でのハード整備や、「わくわくプロジェクト」による多様なまちづかいへの仕組みづくり等を受けて、更に駅周辺での夜間の滞在時間を延ばす取組を行うなど、行政・企業・市民等が連携し、地域にある資源や個性を活かしたまちの魅力づくりに向けた取組を進めている。

企業誘致では、市内の宿泊機能が不足していることから企業立地促進条例を改正し、宿泊施設の誘致に取り組んでいる。

観光・来街の促進ではキャラクターや食、多摩市の様々なロケーション等地域の資源・魅力を発掘・活用したイベントの実施やその情報発信を行っている。

年々農地面積及び農家数が減少してきている中で、多面的な機能を持つ農地を保全していくために、「いきいき市」等の市内産野菜の販売場所周知や市内産野菜の認知度向上及び販路の拡大に取り組んでいる。

### 目指すまちの姿の実現への課題

- ①若者に選ばれるまちとしての環境整備
- ②立地優位性を活かした企業誘致
- ③創業支援による地域経済の活性化
- ④まちの活性化と個性豊かな賑わいの形成
- ⑤豊かな環境を活かした多様な働き方の実現
- ⑥まちの魅力の発信
- ⑦農地面積及び農家数減少への対策

### 令和8年度に主に取り組むべきこと

[ ③、④、⑥ ]の課題解決を目的とし、  
[多摩市産業振興マスタープランに則った各種産業振興策と地域資源の機をとらえた事業展開]  
を推進していく必要がある。

●施策の成果指標 目標値・実績値一覧(政策D)

施策	指標名	出典	現状値 2021(令和3)年度	単位	5年度	6年度	目標値令和8年度目標に対する令和6年度時点 2026(令和8)年度の達成状況
D1	開業率(年平均)	経済センサス	6.1	%	—	—	6.5—:実績値なし
D1	市内事業所数	経済センサス	3,603		—	—	3,653—:実績値なし
D1	市内事業所付加価値総額の増加率	経済センサス	0	%	—	—	1.0—:実績値なし
D1	市内新規設立法人件数	国税庁ホームページ	115 (令和4(2022)年度)	件	142.0	111.0	122△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
D2	聖蹟桜ヶ丘駅周辺の来訪者数(月平均)	経済観光課	629,627	人	668,618	659,998	740,000○:現状値と比較し前進している
D2	多摩センター駅周辺の来訪者数(月平均)	経済観光課	860,414	人	944,076	956,050	1,100,000○:現状値と比較し前進している
D2	永山駅周辺の来訪者数(月平均)	経済観光課	469,725	人	500,140	484,423	590,000○:現状値と比較し前進している
D3	多摩市観光まちづくり交流協議会Instagram フォロワー数	経済観光課	362	人	607	770	900○:現状値と比較し前進している
D3	来街者数	経済観光課	12,874千	人	15,574千	15,862千	15,700千◎:すでに目標を達成している
D4	農地面積	東京都の地域・区市町村別農業データブック	39.1	ha	36.1	34.5	38.0△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
D4	農家数	農林業センサス	70	戸	—	—	59—:実績値なし
D4	認定農業者数	経済観光課	9	経営体	12	13	13◎:すでに目標を達成している

### 目指すまちの姿

これまでのまちづくりをもとに地域の在り方の変化に対応できる、将来を見据えたまちへと再編されています。

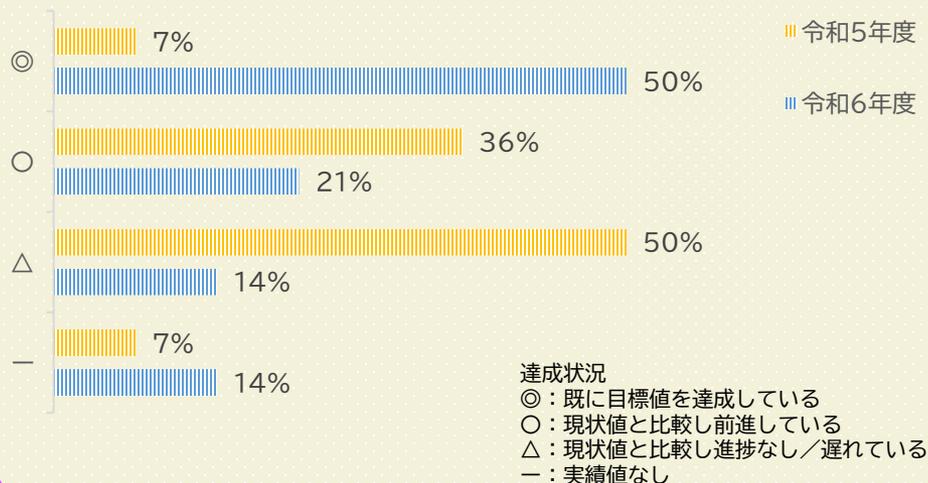
自然災害に備えて強靱化され、適切に維持更新されている都市基盤施設と、市民や地域による助け合いや行政の支援により、災害や犯罪などから守られ、安全に安心して暮らしています。

多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住環境や交通ネットワークが形成され、みんなが安心していきいきと暮らし続けられるまちになっています。

### 施策の展開

- 施策1 次世代につなぐ都市づくりの推進
- 施策2 安全で快適な道路環境整備
- 施策3 安全・安心で快適な市民生活を支える下水道
- 施策4 減災・防災体制のさらなる強化
- 施策5 暮らしの安全を守るまちづくりの推進
- 施策6 良質な住宅ストックの確保と良好な住居環境の形成
- 施策7 交通ネットワークの形成

### 施策の成果目標値の達成状況



※ 上記のグラフは、令和8年度目標値に対する現状の達成率を示している。

# 今後の方向性

## 取組状況

市役所本庁舎建替えに向けて、基本設計の業務委託に向けた手続き及び区画整理事業の検討を進めている。

多摩市地域防災計画の策定を進めるとともに、防災ライト層向けのイベントやフェーズフリー防災の普及、市民への周知など、首都直下地震への備えを進めている。また、防災備蓄品は学校跡地施設からの移転に向け、新たな候補地を検討中であり、併せて、消防団支援アプリ導入準備や、防犯カメラ設置補助の実施に向けた手続きも進めている。

令和7年3月に改定した「多摩市都市計画マスタープラン」に基づき、多摩市の都市づくりの課題解消に向け、都市計画手法を用いて速やかに取り組む項目を順次進めている。また、都市計画マスタープランの改定を受けて、立地適正化計画や住宅マスタープラン、交通マスタープラン、道路整備計画など個別計画の策定・見直しを進めている。

また、成果指標となっている無電柱化事業や橋梁維持管理事業、住宅耐震化等促進事業、隣居近居促進事業等については、着実に取組を進め年度目標を上回る成果を上げている。

全国的な気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に備えて目標降雨を引き上げ、あらゆる関係者の協働により、河川整備・下水道整備・流域対策を中心とした浸水被害防止に向けた施策を強化する必要がある。

多摩市においては、独自の治水対策方針となる「(仮称)多摩市下水道総合治水対策方針」の策定作業を令和5年度から進めている。

## 目指すまちの姿の実現への課題

- ① 耐震性と防災拠点機能の不足が課題となっている市役所本庁舎の建替えとレッドゾーン解消等を含めた区画整理事業の実施が必要。
- ② 首都直下地震に備え、地域防災計画で定めている事項の具現化と防災ライト層に働きかけるイベントの更なる開催、フェーズフリー防災への市民周知が必要。
- ③ 消防団員の担い手を確保するため、消防団の魅力向上が必要。
- ④ 市民の安全安心に資する防犯カメラ設置補助事業等を継続して行っていくことが必要。
- ⑤ 人々の生活が多様化し、都市に求められる機能も変化していることや、今後の人口減少と高齢化の進行を踏まえ、都市の再構築を図り、まちの魅力や価値を向上させ、持続可能な都市に変化していく事が必要。
- ⑥ 都市計画の設定や変更は、土地などの私有財産の価値の増減や制限にも影響を及ぼす取組であることから、十分な検討と根拠の位置づけが必要。
- ⑦ 多摩ニュータウンの初期入居から50年以上が経過し、施設やインフラの老朽化に加え、街路樹の老木化・大径木化が進んでおり、NT再生の取組推進や、効果的・効率的な維持管理手法の導入検討が必要。
- ⑧ 頻発する豪雨に対応できるように、引き続き下水道整備を進めるとともに、雨水貯留浸透施設の設置などの雨水流出を抑える流域対策を行う。
- ⑨ 災害時においても衛生的な生活環境を維持するため、耐震化等に引き続き取り組むことが必要。
- ⑩ 下水道施設に機能不全が生じた場合、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある管渠等について調査を実施し、調査の結果を踏まえて適切な修繕、更新等を行うことが必要。

## 令和8年度に主に取り組むべきこと

- [ ① ]の課題解決を目的とし、  
[庁舎建替事業及び区画整理事業]  
を推進していく必要がある。
- [ ② ]の課題解決を目的とし、  
[更なる防災対策の推進や市民等への働きかけ]  
を推進していく必要がある。
- [ ⑥、⑦ ]の課題解決を目的とし、  
[立地適正化計画など、都市計画の制度や事業手法を用いた取組]  
を推進していく必要がある。
- [ ⑧、⑨、⑩ ]の課題解決を目的とし、  
[公共施設や民間施設への雨水貯留浸透施設などの設置  
について各事業者との連携・協力、耐震化計画の取組、  
ストックマネジメント計画の取組]  
を推進していく必要がある。

●施策の成果指標 目標値・実績値一覧(政策E)

施策	指標名	出典	現状値 2021(令和3)年度	単位	5年度	6年度	目標値令和8年度目標に対する令和6年度時点 2026(令和8)年度の達成状況
E1	都市計画用途地域の見直し面積(令和4(2022)年3月末以降の見直し累計)	都市計画課	0	ha	0	0	4.6△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
E2	ユニバーサルデザインブロック設置路線延長割合	道路交通課	53.4	%	59	59	70.0○:現状値と比較し前進している
E2	無電柱化計画路線の進捗率	道路交通課	17.0	%	17.0	17.0	17.0◎:すでに目標を達成している
E2	定期点検で機能に支障が生じていない状態と評価された橋りょうの割合	道路交通課	86.9	%	89.1	90.2	90.0◎:すでに目標を達成している
E3	管路耐震化(管口可とう化)の進捗率	下水道課	0	%	0	0	25.5△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
E4	防災連絡協議会の数	防災安全課	4	組織	5	6	7組織○:現状値と比較し前進している
E4	消防団員の定員充足率	防災安全課	96.7	%	95.7	97.2	97.0◎:すでに目標を達成している
E5	体感治安の向上 世論調査における設問「生活環境の総合評価/防犯・風紀の点」の「良い」「どちらかといえば良い」の割合	多摩市政世論調査	78.1	%	76.8	—	80.0%以上—:実績値なし
E6	優良建築物等整備事業利用管理組合数(累計)	都市計画課	3	管理組合	5	9	8◎:すでに目標を達成している
E6	マンション管理計画認定管理組合数(累計)	都市計画課	0	管理組合	0	4	2◎:すでに目標を達成している
E6	隣居・近居促進事業の利用世帯数(累計)	都市計画課	22	世帯	46	71	59◎:すでに目標を達成している
E7	市内鉄道駅の1日平均乗降客数(8月に算出)	鉄道各社資料	254,760	人	293,128	299,601	300,000○:現状値と比較し前進している
E7	「交通の便」の感想について、「良い」「どちらかといえば良い」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査	79.4	%	78	—	80—:実績値なし
E7	交通事故死者数(暦年)	警視庁 「東京の交通事故」	1	人	2	0	0◎:すでに目標を達成している

### 目指すまちの姿

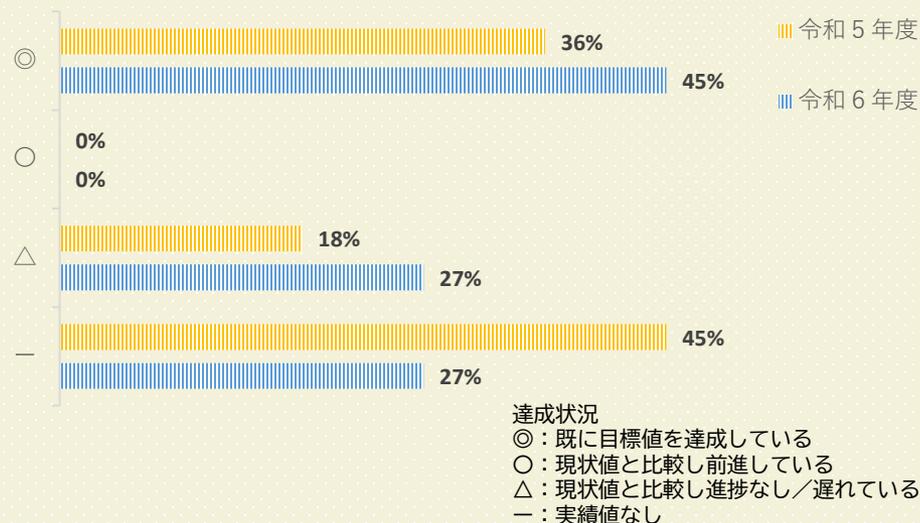
すべての生命が活動する土台である地球環境を守るため、みんなが環境問題を自分事として捉え、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて行動しています。自然環境を支える人材が育ち、豊かなみどりと親しみのある水辺環境が保全・創出され、生物の多様性が維持・向上されています。

また、持続可能な循環型社会への転換を目指し、みんなが環境への負荷が少ない活動をしています。

### 施策の展開

- 施策1 スマートエネルギー社会の構築
- 施策2 自然環境・都市環境の保全と創出
- 施策3 資源循環社会の構築
- 施策4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

### 施策の成果目標値の達成状況



※ 上記のグラフは、令和8年度目標値に対する現状の達成率を示している。

## 今後の方向性

### 取組状況

令和2年6月には市民と気候危機を共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため、多摩市と多摩市議会が共同により、「多摩市気候非常事態宣言」を行い、令和6年3月には多摩市に関わる全ての市民が環境に対する意識や行動を見直し、これまでの社会・経済のしくみを変えていくための「第3次多摩すみどりと環境基本計画」を策定した。

また、市民、事業者及び市が連携して行う取組として、国の支援を活用し、市域全体での再生可能エネルギー導入の最大化に向けた重点対策加速化事業を実施、さらに「多摩市生きもの調査隊」の100名を超える隊員で市内の生きものを観察し、生物多様性の保全を進めた。また、市民から親しまれる特色のある公園としての多摩中央公園をリニューアルオープンし、グリーンライブセンターをみどりの拠点からみどりと環境の拠点へと拡大、気候市民会議の参加者による脱炭素社会への転換に向けた取組の提案と実行、資源循環の取組では、ペットボトルの分別ルールの徹底と水平リサイクルの推進、食品ロス削減や使い捨てプラスチックの削減など事業者と連携した啓発活動を行ってきた。

### 目指すまちの姿の実現への課題

- ① 2030年カーボンハーフを達成するための市民・事業者・行政の行動変容
- ② 生物多様性に配慮した暮らしの転換など、広義の「生物多様性」の視点を持つことへの啓発
- ③ 多摩市の豊かなみどりの持続可能な保全・育成手法への転換
- ④ 市民・事業者が主体的にごみの発生抑制・資源循環に取り組める環境づくり

### 令和8年度に主に取り組むべきこと

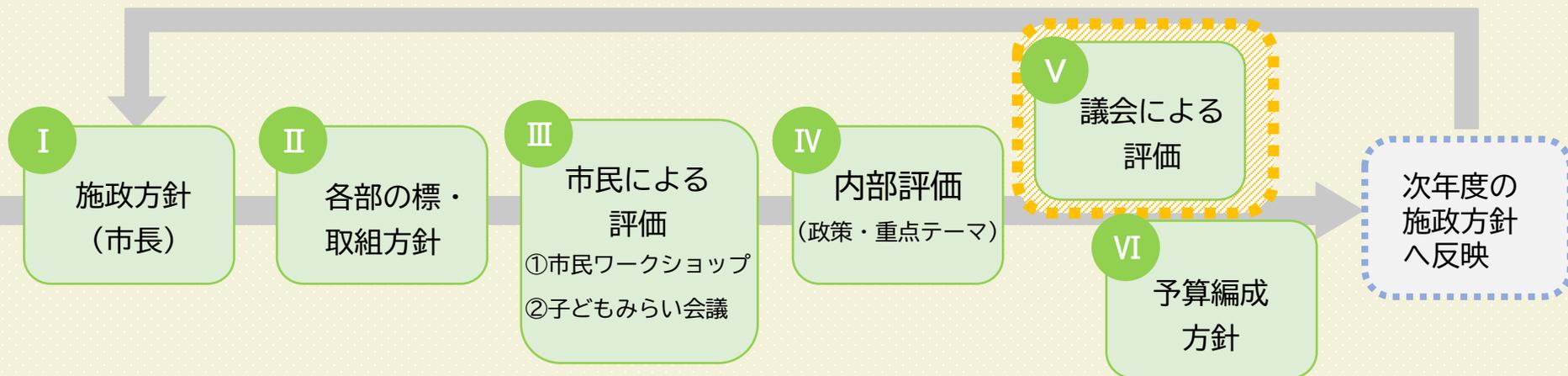
重点テーマ「環境との共生」の最重点化テーマとして選定した基本目標「カーボンハーフの達成に向けた行動の実践」に取り組むとともに、

[ ②と③ ]の課題解決を目的とし、  
[暮らしと調和した安心安全なみどりの維持管理手法の転換への検討を進めるとともに、日常生活の中で生物多様性からの恵みを実感できる取組]を推進していく必要がある。

●施策の成果指標 目標値・実績値一覧(政策F)

施策	指標名	出典	現状値 2021(令和3)年度	単位	5年度	6年度	目標値令和8年度目標に対する令和6年度時点 2026(令和8)年度の達成状況
F1	市内の二酸化炭素排出量	環境政策課	706,000 (令和2(2020)年度)	t CO <sub>2</sub>	736,000 (令和3(2021)年度)	757,000 (令和4(2022)年度)	541,000 (令和7(2025)年度) △:現状値と比較し進捗なし/遅れている
F1	市施設における二酸化炭素排出量(6月末に算出)	環境政策課	10,090,875	kg CO <sub>2</sub>	9,045,084	7,039,310	7,538,908◎:すでに目標を達成している
F1	市施設における電気使用量(6月末に算出)	環境政策課	14,882,770	kWh	16,149,108	16,324,106	15,429,448△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
F2	みどり率	公園緑地課	50.0(令和元(2019) 年度)	%	—	—	現状を維持—:実績値なし
F2	生物多様性の拠点(3地点)のいきものの種類数	環境政策課	—	種	—	1,007	令和6年度の調査結果を維持又は増やす—:実績値なし
F2	水辺・公園緑地の環境に対する市民満足度	公園緑地課	50.4	%	—	—	52.0—:実績値なし
F3	総ごみ量	資源循環推進課	37,293	トン	35,085	34,712	35,164◎:すでに目標を達成している
F3	資源化率	資源循環推進課	34.0	%	32.0	33.5	34.7△:現状値と比較し進捗なし/遅れている
F3	市民1人1日あたりのごみ量	資源循環推進課	567.1	グラム	532.6	530.9	535.1◎:すでに目標を達成している
F4	毎年度、多摩市版気候市民会議を開催し、取組内容を1項目以上レベルアップしていく(定性指標)	環境政策課	—	—	—	5	1項目以上のレベルアップ◎:すでに目標を達成している
F4	多摩市版気候市民会議の開催回数	環境政策課	5	回	5	5	5◎:すでに目標を達成している

## V 議会による評価



# 議会の評価

〔令和6年度決算審査  
事業評価〕

多摩市議会

## 議会の評価について

多摩市議会では、従来から「決算と予算の連動」を図ってきました。多摩市議会基本条例を定めた平成22年以降は、同条例第9条第1項に基づき、市長等が執行した事業等の評価を決算審査の際に行っています。

令和6年度決算審査においては、市の取組の中で特に重要であると考えられる事業を選定し、決算審査の一環であることをより強く意識して、予算として認めた事業が当初の目的を達成しているかを決算事業報告書の項目に則して評価し、更にどのような点を工夫すべきかなどを指摘することで、より実効性のある事業としていくことを獲得目標に行いました。

評価にあたっては、4常任委員会を単位とした4つの分科会（総務・健康福祉・生活環境・子ども教育）で協議後、予算決算特別委員会全体会の場で評価を確定しました。

### 評価対象事業

1	ふるさとTAMA応援寄附金管理運営経費
2	一般介護予防事業（一般会計）
3	公園管理経費
4	多摩市立複合文化施設等管理運営事業

1 評価対象

① 評価対象事業	事業名	ふるさとTAMA応援寄附金管理運営経費			
	決算額	17,344 千円	予算額	当初 10,232 千円 最終 17,438 千円	
② 選定理由	<p>ふるさと納税制度のもと、全国的には、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続き、農水産物など特産品を持たない多摩市など都市部の市町村では、結果的に大幅な税収減が続いている。特に地方交付税不交付団体の多摩市では、減収額に対する国からの補てんがない。</p> <p>これらの現状をふまえ、現行制度のもとでの多摩市の税収増の取り組みについて、2023(令和5)年度に担当所管をそれまでの企画課から経済観光課に変え2年目に入った2024(令和6)年度の事業を中心に、その効果を調査・検証・分析する。</p> <p>その上で、寄附制度本来の趣旨をふまえ、返礼品競争に陥らないかたちでの税収増にしていくための方向性を探る。また、現行のふるさと納税制度そのものについても課題意識をもちながら、調査を進めていく。</p>				

2 事業の分析と個別事項評価

事業名	評価項目	評価	項目別改善ポイント
ふるさとTAMA 応援寄附金管理 運営経費	執行率	良好	執行率は当初予算比約170%で高い。2回の補正予算と2回の予算流用も、寄附金額増額に伴うポータルサイトの運営費・委託費不足の補てんであり、やむをえない。
	執行内容	良好	やむをえないことであるが、「寄附金額を増やそうとすれば、ポータルサイト利用の経費が増えるジレンマを抱える」ことになる。
	設定目標	要変更	決算カルテでは、「事業目的」とともに、令和6年度の目標として、「市外在住の個人からの寄附件数」増という目標と、「市の魅力発信、来街促進と産業振興」に寄与するという目標を明確に掲げるべきだ。
	成果指標	良好	目標の1つが、「魅力ある返礼品」の設定による「市外在住の個人からの寄附件数」の増ということだから、この成果指標でよい。
	目標達成	良好	ポータルサイトの活用・拡大、クラウドファンディング型寄附、「役務の提供」などにより、成果指標は大幅に達成しているが、「市の魅力発信、来街促進と産業振興」がどれだけ図られたのかは、このカルテでは不明。
	継続要否 (事業評価)	継続	今後とも魅力的な返礼品で「市外在住の個人からの寄附件数」を増やすべき。ただし、多摩市ならではの「役務の提供」に類する返礼品の検討、委託事業者の業務内容や費用対効果の精査をすべき。多摩市のファンになってもらうアプローチをより強化すべき。また「市の魅力発信、来街促進と産業振興」に寄与する面が明確になるような継続を求めらる。

### 3 来年度予算編成に向けての指摘・ポイント

ふるさとTAMA 応援寄附金管理 運営経費	<p>(1)「市外在住の個人からの寄附件数」を増やすために、今後も、市民や市内事業者(京王、サンリオ、ベネッセ、日本アニメ、地元の老舗店、街づくりを共にしている事業者など)と一緒に企画を考え、「魅力的な返礼品」メニューを増やすべき。</p> <p>(2)上記の返礼品メニューのなかに、人気アニメを活用して、聖地巡礼、写真撮影会・お誕生日会など特別感を味わえる企画、体験型などを加えることの検討を。</p> <p>(3)サイト上での返礼品のサムネイル(一覧表)の見せ方など、納税者の視点で分かりやすい工夫を。</p> <p>(4)ポータルサイトの活用については、業務内容や費用対効果を常に意識しながら臨んでもらいたい。</p> <p>(5)「ふるさと納税」制度の本来あるべき姿として、単なる返礼品競争に陥らないように、市外からの母校・図書館・自治会・市民団体等への寄附ができる道筋を検討すべき。また、寄附行為を通じて、多摩市のファンになってもらう仕組みづくりを。</p> <p>(6)決算カルテの書き方として、「市の魅力発信、来街促進と産業振興」に寄与する事業であることがわかる具体的な目標と成果を記載すべき。</p>
-----------------------------	--

### 4 その他本評価に関連して配慮を求める事項等

<p>(1)返礼品競争の現状について市は、「受益と負担という地方税の原則を歪めるもの」、「寄附本来の趣旨を促す制度とは言えず、また所得に応じて控除額の上限も高くなるしくみは、高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある」と指摘しているが、指摘のとおりと考える。「ふるさと納税」制度の廃止も含めた抜本的見直しを、強く国に求めるべき。</p> <p>(2)当面、「ふるさと納税」制度が継続するもとの、多摩市の政策や環境のよさに共感するファンをひとりでも多くつくることを意識して取り組んでもらいたい。</p> <p>(3)本事業は、所管の経済観光課にとどまらず、シティセールスや各地域の再整備・活性化計画とリンクさせるべき。</p>
---

### 1 評価対象

事業名	一般介護予防事業(一般会計)			
① 評価対象事業	決算額	9,966 千円	予算額	当初最終 10,879 千円 10,377 千円
② 選定理由	<p>多摩市では平成28年度にそれまでの介護予防等事業が一般介護予防事業として再編され、令和6年度からは重層的支援体制整備事業の開始に伴い事業の一部が特別会計から一般会計へと移行された。</p> <p>多摩市の一般介護予防事業について、その対象が第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者となっているか、社会参加や地域づくりにどのように寄与しているか、重層的支援体制整備事業の現状と、地域住民や関係機関、他の事業との関連性はどのようになっているか、などについて調査し、これからの多摩市の高齢化への対応と介護予防について議論を深めていく。</p> <p>なお、決算事業評価としては一般会計の一般介護予防事業を分科会評価対象事業として行うが、介護保険特別会計における一般介護予防事業についても一体的に行われているものとして決算事業評価の議論の対象の範囲とする。</p>			

### 2 事業の分析と個別事項評価

事業名	評価項目	評価	項目別改善ポイント
一般介護 予防事業 (一般会計)	執行率	良好	3月補正で50万2千円の減額を行い予算額1037万7千円とした。執行金額は996万6千円、執行率は96%で適正なものであったといえる。
	執行内容	良好	地域介護予防教室、介護予防リーダー養成講座、うんどう教室、介護予防ボランティアポイント事業、近所de元気アップトレーニング等予定通り執行されている。
	設定目標	要変更	一般会計、特別会計の事業の目的が同一であり、重層的支援体制整備事業の開始によって一部を特別会計から移行したことの意義が明確になっていない。また、当該年度の目標を明確にすべきである。
	成果指標	要変更	活動指標は65歳以上人口で、成果指標は高齢者人口の1割というのは、特別会計の従来型予防事業と同じ「指標」である。65歳以下の人も参加する事業であるなら指標は変えるべきである。
	目標達成	良好	一般介護予防事業対象者令和6年度の65歳以上人数43,420人の10%の4,342人の目標に対して、5,394人で12.4%と目標を2.4%高く達成されている。
	継続要否 (事業評価)	改善継続	現在の各事業を継続しつつ、現在できていない地域に広めていくことと、男性の参加割合が低い課題について改善を求める。また、指導者の交通費や参加者の財政的な個人負担が軽減できる仕組みを求める。

### 3 来年度予算編成に向けての指摘・ポイント

一般介護 予防事業 (一般会計)	<p>(1)近所de元気アップトレーニング等の会場の確保の支援や、指導者の交通費など、金銭的な負担軽減を検討して頂きたい。</p> <p>(2) 高齢化が進み、65歳を過ぎても就労する方が増える中で、リーダー不足が考えられるので、健幸まちづくりや協創推進室とも連携して、大学生や現役世代等を講師に迎える取り組みを進めて頂きたい。例えば、介護予防リーダー養成講座や近所de元気アップトレーニングを平日だけでなく、土日の開催も検討して頂きたい。</p> <p>(3)参加者数の目標は達成されているが、更に広く参加者が増加するように、特に課題である男性の参加者率の低さを改善する取組を求める。</p> <p>(4)介護予防事業の成果を数値化して可視化する取り組みの検討を求める。</p>
------------------------	--

### 4 その他本評価に関連して配慮を求める事項等

(1)重層的支援体制整備事業を本当に効果的なものとするためには、住民の自主性は尊重しつつも、国が責任を果たすことが必要である。

### 1 評価対象

① 評価対象事業	事業名	公園管理経費			
	決算額	806,431	千円	予算額	当初 804,345 最終 839,632 千円
② 選定理由	ニュータウンができてから50年が過ぎ、それぞれの公園が更新時期を迎える中、安全確保を第一に、今後の公園の管理をどのように進めていくのかが課題と思っている。「愛でるみどりから関わるみどりへ」のコンセプトで様々な取組を進める中で、令和6年度の取組を調査し、今後の進め方について検討したい。				

### 2 事業の分析と個別事項評価

事業名	評価項目	評価	項目別改善ポイント
公園管理経費	執行率	良好	執行率96%と高く、予算は適正かつ良好に執行されていると評価できる。
	執行内容	良好	国庫支出金や都支出金を活用しながら、市民一人当たりの公園面積が都内1位とされる広大な公園整備、危険な樹木の伐採を行うなど高く評価できる。利用環境整備・公園管理業務委託を実施したことや市内7公園での駐車場有料化を開始したことなど適切に執行できた。
	設定目標	要変更	目標にどのような変化があったのかわからない。新たなモデル事業等、令和6年度に予め立てていた計画については年度目標に具体的に上げるべきではないか。また、公園緑地の安全・安心への具体的な記載も必要ではないか。
	成果指標	要変更	公園と緑地を安全・安心に維持管理するための具体的な指標を検討してはどうか。
	目標達成	良好	年度目標の明確化がされておらず評価しにくい。大きな社会実験や駐車場の有料化などを抱えた中では妥当だと思う。
	継続要否 (事業評価)	継続	公園の再編は引き続きスピード感をもって進めていただきたい。技術者不足の時代でも事業者との連携を強化して質の高い公園運営をお願いしたい。また、パークマネジメント計画について市民に広く知っていただくような取組もお願いしたい。

### 3 来年度予算編成に向けての指摘・ポイント

公園管理経費	<p>(1)ワークショップや社会実験の取組み成果として、公園機能の再編について効果があまり感じられない。費用対効果を考え、事業者との連携を密にし公園再編を推進してもらいたい。</p> <p>(2)道路管理では、「マイシティレポート」というアプリを活用し、市民が道路の損傷や不具合をスマートフォンで即時に通報できるシステムがあるが、公園管理においても活用を検討してみたい。</p> <p>(3)落枝や倒木被害に対する事前対策について、令和6年度は積雪による倒木被害を受け補正予算を組んだが、事前に同レベルの点検ができるくらいの予算を確保するべきではないか。</p> <p>(4)住民との意見交換を丁寧に行い、利便性等を十分に考慮した上で、必要性の高い場所には、安全・安心で清潔なトイレを整備してほしい。</p> <p>(5)新たに導入された地理情報システム(GIS)を用いて樹木の状態や診断状況の見える化、公園の地図と連動した樹木診断マップの作成について検討してほしい。</p>
--------	--

### 4 その他本評価に関連して配慮を求める事項等

<p>(1)公園使用申請がオンラインでもできるような手続きの簡素化を検討してもらいたい。</p> <p>(2)適切に管理されていない緑も、緑被率やみどり率に含まれている。正確な実態把握の調査方法を考えてほしい。</p> <p>(3)ドローンやAIを用いた効率のいい樹木管理や点検手法を考えてほしい。</p> <p>(4)DXを活用した幅広い市民意見聴取方法や、データ解析のIT活用など研究してほしいか。</p>
---

### 1 評価対象

事業名	多摩市立複合文化施設等管理運営事業			
① 評価対象事業	決算額	406,659 千円	予算額	当初 401,835 千円 最終 407,701 千円
② 選定理由	<p>「多摩市みんなの文化芸術条例」において「地域の文化芸術活動の拠点施設」と位置付けられた多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)については、多摩市議会としても大規模改修にあたって特別委員会で議論を重ね、コスト面や多摩中央公園・中央図書館との連携など課題についても指摘してきた。リニューアル後3年が経過した新たな管理運営の中で、改修時の課題や目指していた新たな機能等の成果について調査・検証を行う。</p>			

### 2 事業の分析と個別事項評価

事業名	評価項目	評価	項目別改善ポイント
多摩市立複合文化施設等管理運営事業	執行率	良好	補正予算は光熱水費の高騰に対応したもので適切である。予算の執行率は99.74%と良好である。
	執行内容	良好	周辺整備も一定完了し、回遊性を活かした取り組みや情報発信については今後改善の余地があるが、施設の稼働率・貸館収入・来館者数などは前年を上回りおおむね良好である。
	設定目標	良好	文化事業、利用者新規獲得、広報の充実についてはおおむね適切に目標が設定されている。今後、博物館機能についても、目標を設定することが必要と考える。
	成果指標	要変更	大・小ホールの利用者数だけでは全体像をつかむことができないので、成果指標の見直しが必要である。
	目標達成	要改善	中央図書館の開館、多摩中央公園の部分開園の効果により、回遊性は高まっているが、施設利用と年間利用者数は目標値に届いていない。また、極端に移動率の低い貸室やオープンスペースの活用について、抜本的に見直すべき。
	継続要否(事業評価)	改善継続	文化芸術を通じた、活動の方向性は良い。基本方針に掲げる、子育て支援施設、周辺施設との連携などの具体化に力を入れてほしい。パルテノン多摩の役割は今後ますます重要になる。さらなる情報発信、利用促進、ひいては多摩市の魅力発信、にぎわい創出に向けた取り組みを求める。

### 3 来年度予算編成に向けての指摘・ポイント

#### 多摩市立複合文化施設等管理運営事業

中央図書館、多摩中央公園といった周辺環境整備が完了した。多摩市みんなの文化芸術条例で規定された「地域の文化芸術活動の拠点としてみんなの広場になるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設」の実現に向けて取り組みを進める必要がある。

【令和6年度の目標】については賛同するところ、以下具体的に指摘する。

#### (1)「音楽、演劇、古典芸能などバランスの取れた文化事業の実施」について

- ① 公演内容については、より市民に身近な演目も選定するとともに、実施主体の多様性を担保すべき。
- ② 未就学児や親子での公演鑑賞について検討すべき。
- ③ 現在、行われていない映画事業については市民文化団体との協力で実施に向けた検討をすべき。

#### (2)「施設利用者の新規獲得に向けた取り組み(一般開放、貸館営業、中央図書館との連携)の実施」について

- ① クラフトラボおよびキッチンラボの稼働率が著しく低い。抜本的な改善を求める。
- ② キャンセル料が発生するタイミングなど予約システムの見直しや公演・貸館の当日割引などの工夫を求める。
- ③ 多摩中央公園、中央図書館との連携と回遊性の充実を図り、オープンスペースの利用促進を求める。
- ④ 2階部分について、めざす社会包摂機能を有する施設としての姿が見えない。より具体的な取り組みを求める。
- ⑤ 文化施設としてトイレの充実が必要。温水洗浄便座の設置を求める。
- ⑥ 市民学芸員との共同で行っている回廊展示については高く評価できるものであり、しつらえの見直しや周知の充実でより活かすことを求める。

#### (3)「ホール施設における主催事業以外のイベントに関する広報の充実」について

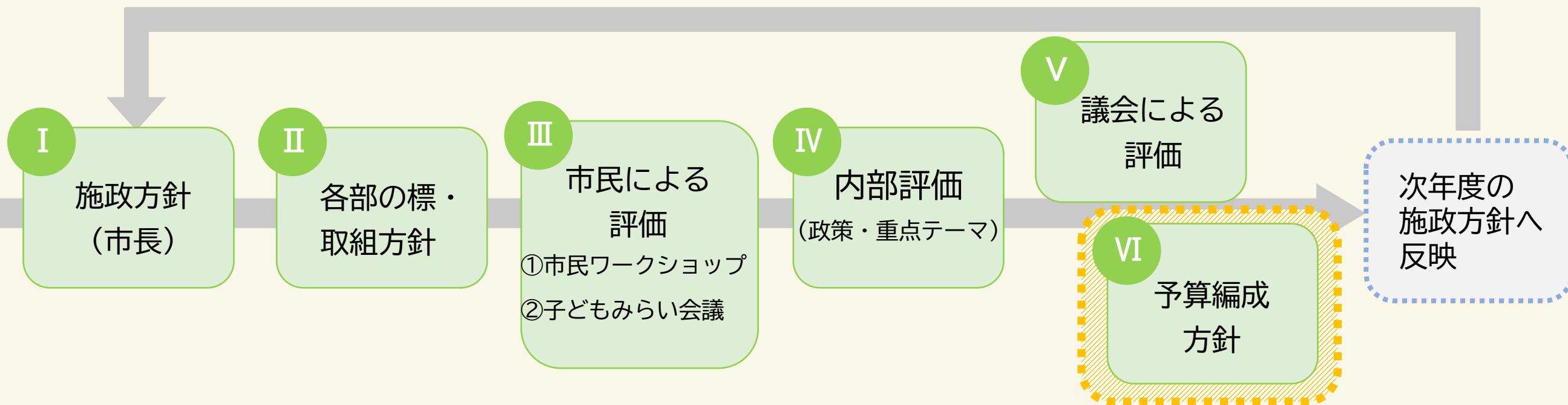
- ① 「パルテノン多摩NEWS」の配布の工夫・拡充が始まっている。公演関係以外の情報についても周知すべき。
- ② SNSでの発信については、主催事業以外の情報も、より充実すべき。
- ③ 舞台芸術系アウトリーチ型事業の取り組みを強化すべき。
- ④ 多様な市民の活動と連携し、ワークショップやアウトリーチ事業を通じて、文化を創造し、文化芸術活動の場となる取り組みの推進を求める。

以下、博物館機能について指摘する。  
博物館機能については、ひとつの柱となる事業にもかかわらず目標なども設定されていない。位置づけを明確にし、取り組みの推進を求める。

### 4 その他本評価に関連して配慮を求める事項等

- (1) 近隣公共ホールと連携強化を進めるべき。
- (2) トイレの案内表示等については、より見やすいものにしていく工夫が必要。
- (3) 事業カルテの内容は見やすく、記載もわかりやすい。今後は、記載の課題や方向性は重要である。積極的に取り組んでいただきたい。
- (4) ウェブページについては、より親しみやすいものに改良を求める。

# VI 予算編成方針



7多企財第224号  
令和7年10月15日

各部（局・室）長 殿

市長 阿部 裕行  
（公印省略）

#### 令和8年度（2026年度）予算編成方針（通達）

令和8年度は、第六次多摩市総合計画が4年目を迎え、基本計画の改定に着手する年度である。これまでの積み重ねを基礎にして、基本構想で定めた6つの目指すまちの姿の実現と3つの分野横断的に取り組むべき重点テーマである「環境との共生」、「健幸まちづくりの推進」、「活力・にぎわいの創出」に向けた取組を着実に進め、次のステージへとつなげていく年度である。

本市の財政は、歳入の根幹をなす市税は賃金の上昇等により引き続き市民税の増収が想定されるものの今後の景気動向の不透明性を踏まえると市税全体としては大幅な増収は見込めない。一方、歳出は、物価高騰や社会保障関係経費の増加等の経常経費の増加が懸念されており、更には複数の大型公共施設の更新等が控えていることから、これらの課題に対応できる財政基盤の確立が必要となっている。

基礎自治体として将来にわたり持続可能な行財政運営を続け、多様化する行政需要に対応していくためには、既存の考え方や事業を改めて見直すこと、大胆かつ柔軟な発想で臨むことが必要となる。各部・局・室ともこれまで以上に創意工夫を凝らし、改めて最少の経費で最大の効果を挙げるという基本原則に立ち、3年先、5年先を見据えた中で、今から何に取り組むべきか、来年度何をやるかの視点で新年度予算編成に取り組んでいくものとする。

ついては、令和8年度予算編成方針を以下のとおり定めるので、本通達に基づき予算を編成されたい。

#### 〔国及び東京都の状況〕

直近の月例経済報告では、わが国の景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある、としている。

国の令和8年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行き、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する、としている。

一方、東京都の令和8年度予算は、「2050東京戦略」の迅速かつ確実な実行に向け、大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、明るい未来を実現する予算として、第一に、将来にわたり東京が世界の成長を牽引し続けられるよう、「人」が輝き、活力が溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、従来の発想にとらわれず、スピード感を持って積極的に展開すること。第二に、AIの徹底的な利活用などにより、都民が真に「実感」する行政サービスの向上を図ると同時に、より成果重視の視点から、社会の変化への的確な対応と施策の効率性・実効性の向上に向けて、事業の見直しを徹底し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持する、としている。

#### 〔本市の財政状況〕

令和6年度決算は、定額減税の影響等により市税全体では4.5億円減少したが、減収補てん特例交付金が6.7億円増加したこと等により、経常一般財源としては7.8億円ほど増加したその一方で、物価高騰や労務費上昇による物件費の増加や扶助費の自然増等により、経常経費充当一般財源は15.8億円ほど増加したことから、経常収支比率は2.6ポイント増加し、90.4%となった。令和7年度予算編成時に予算要求段階で80億円近い財源不足が生じたことを踏まえると、先行きは不透明ながら依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれる。とりわけ、歳入の大きな柱である市税は、中長期的には人口減少や、高齢化の進行等により市民一人当たり納税額の減少が想定されるほか、ふるさと納税利用者の増加に伴い、他自治体への流出額が拡大傾向であることを踏まえると、先行きを厳しく見据える必要がある。

今後も想定される物価高騰や労務費の上昇、社会保障関係経費の増加に加え、公共施設の老朽化対応などに備え、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかねばならない。特に、令和10年以降に予定している複数の大型公共施設の更新・整備に際しては大きな財政負担が見込まれるため、小規模な施設改修を前倒して実施することで、事前に財政負担等の軽減を図りつつ、その先への備えをしていくことが重要となる。

また、普通交付税の不交付団体である本市は、景気動向や国の制度改正による影響を受けやすく、特に景気後退局面ではその影響が大きいことから、税制改正や社会保障制度などの動きについて十分見極めるとともに、国や都に対し、適時適切な働きかけを行っていく必要がある。

#### 〔令和8年度予算編成の基本的な考え方〕

令和7年度予算編成時に予算要求段階で80億円近い財源不足が生じたが、前述したとおり今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる。そのため、国・都支出金や各種の財団助成事業等の動向把握と情報の共有に努め、積極的な歳入の確保を念頭に予算編成を行うこと。また、常に変わる社会動向や多様化する行政ニーズに対応していくため、各部において予算を編成する際には、業務の棚卸しも含めて既存事業の必要性を精査し、事後検証を一層強化していただきたい。また、デジタル技術の活用や手法の転換による業務改革を推進し、新しい業務スタイルを構築するなど、歳入歳出両面における見直しや再構築を行うことにより、持続可能な行財政運営を堅持すること。しかし、その中でも、行政評価の中で推進していくこととした取組等については、予算を重点的に配分していくなどメリ

ハリをつけていくものとし、以下を基本的な考え方として新年度予算編成に取り組むものとする。

#### 1 総合計画の着実な取組

行政評価における議論を踏まえ、各部・局・室が主体的に目指すまちの姿の実現に向けて事業計画に磨きをかけるとともに、分野横断的に取り組むべき3つの重点テーマについては、下記に基づき取り組むこと。

##### (1) 環境との共生

目標年次である2030年が刻々と迫っていることから、あらためてカーボンハーフの達成に向けて、施設所管部署において省エネルギーの推進や再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、すべての部署においても地球環境への負担軽減等の取組を、我がこととして進め、市民に対し率先垂範の姿勢を示すこと。

##### (2) 健康まちづくりの推進

健康まちづくりは、まちぐるみ、そして組織一丸となった取組であることを再認識し、それぞれの部署において、市民の健康な生活の獲得支援に向けた取組を深化させるとともに、令和7年10月1日にリリースしたアプリを活用した健康ポイント事業との連携について積極的に検討し、市民の健康寿命の延伸と健康増進を図ること。

##### (3) 活力・にぎわいの創出

ニュータウン再生や駅拠点等の再整備をはじめとするまちの賑わい創出、地域共生社会の実現に向けた取組を、市民をはじめとする多様な主体とともに積極的に進めていくことで、子育て世帯を中心とした新たな来街者や定住者の呼び込みと関係人口の増加や地域経済の活性化、担い手不足の解消、市民生活の向上につなげるとともに、まちの魅力を高め、これを発信していくこと。

#### 2 猛暑等の気候変動や頻発化する災害等への取組

これまでにない異常気象が続いていることを踏まえ、猛暑等の気候変動や頻発化・長期化する災害などへの対応については、これまで以上に危機管理への備えと感度を高くし、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とした取組を行うこと。

また、老朽化したインフラや老木化・大径木化した樹木等が要因となって他自治体で発生した事故を踏まえ、適切かつ持続可能な維持管理、更新を進めること。

なお、猛暑等の気候変動は、今までの社会の常識では対応できなくなってきたレベールに達していることから、事業の実施時期の見直し等柔軟な対応を図ること。

#### 3 物価高騰を踏まえた対応

物価高騰は依然として市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、引き続き、生活支援や経済活動への支援に取り組むこと。

また、予算積算にあたっては、これまでの実績や物価の上昇を踏まえ、経費が高止まり

することを想定しつつもコスト削減に努めること。

#### 4 持続可能な行財政運営に向けた取組の強化

厳しさを増す財政状況と限られた人財の中、持続可能な行財政運営を確立し、最適な市民サービスを提供していくことが我々自治体の責務である。

第六次多摩市総合計画で描く目指すまちの姿の実現に向け、多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画に基づき取組を進める必要がある。

具体的には、前例や既存の枠組みにとらわれず事業をゼロベースで見直す視点を持つとともに、現状を的確に把握し、BPRやデジタル技術、公民連携といった手法を最大限活用すること、組織を横断した検討を行うことにより社会状況や市民ニーズの変化に的確に対応した事業への「アップデート（最新化）」に取り組むこと。

また、今年度新たにアセットマネジメント計画を策定する予定であることを踏まえ、公共施設については将来ニーズを見据えた公共サービス・機能の最適化を検討すること。

これらの変革に取り組んでいくために、柔軟な発想をもって未来のためにチャレンジする風土の醸成、人材育成が不可欠であり、全庁一丸となって複雑化、多様化する行政課題の解決に積極的に取り組むこと。

##### 〔留意すべき事項〕

- (1) 市議会の令和6年度決算審査事業評価や予算決算特別委員会における提案等について、その趣旨を斟酌のうえ、新年度の予算編成ほか今後の事業展開に活かすこと。併せて、監査委員からの指摘事項に留意し、歳入・歳出ともその根拠や内容を組織内で十分に議論・確認し、年間の所要額を見通した適切な予算編成を行うこと。特に、消費税の取扱については、課税取引なのか非課税取引なのか十分な確認を行うこと。
- (2) 多摩市自治基本条例に基づくまちづくりを基本に市民生活のさらなる推進を図るため、市民との対話の機会を増やすことや情報共有、市民団体・NPOなどと様々な分野での協働を一層推進し、地域協創の取組を進めること。また、新たな担い手の確保や大学や地元企業との連携をさらに進めること。
- (3) 市民生活に影響する社会保障制度等、国や都による諸制度の改正動向に十分留意し、遺漏なきよう適切に対応するとともに、補助金等の有無に関する情報を把握、確認し、他部署での適用などを含め庁内で情報を共有し、複数部署での横断的な事業補助制度の活用など、積極的に新たな歳入確保に努めること。
- (4) 制度改正等の周知については、市民に理解を得られるよう工夫を図ること。また、昨今の状況を踏まえ、デジタル技術の活用を積極的に行い必要な情報が必要な人に届く手法を十分検討すること。
- (5) 「行財政運営手法の転換」の観点から、民間活力の導入や他自治体との共同実施など、行政の役割を再検証し、根本から手法を見直すことに加え、広告の活用など、一般財源に依存しない手法による取組についても引き続き推進すること。また、AIやRPA等デジタル技術の活用、弾力的な人員配置による業務執行体制の構築など、より効率的かつ正確な事務執行体制の確立を図ること。このほか、都市

計画税の有効な活用を図っていくため、都市基盤施設の整備・改修方法の検討を進めること。

- (6) 改めて予算編成や事業カルテ等の作成の意義を確認し、実績の経年変化も踏まえた事業評価を行った結果に基づいて予算の積算根拠や計上数値の精査を行うとともに、目的を達成している事業や代替の方策により実施可能な事業については廃止・縮小・統合など、必要な見直しを行った上で、予算計上を行うこと。
- (7) 予算の計上漏れなど事務ミスに起因する予算流用や予備費充当が毎年度繰り返し生じており、市議会からも厳しく改善を求められている。隔年で実施する事業の確認や、課を跨いで計上する予算についても注意すること。
- (8) ワークショップ等の開催における市民の選出にあたっては、多様な世代に参加してもらうよう検討すること。特に若い世代の参加が促進されるよう工夫すること。
- (9) 国政の状況によって、急遽の対応が生じる場合等もあるため、その動向を注視し、適切に対応すること。
- (10) 市民の申請等の行政手続きにおいて、来庁せずに、スマートフォンで手続きが完結できることを念頭にした取組を進めること。
- (11) 予算編成にあたっては、庁内会議等で一定の結論が出ていないなど、調整が済んでいない状況で計上した場合は、予算化されないこともあるので注意すること。
- (12) 令和8年度は4年に一度の市長選挙が行われる年度にあたる。基本的に年間予算として編成を進めること。
- (13) 上記のほか、令和7年8月28日付企画政策部長通知文書「令和8年度予算要求書の提出について（依頼）」を確認の上、進めること。

# 参考資料

---

多摩市の行財政運営に関する資料

## 多摩市の行財政運営に関する主な資料

### ■行財政運営に関する資料

- ・中期財政見通し

「中期財政見通し」は、行財政環境が大きく変化する中、市民の皆さんと共にこれからのまちづくりを考えていくための資料として、今後4年間の財政の見通しや、公共施設のマネジメントや、財政健全化の現況、市としての取組の方向性等をお示しするものです。

URL : <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/kaikaku/unei/1004965.html>



### ■行財政改革に関する資料

- ・第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）」の達成状況（総括）について

「多摩市行財政改革大綱」（昭和61年）以来、継続して取り組んできた行財政改革の第9次となる計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み」が、令和5（2023）年度をもって、取組期間が終了したため、各取組の達成状況等を振り返り、総括として取りまとめたものです。なお、令和6（2024）年度からは第10次の行革計画「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画」（令和6～9年度）のもとでの取組を推進しています。

URL : <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/kaikaku/gyouzaiseikakaku/1004952.html>



### ■財政状況に関する資料

- ・多摩市の財政状況（決算の概要） 普通会計による多摩市の分析

普通会計による多摩市の財政状況を、過去からの推移や他の自治体との比較により分析したものです。

（普通会計とは、地方財政統計上の会計区分です。全国の自治体で同じ条件で数値を出しているため、他の自治体との比較ができます。）

この『多摩市の財政状況』については、各年度の『多摩市の財政白書』（各年度末3月発行）の「第3部 決算状況の推移と他市との比較」にも掲載しています。

URL : <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/zaisei/jyoukyou/1004939.html>

- ・『多摩市の財政白書』 決算についての解説書

多摩市の決算についての主な資料を1冊にまとめ、更に基本となるデータを追加したものです。

URL : <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/zaisei/jyoukyou/1004940.html>



- ・多摩市の財務書類

多摩市では、市の財政状況をわかりやすく市民の皆さんにお知らせするために、平成12（2000）年度から「総務省方式」のバランスシートを公表してきました。

さらに、平成20（2007）年度決算からは、「総務省方式改訂モデル」による財務書類を作成し、平成20（2008）年度決算からは、普通会計だけでなく、特別会計・一部事務組合・外郭団体等を含めた「連結財務書類」を作成してきました。

平成28（2016）年度決算から、総務省より公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づく財務書類を作成し、公表しています。

URL : <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/zaisei/jyoukyou/1004935.html>

印刷物番号

7-42

多摩市行政評価レポート

～令和7（2025）年度における行政評価の取組～

令和8年2月発行

発行 多摩市

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

Tel042-375-8111(代表)

編集 企画政策部企画課

頒布価格 280円